

広島県立文書館 収蔵文書目録

安芸国^{たかみや}高宮郡^{かみなかの}上中野村 永井家^{ながい}文書目録

- このPDFファイルは、平成9年(1997)3月に刊行した『広島県立文書館収蔵文書目録 第4集』に収録されている「安芸国高宮郡上中野村 永井家文書目録」を再編集したものである。
- 本ファイル作成にあたって、見かけ上のレイアウトは作りなおしたが、史料の排列と項目編成は、上記『収蔵文書目録 第4集』と変更はない。

広島県立文書館

凡 例

- 1 本ファイルには、「安芸国高宮郡上中野村 永井家文書目録」を収録した。
- 2 目録は、解説と目録本文(文書リスト)に分かれている。解説・本文ともに、その文書群の発生の仕方を考慮し、組織・機能・行為等に基づいて重層的な項目を立てた。
- 3 解説と目録本文の体裁は次のとおりである。

(1) 解説

解説は2で述べたように重層的な項目構成をとった。最上位が文書群全体についての記述で、以下必要に応じて各下位項目ごとの解説を以下のような形式で記述した。項目の配列は階層ごととしたため通読には不便であるが、上位・下位のページを適宜参照していただきたい。

①	②	③	④
4. 貢租 [/ 1. 上中野村庄屋文書](132件)	p.6	・	p.29
⑤	貢租に関わる職務は庄屋の役目の中でも特に重要なものである。この項目には、村にかかる諸負担の賦課・納入等に関し、村役人の職務執行にともなって作成・授受された文書を収めた。村役人の手許に残る貢租関係文書として見た場合、永井家文書の残存についての所見は次のとおり。		
	(中略)		
	この項目では、本年貢や雑税のほか御用銀に関わるものも含めることとし、年貢の賦課・徴収に関わる一連の手続きや負担物の区分けに基づいて、「貢租」の中をさらに以下のような構成にした。		
	1. 免状..... p.20	6. 諸役..... p.36	
⑥	→ 2. 免割..... p.20	7. 菜種..... p.36	
	3. 取立..... p.21	8. 諸物産..... p.36	
	4. 納入..... p.21	9. 御用銀..... p.21	
	5. 村入用..... p.21	10. その他..... p.37	

① 項目名

その項目に上位項目がある場合には [] の中に記した。全角スラッシュ / は、その右側が上位項目、左側が下位項目であることを示す記号である。

② データ件数

その項目に含まれるデータの件数を示す数字。綴や継物の内訳が詳しく記述される場合や、重出処理したものもあるので、実際の文書点数とは異なる数字である。

③ 上位項目の解説記述ページ

④ その項目に対応する目録本文(文書リスト)のページ

⑤ 解説本文

⑥ 下位項目一覧とその記述ページ

下位項目のうち、解説記述があるものについてはその解説ページを、そうでないものは目録本文のページを示した。

(2) 目録本文

1. 上中野村庄屋文書(法制, 領主) 永井家文書(8824)				
番号	表題	年代	作成	形態
①	1. 上中野村庄屋文書 (p.6) 1. 法制 [/ 1. 上中野村庄屋文書] (p.12)	⑤	⑥	⑦
1	公儀御掟写 巻卷 内題天明撰令, 永井蔵書印あり。	天明年間 安政 4.1. 写	上中野村庄屋永井宗右衛門写	縦冊
②	③④	⑧		

① 項目名

項目名の後ろに [] でその上位項目を記した。全角スラッシュ / を挟んで右に行くほど上位である。その項目に対応した解説記述がある場合には、() でそのページを示した。

② 文書番号

③ 重出マーク

複数の項目に重出させた文書には を付した。

④ 文書表題

表題は、原表題もしくは柱書等を探り、それが無いものは仮題を付けて [] 書きとした。表題だけで内容が判別できないものは内容摘記を () で補った。

⑤ 年代

和年号で示した。干支だけのものはそれを採用し、推定年代には () を付した。なお「年」「月」「日」は省略し、.(ピリオド)で表記した。

⑥ 作成

授受関係があるものは、差出者と宛先を で結んで表記した。連署文書は適宜省略して「外 名」等と記した。奥書・裏書等がある場合は を付して表記した。

⑦ 形態

冊子型文書は、縦冊・横長・横半等に区別し、一紙文書は、縦紙・切紙・縦継紙・切継紙・折紙・一紙等に区別して表記した。また、まとまりのあるものは、括・袋・綴・包等と記した。これらの区分に該当しないものも形態に応じた表記を採った。

⑧ 備考

補足事項がある場合は を付けて次行に記述した。

4 本目録では、文書の表題などに現れる封建的身分差別を示す言葉はそのまま掲載したが、地名等については一部表記に配慮したところがある。この点については、「利用にあたって」を参照されたい。

5 本目録の執筆は当館研究員長沢 洋が担当した。

利用にあたって

1. 利用の方法

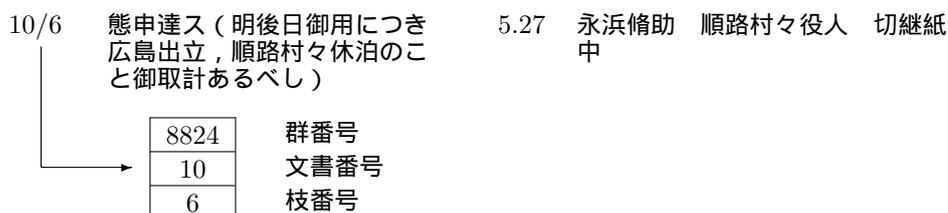
本目録に掲載された文書は、原則として広島県立文書館内においてのみ閲覧利用することができる。利用の際は、本目録に記された請求記号と文書表題に基いて史料を特定し、所定の用紙に記入のうえ閲覧請求をしていただくことになる。

請求記号は、「群番号」と「文書番号」から成っている。群番号は出所を同じくする文書群（たとえば家文書など）ひとつごとに付けられた番号である。本目録に掲載された永井家文書の群番号は 8824 である。

この群番号と個々の文書に付けられた文書番号を組み合わせたものが請求記号になる。以下に掲げる例のように請求記号は 3 段に分かれている。上段が群番号、中段が文書番号、下段は文書番号の枝番号である。目録本文の番号欄にあるスラッシュ / は文書番号と枝番号を分かつ印である。

なお、文書の複写と出版に関しても、所定の様式で当館に申し込んでもらえれば可能である。

【請求記号の例】



2. 閲覧制限等

本目録には寄託された永井家文書のすべてを掲載してある。しかし、すべてが無条件で自由に閲覧利用できるわけではなく、利用に際して一定の制限が付されるものがいくつか存在する。これは「基本的人権の尊重」と「史料の公開利用」という 2 つの原則を共に実現するための措置である。これについて当館の考えを述べたい。

一般的に言って、文書資料は図書などとは異なり、不特定多数の人に読まれることを想定して作成されたものではなく、このために人に知られたくない個人の秘密などが書かれている場合がある。また、当館のような機関が収蔵する古文書類は大部分が近世から近代にかけて作成されたものであり、そこにはその当時の社会が持っていた様々な差別の諸相が直截に示されていることも少なくない。

このような文書資料の利用について、史料保存利用機関がどのような考え（態度）を持つかは一様ではないが、最も極端なのは、特定の文書を目録から外してその存在を公にしない（もちろん閲覧利用も認めない）ことであろう。また、どのような文書にも無条件で自由な利用を認めて全く制約を設けないことも、これとは逆の意味で極端である。

当館ではこのいずれの考えも採らない。史料の存在を隠蔽することは、事実を抹殺するに等しく、知る権利や学問の自由を侵害し、さらに言えば、様々な社会矛盾や差別を科学的に解明するための手段をあらかじめ封じる行為に他ならないと考えるからである。また、無頓着や悪意によって史料が反社会的な（たとえば基本的人権を侵すような）利用のされ方をする危険性を、史料保存利用機関が顧慮する必要は全くない、とも考えない。

したがって、本目録の編集および所載文書の閲覧利用について、当館は以下のような方針を持つことにした。

1. 目録には寄託された文書のすべてを収載する。
2. 文書の表題などに封建的身分差別を示す言葉が現れることも当然あるが、目録表記の上ではそのまま掲載し、地名等が現れる場合のみ一部表記に配慮する。
3. 収載された文書はすべて閲覧利用の対象とする。
4. 内容上、安易な利用を許さない文書については、一定の条件を付した上で閲覧に供する。

なお、本目録に収載したものの中には、やむを得ず1点だけ代替物（修正を施した写真版）で閲覧提供する文書があることをお断りしておきたい。

「基本的人権の尊重」と「史料の公開利用」を実現するための当館の考えは以上のとおりである。この点を御了解いただき、文書の利用にあたっては人権尊重の立場で調査研究に役立てられることをお願いしたい。

目 次

	解説	目録		解説	目録
1. 上中野村庄屋		10 32	10. 頼母子		18 51
1. 法制		11 32	11. その他		19 51
2. 領主		12 32	12. 不明		19 52
1. 藩主社寺御礼		— 32	13. 包紙		19 52
2. 藩主年頭御礼		— 32	2. 藍座御用懸り		19 53
3. 藩主（若殿）		— 33	3. 明治初期公職		19 53
4. 代官		— 33	1. 少長		20 53
3. 土地		12 33	2. 用係		21 53
4. 貢租		12 34	3. 地等議員		22 55
1. 免状		13 34	4. 上中野村総代		23 55
2. 免割		13 34	5. 学校世話役		23 56
3. 取立		14 34	6. その他		24 56
4. 納入		14 35	7. 不明		24 56
5. 村入用		14 37	4. 下中野村庄屋		24 57
6. 諸役		— 39	5. 家		24 57
7. 菜種		— 39	1. 家産・経営		25 57
8. 諸物産		— 39	1. 「願届扣綴」		26 57
9. 御用銀		15 39	2. 土地		26 62
10. その他		— 40	3. 貢租・税金		27 66
5. 戸口		15 40	4. 貸借		27 68
1. 人数改め		— 40	5. 井手入費		27 69
2. 宗旨判形		— 40	6. 賄		27 69
3. 移動		— 40	7. その他		— 69
4. 職人		— 41	8. 一括・綴		— 70
6. 村政		16 41	2. 家政		27 70
1. 村況		— 41	3. 家族・相続		28 70
2. 達・用状		16 41	4. 書状		28 70
3. 村役人		17 42	5. 教養		28 72
4. 凶荒・救恤		17 43	6. 非文書		— 72
5. 社寺		— 44	7. その他		28 72
6. 通行		— 44	6. 永井宗右衛門履歴		28 73
7. 牛馬市		17 45	7. 永井宗右衛門筆写資料		29 74
8. 褒賞		— 45	8. 永井慶次郎関係資料		29 74
9. 村内投げ出し		17 46	9. 永井 博関係資料		29 83
10. 貸借		— 46	10. 永井 博整理文書		30 83
11. その他		18 46	11. 不明		30 85
7. 治安		18 47	12. 一括・綴		31 86
8. 争論		18 50	13. 断簡・反故・包紙等		— 89
9. 楮		18 51			

安芸国^{たかみや}高宮郡^{かみなかの}上中野村・永井家^{ながい}文書解説

【出所・受入】

永井家文書は、安芸国高宮郡上中野村（現在の広島市安佐北区可部）の庄屋職を幕末に勤めた永井家に伝来した村方文書で、平成元年(1989)1月に原蔵者の永井氏から広島県立文書館に寄託された。

【点数と年代】

本文書群の点数は274点(129冊,100点,23括,17綴,4袋,1舗)。ただしこれは括・綴・袋等の内訳点数を除外した数字で、実際に目録に掲載したデータ件数は重出を除いて1219件である。文書の及ぶ年代は、正徳5年(1715)から昭和15年(1940)まで。大部分は江戸後期(19世紀以降)から大正末年までの範囲のものである。

【全体の形状】

本文書群を形態別に見ると、台紙に貼り付けられた文書、括・綴・袋等の一括文書、冊子類、の3種類に大別できる。一括文書に含まれず台紙にも貼られていない1枚もの(“状もの”とも呼ばれる)は数が少ない。

台紙に貼り付けられた文書は、第二次大戦前に永井博(故人)の手によって仕立てられたものである(「10. 永井博整理文書」の項目(p.83)を参照)。一括文書は、こよりで括られたものの他に単に丸められたただけのものも多く見られ、中には明らかに近年になって人の手が加わったと思われるものもある。冊子類は、横長の形状のものが大半を占めている。

【永井家について】

永井家は「表河内」(ひょうがわち)という屋号を持ち、正徳年中頃より上中野村の役人を勤めていたらしい。「永井氏歴代役勤の覚」(182)等によって、本文書群の発生と伝来に直接関わりのある永井家歴代を掲げると次のごとくである。

太郎右衛門	正徳年中に組頭を勤める。寛永6年(1629)生まれ。正徳5年(1715)没。
孫七	享保18年(1733)頃から51年間組頭を勤める。宝永6年(1709)生まれ。天明6年(1786)没。
太郎右衛門	病弱で無役。文政3年(1820)没。
多助	文政5年(1822)から嘉永元年(1848)まで組頭を勤める。慶応3年(1867)没。
宗右衛門	嘉永元年(1848)から文久2年(1862)まで組頭、文久2年から明治5年(1872)まで庄屋を勤める。文政8年(1825)生まれ。明治19年(1886)没。
慶次郎	沼田高宮山県郡書記・安佐郡書記・安佐郡会議員・可部町長等を歴任。慶応2年(1866)生まれ。大正14年(1925)没。
博	慶次郎四男。昭和8年(1933)国学院大学卒業。京都菊花高等女学校に就職。のち郷里に帰る。教員を勤めるかたわら郷土史を研究する。明治42年(1909)生まれ。昭和20年(1945)没。

永井 博の書き残した「安芸国高宮郡上代郷土史研究資料集伝説口伝俗伝」〔164/1〕によれば、永井家の先祖は上中野村上中にある通称古屋敷というところに住んでいたという。太郎右衛門（多助の父）のときに家運が傾いたが、倅の多助が同じ上中野村の上市に出て一代で財を築いた（実際、多助あての田畑売買証文が多く残されている）。

宗右衛門は、多助の甥にあたる人物で、男子のいない多助の養子となり、養父の跡を継いで19才で組頭になった。のちに庄屋役を勤め、廃藩置県後も少長・用係・学校世話役・地等議員等の公職についている。彼の居住地は、文書によれば、幕末頃までは上市と呼ばれ、明治になってからは下ノ町と記されているが、明治10年頃に町村の境界が一部変更されて当家は可部町の住民となっている。

慶次郎は、明治15年(1882)の沼田高宮山県郡役所当分傭使を振り出しに、郡役所吏員生活を続け、退任後は郡会議員・可部町長を勤めた。

【上中野村について】

安芸国高宮郡上中野村は広島藩の蔵入地で、村高は、元和5年(1619)の「安芸国御知行帳」(『広島県史』近世資料編II)では576.3石、寛永15年(1638)の地詰で641.643石、正徳4年(1714)の地詰で648.916石になり、『芸藩通志』や幕末の年貢免状でもこの石数が記されている。

文政2年(1819)の「郡中国郡志」(広島城郷土館収蔵黒川家文書)によれば、中野村は上下あわせて元は一村だったといい、両村の土地は混在していた(『芸藩通志』の村絵図でも両村は一緒に描かれている)。東は可部町と下町屋村、西は上下両四日市村と大毛寺村、南は沼田郡八木村、北は綾ヶ谷村・九品寺村・水落村に、それぞれ接し、村の広さは下中野村も含めて東西5丁半、南北12丁半である。おおむね可部町の中心部から西側に広がる平地部分が村域に相当する。

「郡中国郡志」の記すところでは、村内は大体平地で、村民には無高の「浮過」が多く、六割方は可部で舟に乗ったり荷物の運送に携わり、女は山繭の横紬や薪で渡世する、という。この点は下中野村も大体同様である。両村は太田川・根の谷川・帆待川の三筋の川に接しており、村内には広島・石州・庄原の各本往還も通っていた。村内の上市・水主町かこまちなどは近世中期には可部町と連続した町屋を形成していたようである(『可部町史』p.399)。

廃藩置県後、上中野村は広島県に属した。はじめは綾ヶ谷・南原・水落・九品寺の4箇村とともに第63区に編成され、明治5年(1872)4月に大区小区制が敷かれるとそのまま第7大区5小区となった。明治15年(1882)には上下中野村は合併して中野村となったが、この頃の永井家は前述のごとく可部町の住民となっている。明治22年(1889)に中野村は城・中島・上原の諸村と合併して中原村となり、のち昭和17年(1942)に可部町に合併され、現在は広島市安佐北区可部町の一部となっている。

【文書群の構造と目録編成】

文書を残した永井家歴代の人物ごとに本文書群を分けてみると、およそ次のような特徴を指摘できる。

- (1) 多助以前 多助とその2代前の孫七，3代前の太郎右衛門は組頭を勤めるが，残存する文書の大部分は土地の売買証文などで，役職に伴って作成・授受した文書類は見あたらない。
- (2) 宗右衛門 分量は本文書群の過半数を占める。大半は上中野村の庄屋をはじめとする役職に伴って作成・授受した（あるいは引き継いだ）文書記録である。他に家の家産や経営に関わる文書，書状類も残存する。
- (3) 慶次郎 慶次郎個人の履歴に関する書類と，家の家産や経営に関する文書が多く，他に若干の書状が残る。
- (4) 博 郷土史研究に関する資料（ノート類・ガリ版資料など）を残すとともに，古文書の整理を試み，本文書群の形状に独特の痕跡をしるしている。

文書発生事由を考慮すると，本文書群は，公職関係文書・家関係文書・個人関係文書・その他，という構造をしていると考えられる。これに基づいて本目録では，以下の13の大項目を立てることとした。1～4が公職関係文書，5が家関係文書，6～10が個人関係文書，11～13がその他である。各項目の下には必要に応じていくつかの階層のサブ項目を設定した。

1. 上中野村庄屋 …………… p.10	8. 永井慶次郎関係資料 …………… p.29
2. 藍座用懸り …………… p.19	9. 永井 博関係資料 …………… p.29
3. 明治初期公職 …………… p.19	10. 永井 博整理文書 …………… p.30
4. 下中野村庄屋 …………… p.24	11. 不明 …………… p.30
5. 家 …………… p.24	12. 一括・綴 …………… p.31
6. 永井宗右衛門履歴 …………… p.28	13. 断簡・反故・包紙等 …………… p.89
7. 永井宗右衛門筆写資料 …………… p.29	

【寄託以前の調査・利用状況】

本文書群は、『可部町史』（1976年刊）編纂の際に調査・利用されており，目録は可部町文化財保護委員会が昭和42年（1967）4月に刊行した『可部町古文書目録 第貳輯』に収載されている。

1. 上中野村庄屋（437件） 上位項目解説(p.7) ・ 目録(p.32)

この項目に収めたのは、上中野村の村役人が職務執行に伴って作成・授受した文書記録類である。分量は永井家文書全体の約3分の1（422点）を占める。

年代は、享保年間のもの写し2点を除けば安永6年(1777)から明治5年(1872)の廃藩置県にまで及ぶ。大部分は永井宗右衛門が庄屋在任中（文久2年〔1862〕12月～明治5年〔1872〕1月）に作成・授受したものであるが、他に、宗右衛門が前任の庄屋から引き継いだと思われるもの、および彼が上中野村の組頭に在任中（嘉永元年〔1848〕10月～文久2年〔1862〕12月）に作成・授受したものが若干含まれている。いずれも宗右衛門の手許に保管され、そのまま当家に伝来したものである。

上中野村の村役人は庄屋1～2名と組頭2名程度で構成されているのが普通で、宗右衛門が庄屋職に就いていたときは、庄屋・組頭が各2名置かれていたようである。庄屋の職務は広島藩領の蔵入地としては特に変わった点はなく、藩の法令や通達を村民に伝え遵守させること、村内の土地に関する事、年貢・諸役に関する事、村民の把握に関する事、等をはじめとして村政全般に関与している。他に、村内の争論の調停、割庄屋（大庄屋）の手伝い等、その役目の及ぶ範囲は広い。

上中野村の歴代庄屋は、知られる限りでは次のとおりである。

助九郎	享保10.12(1725)	享保12.5(1727)
貞右衛門	安永6.5(1777)	寛政12.2(1800)
角兵衛	寛政12.2(1800)	
貞三	文化4.11(1821)	天保5.7(1834)
伝三郎	文化4.11(1821)	
甚兵衛	天保5.7(1834)	(当分庄屋)
正右衛門	天保14.3(1843)	嘉永5.11(1852)
市郎次	天保14.3(1843)	天保14.9(1843)
兵右衛門	弘化3.12(1864)	嘉永5.10(1852)
兵左衛門	嘉永5.11(1852)	安政1.12(1854)
七左衛門	嘉永6.4(1853)	(当分庄屋)
彦右衛門	嘉永7.6(1854)	安政5.12(1858)
幸兵衛	安政3.10(1856)	万延1.11(1860)
宗右衛門	文久2.12(1862)	明治5.1(1872)
宗平	文久3.1(1863)	慶応4.2(1868)
光五郎	慶応4.8(1868)	明治2.10(1869)
恒三郎	明治3.6(1770)	明治4.11(1871)

近世の庄屋文書として見た場合、本文書群の残存状況と現状には次のような特徴がある。

- (1) 残存に偏りがあり、庄屋文書の典型と見られる御用留、土地台帳(検地帳・地詰帳)、五人組帳、村明細帳などの類は全く見いだせない。また、広島藩内の町村が藩の命令で作成提出した文政年間の「国郡誌下調べ」の控も含まれていない。比較的多く残存しているのは貢租の負担に関わる文書であるが、これにも偏りが見られる。
- (2) 全体的に見て、村方文書としての基本的な台帳類や記録はほとんどなく、毎年確実

に繰り返される村政事務に関わって作成・授受される文書記録は一部を除いて少なく、個別的な事件・案件に関わる文書が多く見いだせる。

- (3) 文書は永井 博の手によって昭和 8 ~ 10年頃に整理され、1 枚ものの多くは台紙に貼られている。それ以外の 1 枚ものはいくつかの塊に分けられており、それ以前の保存状態を知ることは困難になっている。

ここでは、村役人の職務と機能に基いて、以下のような下位項目を設定した。

1. 法制	p.11	8. 争論	p.18
2. 領主	p.12	9. 楮	p.18
3. 土地	p.12	10. 頼母子	p.18
4. 貢租	p.12	11. その他	p.19
5. 戸口	p.15	12. 不明	p.19
6. 村政	p.16	13. 包紙	p.19
7. 治安	p.18		

1. 法制 [/ 1. 上中野村庄屋] (13件) 上位項目解説 (p.10) ・ 目録 (p.32)

庄屋の職務のひとつに、藩の法令や通達を村民に伝え遵守させるという仕事がある(『広島県史』近世 1 p.304)。「法制」という項目は、この職務に伴って残された文書記録にまとまりとしての実質があると考えたために立てたものである。典型的には「御触状控」や「御用留」等の名称を持つ書付類がこのグループに属すべき史料であろう。

しかし、永井家文書中にはこのような名称のもの(あるいはこれらに相当するもの)はほとんど見当たらず、残された文書記録から帰納的に上記のような庄屋の職務を抽出し、項目を立てることは実は困難である。実際には、上中野村庄屋(宗右衛門)が庄屋の役目として受け取った、もしくは写しを作成した仰・達の類のうち、上中野村一村の村政事務に個別的・具体的に関わらないものをまとめることによって、この項目は成立している。

文書の作成(または筆写)年代は、安政 4 年(1857)から明治 4 年(1871)までであるが、記載内容の年代は享保年間まで遡る。

本項目の中には、永井宗右衛門が作成した法令の写しが何点かある。これらは上に述べた「御触状控」等に近い性格のものようではあるが、中には宗右衛門の庄屋就任以前に写されているものもあり、庄屋の職務執行の結果残されたものと厳密に言いきるには問題があるように思われる。この点、「7. 永井宗右衛門筆写資料」の項目(p.29)を参照のこと。

なお、本項目中に見える「御当国御掟写 巻巻・巻式」は、「安芸風土記」の名で知られている史料と同じものである(「安芸風土記」については『広島県史』近世資料編Ⅲ解説 p.80 を参照)。

2. 領主 [/ 1. 上中野村庄屋] (18件) 上位項目解説 (p.10) ・ 目録 (p.32)

一村の庄屋としての職務が、領主（藩主）と直接関わりを持つことはほとんどないが、年頭や藩主子息の任官などの折に、領内の寺社や町村から御礼や祝儀の申上が行われることがある。これらに関して上中野村の村役人が郡の役所から受け取った通達類は、他の村政事務に関わる文書記録類とは区別されうると考えるので、「領主」という項目を立てることにした。また、高宮郡の代官が上中野村に居宅を移す際の文書もあわせてここに収め、以下のような下位項目で文書を配列した。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1. 藩主社寺御礼 …………… p.32 | 3. 藩主(若殿) …………… p.33 |
| 2. 藩主年頭御礼 …………… p.32 | 4. 代官 …………… p.33 |

3. 土地 [/ 1. 上中野村庄屋] (10件) 上位項目解説 (p.10) ・ 目録 (p.33)

庄屋には村内の土地を把握・管理する職務があり、これにともなって作成・授受する文書記録類は、検地帳や地詰帳などをはじめとして庄屋文書の重要な一角を占めるのが普通である。

しかし、永井家文書にはこれらの史料は全く残されていない。永井宗右衛門が上中野村の庄屋に就任した段階ですでに失われていたのか、明治維新後戸長役場に引き渡されたのかは不明である。また、宗右衛門の庄屋在任当時、どのような土地関係書類が彼の手元にあったのかを知ることでできる史料（文書の引継目録のようなもの）も残念ながら存在しない。

庄屋の村内土地関係職務にかかわる文書としてここに収めたのは、村内の土地開作に関するものと、野山に関するもの（享保年間の日付をもつ）と、村内の土地売買・質入に関するものの3種類で、点数はごく僅かである。

4. 貢租 [/ 1. 上中野村庄屋] (132件) 上位項目解説 (p.10) ・ 目録 (p.34)

貢租に関わる職務は庄屋の役目の中でも特に重要なものである。この項目には、村にかかる諸負担の賦課・納入等に関し、村役人の職務執行にともなって作成・授受された文書を収めた。

村役人の手許に残る貢租関係文書として見た場合、永井家文書の残存についての所見は次のとおり。

- (1) 貢租関係事務にかかる文書全般を考えれば、残存状況はあまりよいほうではない。
- (2) 大部分は永井宗右衛門が庄屋在任中（文久2年〔1862〕12月～明治5年〔1872〕1月）に作成・授受したものであるが、一部それ以前のものもある。これには宗右衛門が組頭在任中にその職務にともなって授受したものと、彼が前任の庄屋から引き継いだと思われるものとが含まれる（宗右衛門は嘉永元年〔1848〕より文久2年〔1862〕まで上中野村組頭を勤める）。
- (3) 残存には全体として偏りがあり、水役銀小物成銀取立帳、郡割目録、御用銀利足人別割賦帳などはまとまって残っているが、それ以外のものは、まとまり

のある残存とはいいい難い。

- (4) 大部分は永井 博によって整理がなされ、裏打ちや簡易な表装などの手が入っているのですが、それ以前の文書の体裁（保存状況等）を具体的に知ることはできない。ただ郡割目録については、いくつか袋が残っており、年ごとに袋に入れて保存されていたことが判明する。

この項目では、本年貢や雑税のほか御用銀に関わるものも含めることとし、年貢の賦課・徴収に関わる一連の手続きや負担物の区分けに基いて、「貢租」の中をさらに以下のような構成にした。

1. 免状	p.13	6. 諸役	p.39
2. 免割	p.13	7. 菜種	p.39
3. 取立	p.14	8. 諸物産	p.39
4. 納入	p.14	9. 御用銀	p.15
5. 村入用	p.14	10. その他	p.40

1. 免状 [/ 4. 貢租 / 1. 上中野村庄屋] (9 件)

[上位項目解説\(p.12\)](#) ・ [目録\(p.34\)](#)

免状は全部で7通が残存する。宗右衛門の庄屋在職以前の安永年間のものが2通、慶応元年から明治2年までが5通である。安永年間のもものは宗右衛門が庄屋に就任するより80年以上も前のもので、前任の庄屋から宗右衛門が引き継いだものの一部であろう（永井家文書中にはこのような文書は数少ない）。

合綴された坪刈の文書2点は、他に関連する史料が見えないが、上下両中野村の庄屋・組頭・長百姓等が関与している坪刈なので村役人の職務に関わるものであることは確かである。

一般的に言うと、坪刈はその年の収穫量を推定するために行われるものである。広島藩では収穫期に村役人から代官所に下見帳が提出されると、代官は番組に命じて各村で坪刈（枳突）を行わせ、下見帳に修正を加えさせこれを確実なものとした。ここに掲げた文書は、上下両中野村のいくつかの田について坪刈の結果（株数と籾の収穫量）を記したものであるが、他に関連する史料がなく、実際の貢租事務手続きの過程とどのような関係にあるものかは明らかではない。ただ、作柄を推定する坪刈は免の決定と関係があるものなので、「免状」の項目に掲げることにした。

坪刈については、『芸藩志拾遺』第2巻に記載があり、それに基づいて横山雅昭『相田地区辺の郷土史メモ』（1994）p.275で若干の考察がなされている。

2. 免割 [/ 4. 貢租 / 1. 上中野村庄屋] (2 件)

[上位項目解説\(p.12\)](#) ・ [目録\(p.34\)](#)

広島藩の農村では、年貢率が定められた後、村の総負担額を算出し、村役人が郡の役人に提出して承認を受ける書類のことを「免割帳」と呼んでいる。永井家文書の場合、このような正確な意味での免割帳は1通も残存していない。この項目には、年貢や諸入用など上中野村の負担を算出している文書を掲げることにしたが、「免割」とは村の負担額を確定するための基礎的な作業のことをいうので、このような措置は必ずしも不当ではないであろう。とはいえ、ここに収めた文書の点数はわずか2点、かつ断片的で、これらがどのような働きをした文書であるかは必ずしも明らかではない。

3. 取立 [/ 4. 貢租 / 1. 上中野村庄屋] (18件)

上位項目解説(p.12) ・ 目録(p.34)

年貢等の取り立てに関わる文書では、「水役銀小物成銀取立帳」がまとまりのある残存といてよいであろう。ただし年代は文久3年(1863)から、つまり宗右衛門の庄屋就任以後のものしか残されていない。それ以外では年貢未進が理由の投げ出し証文が何通か見あたる程度である。

4. 納入 [/ 4. 貢租 / 1. 上中野村庄屋] (58件)

上位項目解説(p.12) ・ 目録(p.35)

年貢の納入に際して庄屋が作成・授受する文書として数多く残されているのは、雑税(厘米・小物成・壹歩米等)の納入に関するもので「郡割目録」と総称されている。すべて割庄屋から上中野村の庄屋・組頭等に宛てられたもので、文書中では夏上納・秋上納・暮上納等と表現されている。これらの文書の残存年代は、宗右衛門が組頭在任中の嘉永7年(1854)から明治4年(1871)まで断続的に及んでおり、通常は1年に4通作成されたい。宗右衛門はこれらの文書を各年度ごとに1つの袋にまとめて保存している。袋の上書は典型的な例では「慶応三卯年 郡割目録入」というものである。郡割目録目録以外では、同一種類の文書で特にまとめて残存するものは見えない。

ここでは以下のような下位項目を設け、文書を配列した。

1. 年貢米下分通	p.35	4. 郡府下雑税	p.37
2. 年貢米勘定目録	p.35	5. その他	p.37
3. 郡割目録	p.35		

5. 村入用 [/ 4. 貢租 / 1. 上中野村庄屋] (22件)

上位項目解説(p.12) ・ 目録(p.37)

村入用は、村の運営・維持にかかわる諸経費を中心に、代官入村時の人足など臨時的諸役や村役人給米などで構成されている地方税的な諸経費で、村割で負担されたものである。

残念ながら、永井家文書の残存状況では、村入用の賦課・徴収・算用に関

わって庄屋が作成・授受する文書の全体像や機能や性格などを明らかにすることはほとんどできない。

ここには、何らかの意味で村入用の算用を行っている文書で、その作成・授受が庄屋の職務執行に伴うと思われるものを掲げてある。文書の年代は、文政6年(1823)~同7年にかかるものが若干あり、そのほかは元治元年(1864)から明治初期までで、永井宗右衛門が庄屋職にあった時期と重なっている。

9. 御用銀 [/ 4. 貢租 / 1. 上中野村庄屋] (13件)

上位項目解説(p.12) ・ 目録(p.39)

嘉永6年(1853)のペリー来航を機に海防と軍制の整備があわただしく要請され、広島藩でも巨額の海防費が必要となった。ペリー再来後の安政元年(1854)4月、藩当局は「異国船防禦向」のために郡中御用銀と寸志銀を領内に命じ、その利息は月5朱とされた。御用銀に関して残された史料の大部分は、この時の利息を村内の者に割り当てる際に作成された人別割賦(渡し)帳である。その年代は安政6年(1859)から明治4年(1871)まで及び、最後の明治4年には利息と併せて元銀も返済されたことになっている。このほかに、藩は元治元年(1864)11月6日に新たに上中野村から金30両を借り入れており、この利息の返済が同年から明治2年(1869)まで続いている。明治4年(1871)8月15日の最後の人別割賦帳によれば、永井宗右衛門の提供した御用銀の元銀は100目であったことが知られる。ちなみに村内でもっとも元銀額が多いのは橋国屋宗平で200目であった。元治元年の借入金では永井宗右衛門が全30両のうち10両を負担している。

5. 戸口 [/ 1. 上中野村庄屋] (27件) 上位項目解説(p.10) ・ 目録(p.40)

この項目には、村内住民を把握・管理するという職務に関わって庄屋が作成・授受した文書記録を集めてある。宗右衛門が庄屋在任中のものがほとんどである。

広島藩でも幕府や他藩と同じように宗旨改め・家人牛馬改め等の形で領内の戸口調査はしばしば行われている(特に宗旨改めは毎年行われた)。村々では、村役人が宗旨改帳・家人牛馬改帳等を作成し藩に提出するとともに、その控を作成するのが普通であった。戸口調査に関するこれら直接の記録の控のうち永井家文書中に見えるのは、文久4年(1864)の上中野村人数改帳のみである。これは、享保11年(1726)以後幕府の指令によって6年ごとに行われた、いわゆる「子午の人馬改」に関わるものである(文久4年は子年)。

村民の管理に関わる文書で残存するものの大部分は、婚姻・引越し等で他村から人が移住する際の手紙や、引受人となる村内住民の請書などである。

ここでは次のような下位項目によって文書を配列した。

1. 人数改め	p.40	3. 移動	p.40
2. 宗旨判形	p.40	4. 職人	p.41

6. 村政 [/ 1. 上中野村庄屋] (129件) [上位項目解説 p.10](#) ・ [目録 p.41](#))

「土地」や「貢租」等の他の項目も、上中野村の村政事務に関わる文書を括ったものであるから、「村政」がこれらと同レベルに置かれているのは、厳密に言えば不合理である。

この項目は、以下のような複数の下位項目からなっている。

1. 村況	p.41	7. 牛馬市	p.17
2. 達・用状	p.16	8. 褒賞	p.45
3. 村役人	p.17	9. 村内投げ出し	p.17
4. 凶荒・救恤	p.17	10. 貸借	p.46
5. 社寺	p.44	11. その他	p.18
6. 通行	p.44		

これらは(最後の「その他」を除けば)いずれも上中野村庄屋の職務を構成する村政事務のひとつひとつであり、独立させずに「村政」という項目にまとめたのは、単なる便宜的な処置に過ぎない。

2. 達・用状 [/ 6. 村政 / 1. 上中野村庄屋] (31件)

[上位項目解説 p.16](#)) ・ [目録 p.41](#))

郡役所・割庄屋・他村庄屋などから出される上中野村庄屋あての通達や用状類は、永井宗右衛門の庄屋在任中のものがほとんどである。これらは当文書群中にいくつも残されているが、この項目には達や用状類のうち雑多なもののみを収め、この目録で他の独立した項目となっているような庄屋の特定の職務に直接関係付けられる文書は、それぞれの項目に配置した。

このような措置はかなり便宜的なものではあるし、また、達や用状類には、受け入れ時点の保存状態に一体性のようなものが全く見いだせないのも事実である。しかし、「郡御役所ヨリ来り袋入庄」という袋〔196/1〕が存在することを考えれば、かつては一体性・一括性があったことは確実である。この袋には「文久三年亥正月改メ」という上書きがあり、これは袋の中に文久3年(1863)正月以前の文書が入っていたという意味であろう。この文久3年正月というのは宗右衛門が上中野村庄屋に就任した直後であり、おそらく彼は前任の庄屋から引き継いだ文書を就任当初に整理したものと思われる(ただし、この整理が具体的にどのようなものであったかは、他の現存の文書によっても知ることはできない)。

ここに収めた宗右衛門庄屋在職中(文久3年正月以降)の達・用状類については、袋で一括されていたという明確な証拠はないが、前任者時代のものと同じように、何らかの機会に袋などにまとめられる(あるいはまとめられた)

可能性は高いと考える。「達・用状」という独自の項目を立てたのはこのためである。

3. 村役人 [/ 6. 村政 / 1. 上中野村庄屋] (14件)

[上位項目解説\(p.16\)](#) ・ [目録\(p.42\)](#)

この項目には村役人の任免や勤め向きに関するものを収めた。内容は、嘉永元年(1848)に宗右衛門が上中野村組頭に任命された時点以降のものである。

4. 凶荒・救恤 [/ 6. 村政 / 1. 上中野村庄屋] (18件)

[上位項目解説\(p.16\)](#) ・ [目録\(p.43\)](#)

凶荒・救恤に関する文書でまとまって残されているのは、困勅の取立帳と人別貸付帳である。取立帳は安政6年(1859)から慶応元年(1865)まで、人別貸付帳のほうは万延元年(1860)から同じく慶応元年までのものが残存している。

7. 牛馬市 [/ 6. 村政 / 1. 上中野村庄屋] (6件)

[上位項目解説\(p.16\)](#) ・ [目録\(p.45\)](#)

この項目に収めたのは、牛馬市の開催に関して上中野村の庄屋が受け取った文書である。年代は文久2年(1862)から明治元年(1868)までで、1通を除いて宗右衛門の庄屋在任中のものである。

上下両中野村の^{かみいち}上市と^{かこまち}水主町は、御調郡の久井などと同じく牛馬市の開催が公けに認められた場所であり、文政2年(1819)の「郡中国郡志」(広島城郷土館収蔵黒川家文書)には「両中野村上市 牛馬市御免 水主町同」と見えている。

文書はすべて高宮郡役所から両中野村の村役人に宛てて出されたもので、内容は牛馬市立の許可である。

9. 村内投げ出し [/ 6. 村政 / 1. 上中野村庄屋] (8件)

[上位項目解説\(p.16\)](#) ・ [目録\(p.46\)](#)

村内投げ出しとは、村人が負債や年貢未進などのために自己の田畑家財道具などを売りに出すことで、村役人がその処理にあたる。

ここに収めた8点の文書のうち、前半の5点はすべて嘉永7年(1854)のもので、いずれも田畑や家財道具の売払帳・入札帳など村役人が作成した帳簿である。宗右衛門は上中野村の組頭としてこれらの一件に参与している。後半の3点は、文久3年(1863)の投出証文で、本人や引受人が村役人あてに提出したもの(もしくはその控)である。このときの宗右衛門は庄屋に就任した直後である。

11. その他 [/ 6. 村政 / 1. 上中野村庄屋] (17件)

[上位項目解説 p.16](#)) ・ [目録 p.46](#))

上中野村の村政に関する村役人の職務執行と関係はあるものの、性格や機能が不明であったり、関連するものの点数が少ないものをまとめて、「その他」という項目を立てることにした。

7. 治安 [/ 1. 上中野村庄屋] (50件) [上位項目解説 p.10](#)) ・ [目録 p.47](#))

村内で起きた、あるいは上中野村の村民が関与した諸事件の処理に伴って作成・授受された文書、および治安の維持という職務に関わる文書。大部分は宗右衛門の庄屋在任中のものであるが、ごくわずかそれ以前のものである。1つは文政年間のものであるので、宗右衛門が前任庄屋から引き継いだものと思われ、もう1つは宗右衛門の組頭時代のものである。2通以上の文書が残されている事件はそれぞれにまとめ、それ以外は仮に「治安(一般)」とした。

8. 争論 [/ 1. 上中野村庄屋] (17件) [上位項目解説 p.10](#)) ・ [目録 p.50](#))

村人が当事者となった争論(史料上の言葉では「差縫」)の処理に関わって村役人が作成・授受した文書。ほぼすべて宗右衛門が庄屋在職中のものである。残存文書の大半は、上中野村の恵助と善助の両名が下町屋村の来次と「懸り合い」になった際のものである。

9. 楮 [/ 1. 上中野村庄屋] (9件) [上位項目解説 p.10](#)) ・ [目録 p.51](#))

広島藩では近世前期より紙の専売制が敷かれ、村方で生産される楮はすべて藩が買い上げるようになっていた。楮を藩に納めるにあたっての村側の責任者は村役人(庄屋・組頭)であり、いくつかの文書が作成・授受された。この項目に収めたのはそれら楮の買い上げに関わる文書であるが、すべて永井 博の手によっていくつかの台紙に貼られており、現状の上での一体性のようなものを見いだすことはできない。文書の年代は大体幕末で、宗右衛門が庄屋になる以前のものも含まれている。ただし残存状況はあまりよくない。内容は、藩の紙蔵が上中野村に宛てた楮勘定差引、村から紙蔵に宛てた皮楮御勘定目録(控)、庄屋の手元で作成された覚・下書類の3種類から成る。このほかに理由は不明であるが、宗右衛門が水落村庄屋から受け取った水落村皮楮勘定目録の写しがある。

10. 頼母子 [/ 1. 上中野村庄屋] (6件) [上位項目解説 p.10](#)) ・ [目録 p.51](#))

ここに収めたのは頼母子の証書類で、年代は幕末(慶応前後)である。文書には「祇園社頼母子」・「御蔵米頼母子」等と記されているが、これらを上中野村の村政文書の内に入れたのは、証文のいくつかの宛先が村役人とされているからである。ただし、頼母子に対して庄屋がどのような役目を果たしたのかは今一つ明らかでな

い。なお、これらの文書の受け入れ時点での保存状態には一体性のようなものは見いだせない。

11. その他 [/ 1. 上中野村庄屋] (10件) [上位項目解説\(p.10\)](#) ・ [目録\(p.51\)](#)

庄屋としての職務ではあるが、上中野村の村政事務ではない仕事を執行したために作成・授受された文書を「その他」としてまとめた。年代は幕末から明治初期で、すべて宗右衛門が庄屋在任中に作成・授受したものである。内容は、おおむね他村での揉め事に宗右衛門が出役として関与した際の文書である。

12. 不明 [/ 1. 上中野村庄屋] (5件) [上位項目解説\(p.10\)](#) ・ [目録\(p.52\)](#)

ここにまとめたのは、庄屋の職務に伴って作成・授受されたと思われる文書であるが、断片的であったり、元の一体性が失われているためにどのような性格の文書か不明のものである。

13. 包紙 [/ 1. 上中野村庄屋] (11件) [上位項目解説\(p.10\)](#) ・ [目録\(p.52\)](#)

ここには上中野村の庄屋文書を包んでいた包紙で、中身と分離してしまったものをまとめた。一部を除いて大部分は対応する中身を推定することはできない。

2. 藍座用懸り (7件) [上位項目解説\(p.7\)](#) ・ [目録\(p.53\)](#)

宗右衛門は元治元年(1864)7月に藍座用懸りを高宮郡役所から申し付けられている(いつまでその職にあったのかは不明)。藍座は文政3年(1820)に広島城下の友屋彦右衛門らの願いによって設けられた藍の専売組織で、すぐに藩営の藍座に改められた。この項目には宗右衛門が藍座御用懸りとして受け取った文書を収めたが、点数はごく僅かであり、またこれらの文書の受け入れ時点での保存状態にも一体性のようなものは見いだせない。文書のうち藍座御用懸りとしての職務と実質的に関わりのあるものは藍座元々役から受け取った書状1点だけで、これによって、村方で生産された葉藍の買い入れに藍座御用懸りが関与したことが知られるのみである。

3. 明治初期公職 (75件) [上位項目解説\(p.7\)](#) ・ [目録\(p.53\)](#)

明治4年(1871)4月4日に戸籍法が公布されると、同年10月、廃藩置県直後の広島県は「戸籍布令」を発し、翌明治5年(1872)1月にそれまでの町方村方の村役人を免じて戸長以下の職制を定めた。その後の地方制度の役職や職制にはめまぐるしいほどの変化が見られるが(『広島県史』近代1 p.157~)、この間の上中野村の地方制度上の変遷はおよそ次のとおりである。

明治4年(1871)11月 第63区に編成される。

明治5年(1872)4月 第7大区5小区に編成される(大区小区制)。

明治10年頃(推定) 村域の一部が可部町に編入される。

明治15年(1882)6月 下中野村と合併して中野村となる。

この項目には、庄屋が廃止されたあと永井宗右衛門が何らかの公職にあった時の文書を集めた。残された文書によると、廃藩置県以後の永井宗右衛門の公職経歴はおおよそ下記のごとくである。

明治5年(1872)正月	上中野村庄屋を免ぜられる。
同 年(1872)正月	上中野村少長に任命される。
同 年(1872)7月	第7大区第5小区用係に任命される。
同 年(1872)8月	上中野村少長を解任される。
明治6年(1873)8月30日	小区用係を解任される。
明治9年(1876)11月	地等議員に任命される。
明治10年～頃	上中野村総代(推定)
明治11年(1878)3月29日	七級学校世話役に任命される。
同 年(1872)12月28日	沼田高宮二郡傭使を免ぜられる。
明治12年(1879)1月14日	沼田高宮二郡学校世話役に任命される。
同 年(1879)2月25日	可部町総代人に選出される。
同 年(1879)(推定)	可部町議員となる。

永井宗右衛門は、初め上中野村の公職に就き、最後には可部町の議員になっているが、これは上中野村の一部が可部町に合併された際に、彼が可部町の住人になったためと思われる。知られる限り、彼の公職経歴は、明治12年(1879)以降と思われるこの可部町議員と同年の沼田高宮二郡学校世話役が最後である。

ここでは、永井宗右衛門の経歴に基いて、さらに以下のような下位項目を立てることにした。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1. 少長 …………… p.20 | 5. 学校世話役 …………… p.23 |
| 2. 用係 …………… p.21 | 6. その他 …………… p.24 |
| 3. 地等議員 …………… p.22 | 7. 不明 …………… p.24 |
| 4. 上中野村総代 …………… p.23 | |

1. 少長 [/ 3. 明治初期公職] (10件) [上位項目解説\(p.19\)](#) ・ [目録\(p.53\)](#)

この項目には、永井宗右衛門が上中野村の少長在任中(明治5年(1872)正月～同年8月)にその職務の執行に伴って作成・授受したと思われる文書を収めた。

少長は、明治5年(1872)正月に旧町方村方の役人を免じると同時に置かれた戸長以下の職制のひとつで、前年(1871)10月に広島県より出された「戸籍布令」に基くものである。明治5年(1872)1月29日の戸長以下職制(『広島県史料』14)によれば、少長は一村の「庶務ヲ掌ル」とされているが、残された文書の点数は少なく、永井宗右衛門の少長としての活動を具体的にうかがうことは難しい。ただ、明治5年の2月～5月に作成された諸届の控(郵便報知新聞発刊につき駅遞寮通達写、その他上

中野村少長諸届控〔151〕)や、出生・死亡・引越・入籍など戸籍上での人の移動の控(上中野村出生・入籍の控〔261/4〕)などによって、その活動の一端をわずかに知ることができる。

前者の綴には、もと被差別身分(革田身分)であった住民の土地・屋敷を戸長へ報告した文書の控が含まれている。これは、賤民身分制度が廃止され、それまで除地とされてきた田畑・屋敷地が課税対象となったために、広島県の租税課からの指示でなされたものである。文書中には具体的な人名が記されており、閲覧利用には強い制限があることをお断りしておく。

後者には、出生や死亡の記録の他に、教育場に居住していた者を戸籍に登録した際の控と思しき記録が含まれている。教育場については詳しくは不明であるが、「山家・乞丐」など「居所」の定まらない者を収容する施設だったようで、これもそれまでの身分制度廃止と新たな人民支配体制創出に関わる具体的な記録である。残念ながら当文書群には、賤民身分制度廃止に伴う諸施策を直接物語る史料は他に見えない。

なお、受け入れ時点の保存状態による限り、これらの文書には一体性のようなものを見いだすことはできない。

2. 用係〔 / 3. 明治初期公職 〕 (36件) [上位項目解説\(p.19\)](#) ・ [目録\(p.53\)](#)

この項目には、永井宗右衛門が小区用係を勤めていた間(明治5年〔1872〕7月～明治6年〔1873〕8月30日)に、その職務の執行に伴って作成・授受したと思われる文書を収めた。

小区用係は、町村に置かれていた少長・少長副が明治5年(1872)8月に廃止されると同時に、各小区に高500石に1人の見込みで設置された役職である(『広島県史』近代1 p.168)。永井宗右衛門の場合、明治5年7月付で第5小区の用係に任命され、翌8月付で上中野村少長の職を解かれている。

小区用係の職務については次のような規程がある。

職掌規則頭書

(中略)

小区用係之事

- 一 大区用所ヨリ達ニ從ヒ勤番三十日限交代之事
- 一 持区内八相互ニ申値取計小内受村有之候得共、自然外御用他出或八病気等之節八手近之輩負荷之御用途緩延欠事無之様、取斗副戸長ヨリ布達ニ從準シ取謀候事
- 一 諸取約大概直談ニシテ呼出モノ八手遣ひヲ以取謀ヒ方取約、布告モノ八触頭エ示シ合取謀候事
 - 但シ先ン庄屋之職掌輕弁ニ相成候と可相心得事
- 一 租税算用八一小区内用係寄合取謀可申、其内難揃義八何ニ不寄雇人取斗

候事

- 一 村内諸普請其他見分 八組合惣代立合取斗候事
 - 一 証文見届八用紙願受候分八小内取引同様二付区用係奥書 見届之事
但シ文意従前之裏書文例ニテ可然事
 - 一 区長戸長副戸長回在休泊之節八最寄へ止宿可申談候間賄代相对ニ而受取可申事
 - 一 諸願達八受区非番副戸長手元へ差出之事
但度毎用係持参ニ不及、事件ニ寄願達へ検印致シ当人直ニ大区用所へ差出候義不苦候事
 - 一 小区内臨時事出来候節、区内之用係相集り集議ヲ遂ゲ内済可相成丈ケ八取斗、其余義分副戸長へ申出差図ヲ受候事
 - 一 諸約八布達ニ従準シ日限緩延ニ不及様訊速取斗候事
- 右之分経験之上弥義支候事件八議論之上許可申受取斗候事
申八月

(三原市立図書館所蔵『明治の令達』明治5年)

『広島県史』近代1では、この小区用係の設置は町村の行政区画としての地位を否定する意味を持つと見ており、この規程からもそのような性格を窺うことができる。ただし本文書中に残る史料によれば、永井宗右衛門はしばしば「上中野村用係」と呼ばれ、また他にも某村用係という表記が見えているので、実態はなお村を単位として職務を行っていたものと思われる。その職務内容は、末端統治の庶務万般に及んでいたようであるが、戸長や副戸長の下僚としての性格が強いせいか、藩政下の庄屋に比べれば役人としての比重は低下しているらしい(上記の史料にも「先ん庄屋之職掌軽弁ニ相成候と可相心得事」と見える)。

小区用係は、明治6年(1873)8月22日に大区・小区の役職が改廃されるに伴わずか1年で廃止され、永井宗右衛門も同年8月30日付でその職を解かれている。残された文書は、明治初期の永井宗右衛門役職関係文書の中では比較的点数が多いほうであるが、用係としての業務の根幹を示すような記録は見あたらない。たとえば、戸長などから受け取る布達類を綴った「布達控」の類である。このような史料の実例は少ないが、たとえば廿日市市役所が所蔵する宮内村役場文書(当館が複製物を所蔵)等には見いだすことができるので、後の連合戸長役場や町村役場に引き継がれる場合が多かったものと思われる。当文書群に残されたものは、戸長からの事務連絡的な通達類が多く、他に貢米に関するものが若干含まれる。なお、受け入れ時点の保存状態による限り、これらの文書に一体性のようなものを見いだすことはできない。

3. 地等議員 [/ 3. 明治初期公職] (5 件) [上位項目解説 \(p.19 \)](#) ・ [目録 \(p.55 \)](#)

ここに収めたのは、永井宗右衛門が地等議員として活動した際に作成した記録類

である。年代は明治9年(1876)11月から同12年(1879)1月までで、彼が地等議員の職にあった期間も大体これと一致すると思われる。

明治6年(1873)7月に地租改正条例が公布されたあと、広島県では明治8年(1875)6月から実地丈量が開始された。これを受けて、地位等級の組立を命ずる「地等条例」が広島県より公布されたのは明治9年(1876)10月である(『広島県史』近代現代資料編II p.86)。この条例は、地等組立公議と村等通観公議の二つから成り、地等を議するための地等議員を一村で5～10名選定する、また村等を決定するため地等議員から各村の総代人を選ぶことが定められている。永井宗右衛門はこのいずれにも選ばれたらしく、明治10年(1877)1月の「地位番号帳」〔57〕と同年9月の「地等組立採択帳」〔21〕がそれぞれの職務に基いて作成されたものと思われる。

なお、これらの文書の受け入れ時点での保存状態に一体性のようなものは見いだせない。

4. 上中野村総代〔 / 3. 明治初期公職 〕 (5 件) [上位項目解説\(p.19\)](#) ・ [目録\(p.55\)](#)

この項目には、上中野村をはじめとする旧第5小区村々の負債返却に関して永井宗右衛門が作成・授受した文書を収めた。

この負債処理に永井宗右衛門が関与したのは、122/5の文書にあるように彼が上中野村の「元総代人」であったからである。この「総代人」は、明治10年(1877)2月に選挙規則が定められた町村総代人のことであろう。総代人の職務は、同年3月13日に布達された町村総代人心得書によれば、金穀公借・共有物取扱・土木起功などに預かるのが本務とされた。上中野村の負債に関する文書が元総代人の永井宗右衛門の手元に残されたのは、このような職務ゆえと思われる。

宗右衛門の上中野村総代人在職期間は正確には分からないが、明治10年2月に総代人制度が定められた時からその職に就き、おそらく同年秋頃に彼の居住する土地が上中野村から可部町に合併され、彼も上中野村総代の地位を自動的に離れたのではないと思われる。

ここに収めた文書はすべて明治15年(1882)から16年(1883)にかけてのもので、永井宗右衛門はすでに上中野村総代人ではなくなっているが、以上のような文書発生の事由に基いて、上中野村総代人という項目名を立てることにした。

なお、これらの文書の受け入れ時点での保存状態に一体性のようなものは見いだせない。

5. 学校世話役〔 / 3. 明治初期公職 〕 (12 件) [上位項目解説\(p.19\)](#) ・ [目録\(p.56\)](#)

この項目に収めたのは、永井宗右衛門が学校世話役の職務を執行するに伴って作成・授受した文書である。

永井宗右衛門は明治11年(1878)3月29日に第2・7大区の学校世話役を申し付けられ、両四日市学校・大毛寺学校・上中野学校・可部学校が受け持ちとされた。そ

の後受け持ちの学校は若干整理されたようで、可部学校（可部町）・亀陽学校（上中野村）・螺山学校（大毛寺村）の3校の名が史料上に見えている。のち三新法の施行により大区小区制が廃止されると、明治12年(1879)1月14日に元の第2・7大区を所轄する沼田高宮二郡の学校世話役を申し付けられている。いま残存する文書の年代は、宗右衛門が学校世話役に任じられた明治11年3月から同12年6月までであるが、彼がいつまでその職にあったかのは不明である。

なお、これらの文書の受け入れ時点での保存状態に一体性のようなものは見いだせない。

6. その他（二郡傭使・可部町総代）[/ 3. 明治初期公職]（2件）

[上位項目解説\(p.19\)](#) ・ [目録\(p.56\)](#)

ここに収めた2点の文書は、永井宗右衛門宛の辞令（1点は明治11年[1878]の沼田高宮二郡役所傭使の免職、もう1点は明治12年[1879]の可部町総代人の当選通知）であるが、いずれも他に関連した史料は見あたらず、その在任期間や活動内容を明らかにすることはできない。

7. 不明 [/ 3. 明治初期公職]（5件） [上位項目解説\(p.19\)](#) ・ [目録\(p.56\)](#)

ここには、永井宗右衛門の公職履歴と関係はあると思われるものの、その発生の契機を宗右衛門の役職と関連させて確定することができない文書記録をまとめた。

4. 下中野村庄屋（9件） [上位項目解説\(p.7\)](#) ・ [目録\(p.57\)](#)

ここに収めたのは下中野村の庄屋文書である。年代は慶応4年(1868)から明治3年(1870)までで、内容は、下中野村の恵助・伝助・糸三郎らを当事者とする揉め事の処理に関して、高宮郡の役所から下中野村の村役人に宛てられた文書が大部分を占める。この時期は永井宗右衛門の上中野村庄屋在任中にあたるが、これらの文書が当文書群に伝来した事情は明らかにすることができない。

なお、これらの文書はすべて永井 博氏の手によっていくつかの台紙に分けて貼られており、現状の上での一体性のようなものを見いだすことはできない。

5. 家（374件） [上位項目解説\(p.7\)](#) ・ [目録\(p.57\)](#)

当文書群のうち、全体の約4分の1強は永井家の「家」としての側面に関わって残された文書記録である。これらの史料についての所見は次のとおり。

（1）年代

年代は江戸中期から大正初期に及んでいるが、全体の8割以上は明治期のものがある。

（2）主なもの

特に目を引くのは「願届扣綴」と題された綴〔116〕である。これは明治15年(1882)から大正2年(1913)にまで及ぶ106通の文書から成り、永井慶次郎の手によってまとめられたものらしい。これ以外で多いのは、諸税の領収証、書状類、永井家の家産(主に土地)に関わる文書で、特に土地については、江戸時代以来の売買証文や明治15年(1882)以降の地券が比較的まとまって残されている。純粋な家政に関する文書記録は少ない。

(3) 現状の特徴

上述の「願届扣綴」、地券、諸税の領収証および土地の売買証文類には現状でまとまりが認められる。このうち土地の売買証文は永井 博氏が昭和10年(1935)に年代順に編綴したものである。またこれ以外にも、彼は自家の家産(田畑)に関する文書をまとめようとしたらしく、「土地田畑永代証文集」と書かれた2枚の紙と一緒に重ねて丸められた状態の証書類が残されている。これら永井 博の手で整理された(されかけた)文書は、いずれもそれ以前の保存上の特徴を知ることはできない。これら以外では、一部を除いて受け入れ時点での保存状態に一体性のようなものは見いだせない。また綴になっている文書の中には、近年になって文書を調査した人間の手が加わったと思しきものがある。

本項目には、その内容と現状に基いてさらに次のような下位項目を設けることにした。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1. 家産・経営 …………… p.25 | 5. 教養 …………… p.28 |
| 2. 家政 …………… p.27 | 6. 非文書 …………… p.72 |
| 3. 家族・相続 …………… p.28 | 7. その他 …………… p.28 |
| 4. 書状 …………… p.28 | |

1. 家産・経営〔 / 5. 家〕(295件) [上位項目解説\(p.24\)](#) ・ [目録\(p.57\)](#)

ここには永井家の家産および家の経営的側面に関する文書記録を収めた。

永井家の家産として確認できるもののほとんどは土地であり、文書記録も土地に関するものが最も多く、貢租・税金や貸借に関するものがそれに続いている。年代は江戸中期から大正期に及ぶが、明治20年代初頭以前のもものがほとんどを占める。

永井家の家業や経営について具体的に判明するのは、明治10年代以降である。残された史料から知られる当家の主な収入は、土地の小作料、家賃、売薬営業所得、永井慶次郎の郡役所吏員俸給などである。明治10～20年代には所得のうちの大部分は小作料であったが、明治30年代後半には慶次郎の俸給が大半を占めるようになっていく。

ここでは、文書の内容と形状に基いて次のような下位項目を設けた。

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1. 「願届扣綴」 …………… p.26 | 5. 井手入費 …………… p.27 |
| 2. 土地 …………… p.26 | 6. 賄 …………… p.27 |
| 3. 貢租・税金 …………… p.27 | 7. その他 …………… p.69 |
| 4. 貸借 …………… p.27 | 8. 一括・綴 …………… p.70 |

1. 「願届扣綴」 [/ 1. 家産・経営 / 5. 家] (107件)

[上位項目解説 p.25](#)) ・ [目録 p.57](#))

この項目に含まれるのは、項目名と同じ表題を持つ史料1綴(内訳106通)のみである。

これは、永井慶次郎が作成した綴りで、内容は雑多であるが、永井家の納税に関する書類、戸主の死亡と相続に関する届、家業に関する諸届などを多く含んでおり、おおむね永井家を「家」として維持・経営するに際して作成・授受した文書(およびその控)から成っている。年代は先代の宗右衛門がまだ戸主であった明治15年(1882)から大正2年(1913)にまで及び、その内訳は、宗右衛門存命中のものが38通、慶次郎が当主となつてからのものが56通、諸願の雛形(無年号)が28通、となつている。

ここでは永井慶次郎が綴りとしてまとめたという事情とその形状を考慮して、本綴を独立の項目とし、内訳の各文書のうち、その内容に基いて「1. 家産・経営」の他の下位項目に振り分けることが可能なものについては重出させることにした。

2. 土地 [/ 1. 家産・経営 / 5. 家] (103件) [上位項目解説 p.25](#)) ・ [目録 p.62](#))

永井家の家産のうち、土地の所有と経営に関わつて作成・授受された文書をここに収めた。

内訳は土地の売買証文が最も多く、次いで地券(明治15年(1882)以降のもの)が多く、他に小作関係の書類が若干見られる。年代は江戸中期の正徳年間から明治20年代まで及ぶが、江戸時代のものはすべて土地の売買証文で、永井家の土地所有状況を直接物語る記録や、その経営に関わる文書はすべて明治以降のものである。

永井家の所有する土地が判明する史料をいくつかあげると下記のとおりで、2町を大きく越えることはなかったようである。

明治6年(1873)1月	田畑持分地券書上帳〔51〕	約2町(上中野村・下中野村・下町屋村)
明治18年(1885)2月	地所譲渡定約証〔44/18・19〕	約1町7反(中野村・可部町)
明治19年(1886)4月	記(永井慶次郎所有宅地田畑等書上)〔259/2〕	約2町4反(山を含む)

永井家はこれらの土地を一部を除いて小作に出しているが、その所得が継続的に判明するのは明治20年(1887)以降である。永井慶次郎が作成した「小作貢米人別納帳并二種初貸与共」〔35〕によれば、明治32年(1899)までの年間小作米は大体22石前後で、同33年(1900)からは小作米が減額されて10石前後となつている。おそらくこの頃以降、永井家の収入の中では、永井慶次郎の郡役所吏員としての俸給が小作収入を上回っていたものと思われる。

なお、これらの書類には地券と土地売買証文を除いて、受け入れ時点での保存状態に一体性のようなものは特に見いだせない。

3. 貢租・税金 [/ 1. 家産・経営 / 5. 家] (36件)

[上位項目解説\(p.25\)](#) ・ [目録\(p.66\)](#)

この項目には、永井家が貢租・税金を負担するに際して作成もしくは受け取った文書記録類を収めた。年代は嘉永から大正期に及んでおり、中でも最も多く残されているのは、明治10年代以降の諸税の領収書である。これらはいくつかに分けて貼り継がれたり綴られたりしているが、その分け方に何らかの合理的な理由があるか否かは判然としない。この中で一番長く貼り継がれた文書では、途中から受取人が永井宗右衛門からその子の永井慶次郎に代わっているので、これらの文書を継紙や綴にしたのは宗右衛門ではなく、慶次郎かその子の博ではないかと思われる。

4. 貸借 [/ 1. 家産・経営 / 5. 家] (28件) [上位項目解説\(p.25\)](#) ・ [目録\(p.68\)](#)

この項目には、永井家が金銭等の貸借関係の当事者として授受した文書(借用証など)を収めた。年代は安政から明治19年(1886)まで。中に借用証12通を綴ったものがひとつあるが〔99〕、これを除けば受け入れ時点の保存状態に特にまとまりのようなものは見いだせない。

5. 井手入費 [/ 1. 家産・経営 / 5. 家] (10件)

[上位項目解説\(p.25\)](#) ・ [目録\(p.69\)](#)

永井家がいくつかの井出の費用を負担するに伴って作成・授受した文書類をここに収めた。年代は明治9年(1876)から同32年(1899)まで。大部分は井出入費の算用であるが、他に明治18年(1885)の「上井手掛地持主申合定款」〔116/32〕が1点だけ残る。

6. 賄 [/ 1. 家産・経営 / 5. 家] (2件) [上位項目解説\(p.25\)](#) ・ [目録\(p.69\)](#)

この項目に収めたのは2点のみである。年代はいずれも慶応年間で、上中野村に高宮郡の役所が建てられる時のもの。吟味のために他村の役人等が上中野村に来村・滞在しており、文書は2点とも永井氏が負担した彼らへの賄いの記録である。

この賄いの負担は、永井氏(宗右衛門)にとっては公務の執行ではなかったらしい。文書の表紙に役職名(庄屋)を書かず、「表河内」、「表河内宗右衛門」としてあるのはその現れであろう。本項目を「5. 家」の下に配置したのはこのためである。

2. 家政 [/ 5. 家] (4件) [上位項目解説\(p.24\)](#) ・ [目録\(p.70\)](#)

この項目には、永井家の純粋な家政に関わる文書記録を収めた。いずれも諸品の購入に伴って作成・授受される通い帳や代金請求書であるが、残存状態は極めて悪く、当文書群では家政に関するものが意識的に保存されたと思しき兆候は見いだせ

ない。

3. 家族・相続 [/ 5. 家] (8 件) [上位項目解説 p.24](#) ・ [目録 p.70](#)

この項目には、永井家の当主の死亡や相続など、「家」としての履歴に関する文書記録を収めた。ほとんどは明治18年(1885)・19年(1886)に宗右衛門から慶次郎へ代替わりした時のものであるが、他に1点だけ年不明の永井氏歴代役勤の覚〔182〕がある。これは宗右衛門が作成したと思われ、江戸時代における永井家の歴代当主の公職履歴を知ることができる史料である。

4. 書状 [/ 5. 家] (42 件) [上位項目解説 p.24](#) ・ [目録 p.70](#)

ここには、永井氏が受け取った書状を収めた(庄屋等の職務執行に関わってやり取りされる用状の類は除く)。ほとんどが年号を欠くが、大体幕末から明治前期にかけてのものと思われる。受取人は永井宗右衛門と慶次郎が大部分で、若干他の名前のもも見える。中に何点かまとめて袋に入れられているものがあり、当家での書状整理の一端をうかがわせるが、それらを除けば、受け入れ時点での保存状態に一体性のようなものを見いだすことはできない。

5. 教養 [/ 5. 家] (12 件) [上位項目解説 p.24](#) ・ [目録 p.72](#)

この項目には、書籍・習字手本など広い意味で永井家家人の教養の形成に関わる資料を収めた。ただし書籍類は点数も少なく、特徴などをうかがうことはできない。

7. その他 [/ 5. 家] (10 件) [上位項目解説 p.24](#) ・ [目録 p.72](#)

この項目に収めたのは、永井氏が公務ではなく保証人になっている証文等や、永井氏が何かの役員等になっているために作成された史料で点数の少ないものである。年代は明治初年頃から同10年代までで、上井出世話役に関するものと、和合舎・熊谷舎(頼母子講)に関するものが何点か含まれている。

6. 永井宗右衛門履歴 (17 件) [上位項目解説 p.7](#) ・ [目録 p.73](#)

この項目には、永井宗右衛門の公職履歴(就任・解任等)に直接関わる文書を収めた。ただし、このような項目を立てたのは宗右衛門の公職履歴を分かりやすくするための便宜的な処置である。実際にここに含まれるのはすべてが重出文書であり、保存の現状にもこれらの史料に一体性は見いだせない。内容は、嘉永元年(1848)に上中野村の組頭に任命されてから、明治12年(1879)に可部町総代人に当選するまでの約30年間に宗右衛門が受け取った任命状等である。

7. 永井宗右衛門筆写資料（8件） [上位項目解説\(p.7\)](#) ・ [目録\(p.74\)](#)

永井宗右衛門は、いくつかの法令・仰書の写しを作り、これを何冊かの半紙判縦冊の形にして残している。これらの法令の写しは庄屋などの役職在任中ばかりではなく、それ以前・以後にも作られており、もとより彼の職務（公務）と関連はするものの、御用留類などとは異なり厳密には職務の執行に伴って作成されたものとは言い難いようにも思われる。そこで重出処理をしつつ、「永井宗右衛門筆写資料」という項目を立てて、彼の作成した法令等の写しをまとめることにした。

8. 永井慶次郎関係資料（240件） [上位項目解説\(p.7\)](#) ・ [目録\(p.74\)](#)

この項目には、履歴関係書類など、永井慶次郎個人に直接関わる文書記録を収めた。年代は明治15年(1882)から大正14年(1925)に及ぶ。分量的に中心を占めるのは、「永井慶次郎履歴書 明治拾五年三月起」と題された綴〔245〕で、これは彼が受け取った辞令や命令書など225点の文書を綴ったものである。慶次郎の履歴を示す文書のほとんどはこの綴りの中に含まれており、これ以外に彼の残した個人的資料はごくわずかである。

この綴りと「願届扣綴」〔116〕によって知られる永井慶次郎の主な履歴は次の通りである。

慶応2年(1866)12月15日	出生
明治15年(1882)3月25日	沼田高宮山県郡役所の当分備使となり、庶務係に任命される
同 19年(1886)6月24日	父宗右衛門の死去により家督を相続
同 19年(1886)9月14日	沼田高宮山県郡役所の郡備となり、第一課庶務掛に任命される
同 26年(1893)12月26日	沼田高宮山県郡の書記に任命される
同 30年(1897)5月1日	沼田高宮郡書記と山県郡書記を兼任
同 31年(1898)10月1日	安佐郡書記となる
大正7年(1918)6月1日	依願により安佐郡書記を退官
同 8年(1919)1月29日	安佐郡会議員に当選
同 9年(1920)6月2日	可部町長に当選
同 14年(1925)10月14日	死去

9. 永井 博関係資料（18件） [上位項目解説\(p.7\)](#) ・ [目録\(p.83\)](#)

この項目には、永井 博が遺した郷土史研究関係の資料類を収めた。

永井 博は、本人の書き残した資料（「芸州高宮郡上中村 御代官御役所支配関係文書 五巻ノ内五」〔9〕、「覚書」〔11〕の奥書）によれば、慶次郎の四男で、明治42年(1909)10月19日生まれ。昭和8年(1933)3月に国学院大学を卒業し（国文学・漢文学・国史学・道義学を専攻）、京都伏見の菊花高等女学校に奉職したと見える。のちに郷里広島に帰り（正確な時期は不明）、済美学校、県立広島商業学校、県立広島女学校、広島一中等で教鞭を執っていた

が、昭和20年(1945)8月6日に広島市内で被爆し、翌日死亡している。

永井 博は自家に伝来した古文書や郷土史(可部地方の歴史)に興味があったらしく、遺されたものの大部分は郷土史研究に関するノートやガリ版刷りの資料などである。それら以外の彼の個人的な資料は見あたらない(古文書を整理研究の対象と見ていた以上、その古文書と一緒に保存されていたのが研究資料類だけなのは当然である)。

10. 永井 博整理文書(36件) [上位項目解説\(p.7\)](#) ・ [目録\(p.83\)](#)

この項目には、永井 博によって整理され、特定の形を与えられた文書を収めた。彼が行った古文書整理は永井家文書の現在の形状を大きく規定しているのので、その整理結果を概観するためにこのような項目を設けることにした。

自家の古文書を整理編纂した理由について、永井 博は「覚書」〔11〕の奥書で「近時郷土史研究盛なるに伴ひ、各人競ふて我家を旧家に如く見せむとて、処々方々より此の種の如き記録を借りあつめて之を写書し、以て之我家の祖先代々よりの伝来せしもの也と言はんがばかりあさはかなるたくらみする者今の世に多し」と述べているが、もともと彼自身が自家の祖先や郷土史に対して興味をもっていたためでもあろう。

整理の時期は、知られる限りでは昭和8年(1933)8月と同10年(1935)8月の2回である。永井 博は昭和8年3月に国学院大学を卒業し、京都伏見の菊花高等女学校に就職しているので、おそらく夏休みを利用して帰省し、実家に伝来していた古文書類を整理したものと思われる。

整理の手法は、台紙に文書を貼る形が大部分で、中にこれを長く継いで軸無しの巻物にしたものが7巻ある。他には綴にされたものがひとつだけある。整理された文書の点数は300点近くあるが、ここでは文書1点ごとを重出させるのは煩雑なので省略し、複数の文書をまとめてあるもの、および永井 博によって表題が付けられているもののみを掲げることにした。

前出「覚書」の奥書には、「整理編纂の都合あしき者はそのまゝにて置けり 反故同様にみゆれども決して粗末に取扱ふが如きことあるべからず」と記されている。受け入れ時点での保存状態から判断すると、そのままにしておいた「整理編纂の都合あしき者」とは、冊子類や綴など台紙に貼ることが不可能な形状のものと、無造作に一括されたものに大別される。後者の中には近年になって人の手が加わったと思しきものがあり、永井 博の整理(未遂)状況をそのまま反映しているかどうかは疑問がある。これらはまとめて「12. 一括・綴」の項目に掲げた。

11. 不明(22件) [上位項目解説\(p.7\)](#) ・ [目録\(p.85\)](#)

この項目には、伝来の事情が推定できない、あるいは作成・授受の契機を特定の職務や機能と関連させて確定することができない文書記録類を収めた。内容は、永井家歴代の当主以外の者が受取人になっている文書類と、受取人のない帳簿類・版本・地図等に大別で

きる。年代は幕末から明治10年代までで他の当家文書と重なる。可部町の役人が郡役所から受け取った文書や、藩の武具方と可部町の鍛冶屋がやり取りした文書などが見えるが、点数は僅かである。

12. 一括・綴 (41件) [上位項目解説\(p.7\)](#) ・ [目録\(p.86\)](#)

本文書群には、一括状態にされた文書が多く見られる。その形状は、こよりや紐で括られたもの、綴られたもの、重ねて丸められたもの等、様々である。中には明らかに近年になって手が入ったと思われるものもあり、受入時点での一括状態がすべて伝来上の根拠を持つとは必ずしも言えないようである。

この項目には、これら一括文書をそのまとまりごとに掲げたが、各まとまりの内訳は煩雑になるので省略し、概要を記述するに留めた。内訳1点ごとの目録情報を記述できるものについては、それぞれ適当な他の項目に掲げた。

文書番号	表題	年代	作成	形態
------	----	----	----	----

1. 上中野村庄屋 (解説 p.10)

1. 法制 [/ 1. 上中野村庄屋] (解説 p.11)

1	公儀御掟写 巻巻 内題「天明撰令」。内容は公事方御定書下巻の写し。永井蔵書印あり。	安政 4. 1. 写	上中野村庄屋永井宗右衛門写	豎冊
2	御当国御掟写 巻巻	安政 4. 1. 写	上中野村庄屋永井宗右衛門	豎冊
3	御当国御掟写 巻式	安政 4. 1. 写	上中野村庄屋永井宗右衛門	豎冊
119	芸備郡村高録志 安政 5 年には、宗右衛門はまだ庄屋ではない。	安政 5. 3.	高宮郡上中野村庄屋元表河内宗右衛門写	豎冊

触・達 [/ 1. 法制 / 1. 上中野村庄屋]

41	文政八西安政二卯年御国方御触書写	安政 4. 1.	表河内 (永井) 宗右衛門	豎冊
42	質素節儉筋被為仰出触書写帳	慶応元. 11.		豎冊
5/14	態申遣ス (朝廷よりの仰出洩れなく組合村へ触示すべし)	辰 (明治元) 7.	高宮郡御役所 割庄屋黒川恒助・同立川及三郎・同桑原吉五郎・同七左衛門・同見習幾太郎	切継紙
108/17	浅野長訓直諭書 (武一騒動後の説諭)	(明治 4) 9.	浅野長訓	板
46	酒造其外取締并税則御布告	明治 4. 10. 15	庄屋永井宗右衛門	豎冊
6/2	態申遣ス (火元念入心付るべし)	2. 5	高宮郡御役所 可部町以下 7ヶ村役人	切継紙
169	頭書 (郡中風儀立直方等之儀八...)	卯. 9.	郡御役所 高宮郡上中野村役人共	継紙
6/11	告諭写 (藩制改定につき)	11. 18	割庄屋共	切継紙
254/4	態申遣ス (去秋作不熟につき高利の禁止) および割庄屋用状写		高宮郡御役所 奥書 割庄屋権介 各村御役人中	切継紙

2. 領主 [/ 1. 上中野村庄屋] (解説 p.12)

1. 藩主社寺御礼 [/ 2. 領主 / 1. 上中野村庄屋]

10/3	態申遣ス (殿様御家督につき来月 4 日社寺御礼請けさせられ候旨仰せ出され候につき)	巳 (明治 2) 7. 22	高宮郡御役所 庄屋宗右衛門・同光五郎・与頭共	切継紙
7/1	態申遣ス (来月 4 日社寺御礼請けさせられ候につき上中野村品窮寺罷出方相達候)	巳 (明治 2) 7. 24	高宮郡御役所 上中野村庄屋宗右衛門・同光五郎・与頭	切紙

2. 藩主年頭御礼 [/ 2. 領主 / 1. 上中野村庄屋]

5/13	態申遣ス (来正月 7 日社寺年頭御礼につき上中野村品窮寺へ罷出べし)	卯 (慶応 3) 12. 2	高宮郡御役所 上中野村庄屋宗右衛門・同宗平・与頭	切継紙
6/3	態申遣ス (政事御一新につき若殿様年頭御礼とりやめのこと)	辰 (明治元) 10.	高宮郡御役所 庄屋宗右衛門・同光五郎・与頭	切継紙
7/2	態申遣 (来る 11 日若殿様年頭御礼につき前日までに罷出, 当御役所・町奉行所へ案内を遂ぐべし)	子. 6.	郡御役所 高宮郡上中野村役人共	切継紙
196/2	態申遣 (品窮寺来年頭御礼罷出哉否の儀, 相調べ申し出べし)	12.	郡御役所 高宮郡上中野村庄屋与頭共	切継紙
196/4	態申遣 (品窮寺来正月 7 日年頭御礼請けさせられ候につき, 前日までに罷出, 当御役所・町奉行所へも案内を遂ぐべし)	亥. 12.	郡御役所 庄屋・与頭共	切継紙

1. 上中野村庄屋(土地)

安芸国高宮郡上中野村 永井家文書(198824)

文書番号	表題	年代	作成	形態
5/15	態申遣ス(上中野村品窮寺来正月7日年頭御礼請けさせらるにつき御礼銭例の通り用意し前日までに罷出べし)	12.	高宮郡御役所 上中野村庄屋惣右衛門・同光五郎・与頭	切継紙
5/3	態申遣(来年頭御礼罷出哉否の儀、書付をもって申し出るよう、品窮寺へ申し聞かすべし)	12.16	高宮郡御役所 上中野村庄屋宗右衛門・光五郎・与頭	切紙
198	〔両殿様年頭御礼請けさせらるにつき達〕 台紙表題「芸州殿様浅野侯関係文書」、別紙あり。	12.21		切継紙 (台紙貼付)
5/12	態申遣ス(来正月年頭御礼罷出哉、書付をもって申し出べし)	12.22	高宮郡御役所 上中野村庄屋宗右衛門・同宗平・与頭	切紙
6/5	態申遣ス(殿様痛むところあるにより年頭御礼とりやめのこと)	卯.12.28	高宮郡御役所 上中野村庄屋宗右衛門・同宗平・与頭	切継紙

3. 藩主(若殿) [/ 2. 領主 / 1. 上中野村庄屋]

196/5	態申遣ス(若殿様御入国、来月4日御礼請けさせられ候につき)	亥(文久3)10.	郡御役所 高宮郡上中野村庄屋惣右衛門・惣平	切継紙
195/1	態申遣ス(若殿様任官一字拜領につき品窮寺御礼銭差出のこと)	亥.11.	郡御役所 高宮郡上中野村役人共	切継紙
196/3	郡御役所調役申達(若殿様任官の祝儀御礼銭いまだ差出さざるにつき)	11.	郡御役所調役 高宮郡上中野村役人中	切継紙

4. 代官 [/ 2. 領主 / 1. 上中野村庄屋]

70	当度御代官様当村医師元善跡へ御移被為遊候節諸入用帳ひかへ 高宮郡上中野村 外二元善後家宅替諸入用帳扣奥ニアリ	元治元.10.	庄屋宗右衛門・同宗平・与頭亀助・同平蔵 桑原庄右衛門様・川村愛蔵様	横長
71	当村医師元善後家宅替諸入用帳 高宮郡上中野村	元治元.10.	庄屋宗右衛門・同宗平・与頭亀助・同平蔵 桑原庄右衛門様・川村愛蔵様	横長
72	当度御代官様当村医師元善跡へ御移被為遊候節諸入用帳	元治元.11.	庄屋宗右衛門・同宗平・与頭亀助・同平蔵 (桑原庄右衛門様・川村愛蔵様)	横長

3. 土地 [/ 1. 上中野村庄屋] (解説 p.12)

開発 [/ 3. 土地 / 1. 上中野村庄屋]

104/9-1	覚(上中野村のうち関門下地当時荒地になるところ開地作付のため貸下げの願)	午(明治3)3.	下中野村与頭関蔵 庄屋宗右衛門殿・同光五郎殿・与頭亀助殿・同平蔵殿 奥書1 庄屋宗右衛門外3名 勤番割庄屋七左衛門殿 奥書2 勤番割庄屋七左衛門 高宮郡御役所	継紙
104/9-2	高宮郡御役所申達(上中野村関門下地開地作付のため貸下げ願の趣聞届) 関門下地貸下げ願(9-1)に貼付。	午.4.	上中野村庄屋宗右衛門・同光五郎・与頭共	切紙

山林 [/ 3. 土地 / 1. 上中野村庄屋]

255/4	覚(東山のうち丸山半分上原村・両中野村永代支配なさるべし、写し)	享保3.4.	木原屋六右衛門外1名 上原村・上中野村・下中野村百姓中	豎切紙
199	高宮郡上中野村下中野村分野山丁間之帖写	享保10.極.25	上中野村庄屋助九郎外5名 御山方 奥書(享保12年5月)上中野村庄屋助九郎外5名 河原藤右衛門様外2名	もと豎冊 (台紙貼付)

文書番号	表題	年代	作成	形態
村内土地売買 [/ 3. 土地 / 1. 上中野村庄屋]				
103/12	永代売切申田地之事 (ただし来る来る寅6月までに利息とも返済のときは戻す)	天保5.7.	売主徳丸屋利兵衛・証人武兵衛・同安五郎 買主喜七殿 奥書年寄同格組合割庄屋上中野村当分庄屋甚兵衛外上中野村役人3名	豎紙
100	〔田畠敷売買証文控〕 綴じ目のこよりが失われてバラバラになっている。全部で8丁。元は45の「田畠質入証文控」の一部として綴られていたものか。各丁に記されている売買証文の控はすべて安政2年のもの。丁の中には文書がこよりで結び付けられているものがある。	安政2.		豎冊
45	田畠質入証文控 100〔田畠敷売買証文控〕は元この文書の一部であったか。	安政2.1.~	上中野庄屋 (宗右衛門カ)	豎冊
105/3	永代売切申田地証文之事 奥書あり。全面を抹消す。裏書「午霜月廿七日消印」	安政7. 閏3.	売主金兵衛・証人仁兵衛 買主森下与平殿 奥書 上中野村庄屋幸兵衛・与頭宗右衛門・同亀助	豎紙
104/19	紛失証文一札差出し申候事 (質入田地の古証文紛失)	元次元. 極. 5	寅屋嘉助・証人アゲ伊兵衛 上中の村御役人衆中様	豎切紙
104/1	覚 (畑耆ヶ所売渡に付、已前買証文反古のこと)	慶応4. 正.	可部町木原屋源右衛門 上中野村御役方	豎紙

4. 貢租 [/ 1. 上中野村庄屋] (解説 p.12)

1. 免状 [/ 4. 貢租 / 1. 上中野村庄屋] (解説 p.13)

4/1	覚(高宮郡御蔵入上中野村年貢免状)	安永6.5.	小嶋富十郎 庄屋貞右衛門・与小嶋頭・長百姓	継紙
4/2	覚(高宮郡御蔵入上中野村年貢免状)	安永8.5.	玉置市十郎 庄屋貞右衛門・与小嶋頭・長百姓	継紙
4/3	覚(高宮郡御蔵入上中野村年貢免状)	慶応元. 9.	吉田他人蔵 庄屋惣右衛門・同惣平・与頭	継紙
4/4	覚(高宮郡御蔵入上中野村年貢免状)	慶応2. 9.	吉田他人蔵 庄屋惣右衛門・宗平・与頭	継紙
4/5	覚(高宮郡御蔵入上中野村年貢免状)	慶応3. 8. 19	吉田他人蔵 庄屋惣右衛門・宗平・与頭・長百姓	継紙
4/6	覚(高宮郡御蔵入上中野村年貢免状)	慶応4. 8.	柴田千太郎・中野清之丞 庄屋宗右衛門・同光五郎・与頭・長百姓	継紙
4/9	覚(高宮郡上中野村年貢免状)	明治2. 10.	西川角左衛門・河原栄之進・寺田清十郎 上中野村庄屋宗右衛門・同光五郎・与頭・長百姓	切紙

坪効 [/ 1. 免状 / 4. 貢租 / 1. 上中野村庄屋]

23	両村年々坪効出来劣覚帖	万延元. 8. ~ 明治2.	上中野村庄屋宗右衛門	横半
24	坪効二付改メ帖	明治2. 9. 9	庄屋宗右衛門	横半

2. 免割 [/ 4. 貢租 / 1. 上中野村庄屋] (解説 p.13)

156/1	〔上中野村免割帳〕	明治2. 12. 9	長百姓太郎右衛門外3名・百姓惣代弁平外2名 庄屋宗右衛門殿外庄屋1名・組頭2名	もと横長 (4枚)
56	不明 (原表題) 某村 (上中野村) 定物成および諸入用。			横長

3. 取立 [/ 4. 貢租 / 1. 上中野村庄屋] (解説 p.14)

104/33	覚 (年貢未進分一部差延につき、不埒の節は諸道具勝手に売払わるも聊かも申すまじき旨)	文久3. 2.	水主町茂吉・組合元助 上中野村御役人中様	豎紙
--------	--	---------	----------------------	----

文書番号	表題	年代	作成	形態
104/22	御村方へ投出証文之事（年貢未進につき）	文久3.2.27	水こ町新兵衛・同十助・組合頭孫兵衛 上中の村御役人中様	豎紙
104/14	投出証文之事	文久3.3.10	ふきや嘉平・組合嘉平 天王地地主重兵衛殿・上中の村御役人中様・長百姓中様	豎紙
8/2	ふきや嘉平御味進二付投出之事	文久3.3.10	引受重兵衛 御役人中・長百姓	豎紙
61	佐伯郡之内当夏焼家二付郡中村々エ救致候様被仰聞銀員数人別帖 高宮郡上中野村	慶応2.		横長
32	他国様方御通行二付夫方割庄屋吉五郎殿方石二付式刃差出郡中村々一同之事并二当村夫方郡用所へ郡中高割夫方当り候而者跡銭取立相当都合石二付四刃取立両組人別取立候事	慶応2.8.	上中野村庄屋宗右衛門・同宗平	横半
30	去未年分人別未進書抜帳	明治5.8.	故与頭安部亀介	横長
103/7	覚（年貢未進につき，来る2月5日および5月5日銀上納の旨）	亥.正.28	利右衛門・儀助・弥吉・喜助 御当村御役人衆中様	豎紙
水役銀・小物成銀取立帳 [/ 3. 取立 / 4. 貢租 / 1. 上中野村庄屋]				
170	諸職人水役銀并二小物成銀取立帳	文久3.6.	上中野村用所	横長
94	諸職人水役銀并二小物成銀取立帳	文久3.8.	上中野村用所	横長
95	諸職人水役銀并二小物成銀取立帳	元治元.6.	上中野村用所	横長
96	諸職人水役銀并二小物成銀取立帳	元治元.9.	上中野村用所	横長
140	諸職人水役銀并二小物成銀取立帳	慶応元.6.	上中野村用所	横長
139	諸職人水役銀并二小物成銀取立帳	慶応元.9.	上中野村用所	横長
93	諸職人水役銀并二小物成銀取立帳	慶応2.6.	上中野村用所	横長
138	諸職人水役銀并二小物成銀取立帖	慶応2.9.	上中野村用所	横長
49	諸職人水役銀并小物成銀取立帳	慶応3.6・9.	上中野村用所	横長
147	夏秋上納小物成職人水役銀取立算用帳	明治2.12.		横長
4. 納入 [/ 4. 貢租 / 1. 上中野村庄屋] （解説 p.14）				
1. 年貢米下分通 [/ 4. 納入 / 4. 貢租 / 1. 上中野村庄屋]				
259/13	御年貢米下分通 高宮郡上中野村	文政7.	多葉粉屋八兵衛（上中野村）	折紙
227/2	高宮郡上中野村御年貢米下分通	元治元.	煙子屋八兵衛	切継紙
234/2	上中野村御年貢米下分通	明治3.閏10.23	桑原屋専之丞	切継紙
259/6	御年貢米下分通 上中野村	明治4.9. 明治4.霜.14(皆済)	桑原専之丞（上中野村）	折紙
2. 年貢米勘定目録 [/ 4. 納入 / 4. 貢租 / 1. 上中野村庄屋]				
9/2	高宮郡上中野村御蔵入御年貢米御勘定目録	明治元.12.	庄屋宗右衛門・同光五郎・与頭亀助・同平蔵 高宮郡御役所 裏書(皆済勘定聞届)森 唯登・西川角左衛門・藤井出登 上中野村庄屋宗右衛門・光五郎・与頭共	継紙
3. 郡割目録 [/ 4. 納入 / 4. 貢租 / 1. 上中野村庄屋]				
240/2	覚(上中野村当夏上納差引目録写し)	嘉永7.6.	割庄屋愛次郎 割庄屋彦右衛門殿・同兵左衛門殿	切継紙
240/1	覚(上中野村当郡割写し)	寅(嘉永7)10.	割庄屋彦右衛門 庄屋兵左衛門殿・与頭宗右衛門殿・同半七殿	切継紙
240/4	[上中野村諸上納目録写し]			切継紙

文書番号	表題	年代	作成	形態
240/4-1	○覚(上中野村当秋諸上納銀目録写し)	寅(安政元)12.	割庄屋彦右衛門 庄屋兵左衛門殿・与頭宗右衛門殿・半七殿	
240/4-2	○覚(上中野村当暮諸上納銀差引写し)	寅(安政元)12.	割庄屋彦右衛門 与頭宗右衛門殿	
239/4	覚(上中野村当秋諸上納銀差引)	卯(安政2)9.	割庄屋彦右衛門 組頭宗右衛門殿	切継紙
239/5	覚(上中野村当郡割)	卯(安政2)10.	割庄屋彦右衛門 与頭宗右衛門殿	切継紙
239/3	覚(上中野村当卯暮諸上納銀算用)	卯(安政2)極.	割庄屋彦右衛門 与頭宗右衛門殿	切継紙
239/1	郡目録入(嘉永七安政)	安政4.	宗右衛門	袋
227/1	文書入袋(元治元年分郡目録等)	(元治元)	上中野村庄屋宗右衛門	袋
226/5	文書入袋(元治元年子六月夏・秋・郡目録入,暮目録入 四冊之辻)	元治元.6.		袋
227/3	覚(上中野村当夏諸上納米銀差引目録)	子(元治元)6.	割庄屋吉五郎殿・同宗平殿	庄屋宗右衛門 切継紙
227/4	覚(上中野村秋諸上納差引目録)	元次元.9.	割庄屋吉五郎殿・同惣平殿	庄屋惣右衛門 切継紙
226/3	覚(上中野村郡割差引目録)	子(元治元)11.	割庄屋吉五郎殿・同宗平殿	庄屋惣右衛門 切継紙
226/4	覚(上中野村当暮諸上納銀差引目録)	元次元.12.	割庄屋吉五郎殿・同惣平殿	庄屋惣右衛門 切継紙
244/1	郡割目録入并二楮勘定目録下分通入	丑(慶応元)	上中野村庄屋宗右衛門	袋
192/1	覚(上中野村当夏諸上納米銀差引目録)	丑(慶応元)6.	割庄屋吉五郎殿・同宗平殿	庄屋宗右衛門 切継紙
192/2	覚(上中野村諸上納差引)	慶応元.9.	割庄屋吉五郎殿・同宗平殿	庄屋惣右衛門・ 切継紙
244/3	覚(上中野村当郡割差引)	丑(慶応元)11.	割庄屋吉五郎殿・同宗平殿	庄屋宗右衛門 切継紙
244/2	覚(上中野村当暮諸上納米銀差引目録)	慶応元.12.	割庄屋吉五郎殿・同宗平殿	庄屋宗右衛門 切継紙
238/1	郡割目録入(郡目録入・夏目録入・秋目録入・暮目録入)	慶応2.	(永井宗右衛門カ)	袋
238/4	覚(上中野村当夏諸上納米銀差引目録)	慶応2.6.	割庄屋吉五郎殿・同惣平殿	庄屋惣右衛門 切継紙
238/2	覚(上中野村当秋諸上納差引)	慶応2.9.	割庄屋吉五郎殿・同宗平殿	庄屋宗右衛門 切継紙
237/1	覚(上中野村当郡割差引目録)	寅(慶応2)10.	割庄屋吉五郎殿・同宗平殿	庄屋宗右衛門 切継紙
238/3	免(覚カ)(上中野村当暮諸上納銀差引目録)	寅(慶応2)12.	割庄屋吉五郎殿・同惣平殿	庄屋宗右衛門 切継紙
241/1	郡割目録入	慶応3.	庄屋宗右衛門	袋
230	覚(上中野村当夏諸上納米銀差引目録) 台紙表題「郡割目録 慶応三年 其ノ五」	慶応3.6.	割庄屋吉五郎殿・同宗平殿	庄屋宗右衛門 切継紙 (台紙貼付)
242/2	覚(上中野村当諸上納差引目録)	慶応3.9.	割庄屋吉五郎殿・同宗平殿	庄屋宗右衛門 切継紙
242/1	覚(上中野村当郡割差引目録)	卯(慶応3)10.	割庄屋吉五郎殿・同宗平殿	庄屋宗右衛門 切継紙
243	覚(上中野村当暮諸上納米銀目録) 台紙表題「郡割目録 慶応三年 其ノ三」	慶応3.12.	割庄屋吉五郎殿・同宗平殿	庄や宗右衛門 切継紙 (台紙貼付)

1. 上中野村庄屋(貢租)

安芸国高宮郡上中野村 永井家文書(198824)

文書番号	表題	年代	作成	形態
9/3	覚(上中野村郡割銀等目録写)	辰(明治元)11.	割庄屋七左衛門 庄屋宗右衛門 殿・同光五郎殿	切継紙
232/1	覚(上中野村当夏上納差引目録)	午(明治3)6.	割庄屋七左衛門 庄屋宗右衛門 殿・同恒三郎殿	切継紙
233/1	覚(上中野村当上納銀目録)	午(明治3)10.	勤番割庄屋 御役人中	切継紙
231	覚(上中野村郡割差引目録) 台紙表題「郡割目録 明治三年 其ノ四」	午(明治3)11.	割庄屋末田七左衛門 庄屋永井 宗右衛門殿・同重松常三郎殿	切継紙 (台紙貼付)
232/2	覚(上中野村当暮諸上納銀算用差引 目録)	午(明治3)12.	割庄屋末田七左衛門・同重清幾 太郎 庄屋永井宗右衛門殿・同 重松恒三郎殿	切継紙
4/11	覚(上中野村当夏諸上納米銀差引 の覚)	未(明治4)6.	割庄屋重清幾太郎 庄屋永井宗 右衛門・同重松恒三郎	切継紙
241/2	覚(上中野村郡割差引目録)	未(明治4)11.	割庄屋重清幾太郎 庄屋永井宗 右衛門殿・同重松恒三郎殿	切継紙
259/5	覚(夏秋両度雑税目録)	未(明治4)11.	割庄屋重清幾太郎 庄屋永井宗 右衛門殿・同重松恒三郎殿	切継紙
259/11	覚(上中野村当諸上納銀目録)	未(明治4)12.	割庄屋重清幾太郎 庄屋永井宗 右衛門殿	切継紙
229	覚(飯室村郡割差引目録写) 台紙表題「郡割目録 慶応三年 其ノ四」。もと1通か。印が捺 されていないので写しであろう。	辰.11.	割庄屋桑原吉五郎 庄屋桑之助 殿・同吾六殿	台紙貼付 (2点)
192	〔諸上納覚〕			台紙貼付 (2通)
234/1	郡割目録入		上中野村庄屋宗右衛門	袋
239/2	覚(上中野村当夏諸上納米銀并二夫 割郡割写し)		年寄同格割庄屋彦右衛門 与頭 宗右衛門殿	切継紙
4. 郡府下雑税 [/ 4. 納入 / 4. 貢租 / 1. 上中野村庄屋]				
6/14	申達(上中野村郡府下厘米, 書付を もって差し出すべし)	5.9	末田 太郎 庄屋宗右衛門殿・ 与頭亀助殿	切継紙
6/12	高宮郡番組申達(郡府下并閉門下吉 歩米, 差次願書差出すべし)	9.	上中野村・下中野村・水落 村役人中	切継紙
5/21	高宮郡調役申達(郡府下夕高3石4 斗3升7合, 直に御蔵払取計うべし)	11.15	上中野村庄屋宗右衛門殿	切紙
5. その他 [/ 4. 納入 / 4. 貢租 / 1. 上中野村庄屋]				
149	高宮郡上中野村御年貢米銀請払大通 根帳 内容は, 上中野村のうち組頭の亀助と平蔵がそれぞれ担当する(?)分(各300石余)について年貢・ 諸入用を計算したもの。ただし, 帳簿の途中に空白があり, 最終的な負担額の算出もされておら ず, 実際に機能した文書であるかどうかは疑問。	明治2.		横長
75	御年貢米并二運賃請通	明治3.9.吉	蔵番伝助 上中野村御両役人様	横長
259/16	〔上中野村年貢(組頭半七分)請払帳〕 付属文書2通あり(綴じているこよりに結びつけてある。)		組頭半七	横長
240/5	割庄屋彦右衛門等用状(当暮上納銀 未だ差出さざるにつき駈合い)	3.22	上中与頭宗右衛門様・同半 七様	切継紙
5/20	高宮郡調役申達(たばこやよりの御 年貢通渡されたき旨)	11.9	上中野村庄屋宗右衛門殿	切紙
158/3	覚(米78俵蔵払いに相成り候)	巳.10.	煙草屋八兵衛 高宮郡上中野村	切継紙
158/5	亀助書状(庭帖写し差出し候につき)		表河内様	切紙
5. 村入用 [/ 4. 貢租 / 1. 上中野村庄屋] (解説 p.14)				
108/33	文政六年分 助九郎出飯米書	(文政6)		切紙

文書番号	表題	年代	作成	形態
259/15	覚(諸入用銀元利)	(文政7)		切継紙
253/6	覚(申年元利)	申(文政7)極.	油屋茂兵衛 上中の村御役人 中様	切紙
255/1	覚(辰年より未年まで元利)	申(文政7)12.	あふらや茂兵衛 上中野村御役 人様	切継紙
120/1	〔諸入用米覚の綴〕 上中野村の与頭・長百姓らが村役人に宛てた諸入用覚の綴。内容は、与頭・長百姓らが村の公務として活動した際の費用を書き上げたもの。年代は元治元年。各通の日付はおおむね11月下旬である。差出人として見える名前は、伊平・貞助・長百姓多郎右衛門・はし本や清助・長百姓増平・長百姓伝助・定助・社倉十人組頭取多郎右衛門・武八・与頭平蔵・与頭亀助・長百姓貞助、である。	子(元治元)		綴
256	〔文書綴〕 こよりで綴られているが、一番上に鉛筆で「元治元年」と書かれた紙が綴られている。従って、この綴りが本来の形態であったか否かは疑問。13点のうち後ろの7点はさらに別のこよりで綴られている。文書の年代は大体廃藩置県直前と思われる。おおむね上中野村の庄屋宗右衛門が庄屋の職務を執行する際に作成したり受け取ったりした文書と認められる。内容は村の入用に関わるものが多い。			綴(13点)
237/2	覚(免割後仕出し)	寅(慶応2)極.	長百姓伝助 御用場	切継紙
237/4	〔免割後仕出しの覚か〕	寅(慶応2)12.	年行司 右衛門 上中野村用 場様	切紙
237/5	覚(免割後仕出し)	寅(慶応2)12.	長百姓直七 用場	切継紙
238/5	免割後仕出し	寅(慶応2)極. 大晦日	長百姓太郎右衛門 御用場	切継紙
78	当村諸給米定数物等取約メ申上ル帳 高宮郡上中野村	明治2.3.	庄屋宗右衛門・同光五郎・与頭亀 助・同平蔵 割庄屋七左衛門殿	横長
74	御免割欠算用年行司夫帖小内引合書 貫帳 上中野村	明治2.4.		横長
53	西之宮神主直馬殿上京二付諸入用銭 并同人秋已来病死之節立場諸入用村 内家別取立之人別之覚 綴じ目にこよりで結び付けられた文書あり。	明治3.7.	上中野村用場	横長
146	上井手夫方并諸入用約帳	明治4.4. 吉	上中野村与頭阿部亀助	横長
104/12	御用出勤日割之覚ひかへ	寅.10.	上中の村御用所様江奉差上 候	縦紙
240/3	覚(八木井手頼母子約メ入用等の 請求)	卯.10.	出役吉三郎外1名 上中の村御 役人中様	切継紙
237/3	覚(免割後仕出し)	極.	長百姓貞助 御用場	切継紙
120/3-1	〔諸入用米覚綴〕 上中野村の長百姓らが村役人に宛てた諸入用覚の綴。内容は、長百姓らが村の公務として活動した際の費用(仕出し)を書き上げたもの。各通の日付は大体12月末。翌年正月のものが1通ある。各通に書き上げられた個々の出費の日付は11月下旬から12月上旬までである。差出人として見える名前は、長百姓増平・社倉十人組頭取多郎右衛門・長百姓太郎右衛門・宮下伊平・長百姓伝助・長百姓貞助、である。	辰.		綴
121/3	〔文書一括〕 こよりで一括。内訳は1枚もの3点に、こよりで括られたもの2点。ただし、この2点を括っているこよりは1本で現代のもの。他に、こより(古いもの)が2本一緒に括られており、これが本来のものか。内容は、おおむね上中野村の諸入用に関し庄屋が作成もしくは受け取ったもの。年は巳年。差出者として見えるのは長百姓伝助・長百姓定助・年行司定助・増平等。			括(6点)
121/5	〔文書一括〕 一番長い文書(6通を貼り継いだもの)でくまれている。内容は、巳年の上中野村諸入用に関し、村役人が作成もしくは受け取ったもの。			括(3点)
156/2	〔横長帳断簡〕 上中野村の諸入用(出費)を書き上げたもの。			もと横長 (2枚)
246	人夫覚等綴 綴られている文書の年代はおおむね幕末頃。中に慶応2年の「森下人別夫覚帖」(横長)が1冊綴り込まれている。綴り全体の内容は、上中野村の公用で村民が負担した人夫役に関する覚等がほとんどであり、上中野村の村役人が職務の執行にともない作成もしくは受け取ったものである。			綴

文書番号	表 題	年 代	作 成	形 態
6. 諸役 [/ 4. 貢租 / 1. 上中野村庄屋]				
137(2)	去儿戌ノ春赤真鍮差上候所当子冬御銀御下ヶニ相成人別へ相済取計候	元治元.12.21	高宮郡上中野村用所	横長
66	近江守様他州様御通行二付当村高割夫方罷出夫賃金人別へ相済	慶応2.7.~		横長
7. 菜種 [/ 4. 貢租 / 1. 上中野村庄屋]				
108/29	覚 (油方御役所菜種の覚)	丑(慶応元カ)閏5.	油方御役所 かべ清助	切紙
68	菜種油方御役所積下し人別覚帖	慶応元. 閏5.	高宮郡上中野村庄屋宗右衛門	横長
108/30	覚 (油方御役所菜種の覚)	丑(慶応元カ)6.29	油方御役所 上中野村庄屋惣右衛門	切紙
254/7	[油方御役所菜種の覚4通]		油方御役所 上中野村庄屋宗右衛門等	切紙 (4通)
8. 諸物産 [/ 4. 貢租 / 1. 上中野村庄屋]				
97	高宮郡上中野村御鉄可部町迄繰出方人別帖ひかへ 奥書の本文「右之通人別夫々御引合御渡し可被下候、為其帖面差出申候」	元治元.10.	上中野村庄屋宗右衛門 上根村御鉄継所	横長
9. 御用銀 [/ 4. 貢租 / 1. 上中野村庄屋] (解説 p.15)				
87	安政寅卯御用銀利足御下ヶ渡人別午年分 用所	安政6.1.		横長
92	安政寅卯御用銀御利足人別割賦帳上中野村用所	文久3.		横長
85	安政寅卯御用銀御利足人別割賦帳上中野村用所	文久3.2.		横長
91	安政寅卯御用銀御利足人別割賦帳、外二当霜月六日御上様へ御預置御利足共相渡 高宮郡上中野村用所	元治元.		横長
175	覚 (寸志金3両受取)	丑(慶応元)3.	高宮郡御役所 上中野村庄屋宗右衛門	切紙 (台紙貼付)
90	安政寅卯御用銀御利足丑年分人別割賦帳、外二子十一月六日差出御借入金利足丑二月八日一緒相済 上中野村用所	慶応2.2.朔		横長
89	安政寅卯御用銀御利足寅年分人別、元治元年子霜月六日御借入金三拾兩御利足寅年分割賦帳 上中野村用所	慶応3.2.朔		横長
83	安政寅卯御用銀御利足寅年分人別、元治元年子霜月六日御借入金三拾兩御利足卯年分割賦渡し帳 上中野村用所	慶応4.2.朔		横長
84	安政寅卯御用銀御利足兩年分、元治元年子霜月六日御借入金三拾兩御利足辰年分人別割賦帳 上中野村用所	明治2.2.朔		横長
86	安政寅卯御用銀御利足人別相渡し帖上中野村用場	明治3.2.朔		横長
88	安政寅卯兩年分御用銀御利足人別相渡帳 高宮郡上中野村用所	明治4.2.朔		横長
67	安政寅卯兩年分御用銀御利足并元銀とも夫々人別へ割賦相渡帳	明治4.8.15	上中野村用所	横長
12/9	[軍用御手当御寸銀差上、前段のとおりに来る二月五日までに御上納仕るべし(下書)]		(上中野村役人)	切紙

文書番号	表題	年代	作成	形態
10. その他 [/ 4. 貢租 / 1. 上中野村庄屋]				
9/4	割庄屋七左衛門用状(上中野村百姓中へ欠算用過米割賦につき様子おしらせ下さるべく候)	5. 6	上中野村御役人中様	切継紙
6/17	某申達(郡府下壱歩米当たり人数見合わせたき儀あるにつき書記御役所へ罷出でられたし)	11. 14		切紙
225	御年貢米請取申通(寛延4年より宝暦3年まで仁左衛門未進算用)		上中野村与頭孫七 庄屋庄右衛門様	切継紙 (台紙貼付)
5. 戸口 [/ 1. 上中野村庄屋] (解説 p.15)				
1. 人数改め [/ 5. 戸口 / 1. 上中野村庄屋]				
80	高宮郡上中野村人数御改メ帳	文久4. 1. 14	庄屋宗右衛門・同宗平・与頭亀助・同平蔵 芦田甚三郎様	横長
2. 宗旨判形 [/ 5. 戸口 / 1. 上中野村庄屋]				
7/4	態申遣入(来月7日仏護寺において町新開宗旨判形見届あるにつき、前日までに罷出べき旨、上中野村品窮寺へ申し聞かすべし)	9. 晦	高宮郡御役所 上中野村庄屋惣右衛門・同惣平・与頭共	切紙
3. 移動 [/ 5. 戸口 / 1. 上中野村庄屋]				
105/4	送り状之事(下四日市村喜兵衛および家内3人上中野村に罷越すにつき)	天保14. 9.	下四日市村庄屋久兵衛・組頭2名 上中野村庄屋市郎次殿・同正右衛門殿・組頭2名	豎紙
8/1	送状之事(下中野村百姓直助上中野村へ罷越渡世につき)	文久3. 2.	庄屋 右衛門 上中野村庄屋惣右衛門殿・同惣平殿	豎紙
104/31	請書証文差上候事(大林村住人幸悦御当村の住人となるにつき)	文久3. 2. 朔	引受人吹屋保兵衛・証人同嘉平 上中野村御役人中様	豎紙
8/3	送状之事(下中野村上市九助上中野村に引越渡世につき)	文久3. 3.	下中野村庄屋七左衛門・同与頭直助・同同忠三郎	豎紙
8/4	送状一札之事(桐原村兼蔵上中野村に住居のことにつき)	文久4. 1.	庄屋横山平九郎・組頭忠平 上中野村御役人中様	切継紙
104/18	引請証文一札奉差上之事(上四日市村百姓嘉平当村住人となるにつき)	元治元. 3.	引受人新屋序助・証人東原幸平 御当村御役人衆中様	豎紙
104/23	請書一札奉差上之事(上原村百姓卯助当村居住につき)	元治元. 3.	引受人かじや孫助・証人角屋儀平 御当村御役人衆中様	豎切紙
8/10	送状之事(上四日市村政助上中野村に罷越住居につき)	文久4. 3.	上四日市村役人 上中野村御役人中様	豎紙
8/12	宗門手形送り状一札之事(沼田郡毛木村要蔵上中野村へ住居につき)	元治元. 3.	庄屋良三郎・組頭惣八・同孫四郎 高宮郡上中野村庄屋宗右衛門殿・同同宗平殿	継紙
8/5	送り状之事(上原村宇助上中野村へ引越渡世につき)	文久4. 3.	上原村役人 上中野村御役人中様	豎紙
8/6	送状之事(水主町彦助悴幸助上中野村へ引越渡世につき)	文久4. 3.	庄屋七左衛門・与頭直助・同忠三郎 上中野村御役人中様	豎紙
8/7	人別請取状之事(芸州高宮郡上中野村平蔵甥源助石州那賀郡郷田村へ養子につき)	文久4. 3.	石州銀山附御料那賀郡郷田村庄屋横田武三郎 芸州高宮郡上中野村庄屋宗右衛門殿・同宗平殿	豎紙
8/8	送り状之事(忠兵衛上中野村へ罷越渡世につき)	文久4. 3.	下中野村庄屋七左衛門・同与頭直助・同同忠三郎 上中野村御役人中様	豎紙
8/9	送り状之事(上四日市村嘉平上中野村へ罷越住居につき)	文久4. 3.	上四日市村役人 上中野村御役人中様	豎紙

文書番号	表題	年代	作成	形態
104/4	請書一札奉差上候事(沼田郡毛木村百姓要蔵家内4人当村住人となるにつき)	元治元. 4.	上中野村引請人龜助・証人宇助御当村(上中野村)御役人衆中様	豎紙
104/16	広島超専寺周芳姉勢以義引越之儀二付御願申上ル書付	寅(慶応2)5.	品窮寺運応 庄屋宗右衛門殿・同宗平殿・与頭龜助殿・同平蔵殿 奥書 宗右衛門外3名 高宮郡御役所 裏書 高宮郡御役所 庄屋宗右衛門外	継紙
104/24	当村百姓仙助娘ゆう引越候御願書付 裏書あり(表書の通り聞届差免す、寅6月10日 高宮郡御役所より庄屋惣右衛門他あて)	寅(慶応2)5.	百姓仙助 庄屋宗右衛門・同宗平・与頭龜助・同平蔵 高宮郡御役所	継紙
8/14	送り状之事(下中野村利助上中野村へ罷越渡世につき)	慶応3. 7.	庄屋七左衛門・同直助 上中野村庄屋宗右衛門殿・同宗平殿	豎紙
8/13	送り状之事(下中野村嘉平上中野村へ罷越渡世につき)	明治4. 2.	庄屋増谷直助・同末田幾三郎 上中野村庄屋宗右衛門殿・同同恒三郎殿	豎紙
8/11	毛木村役人用状(毛木村百姓要蔵上中野村に罷居につき)	3. 9	上中野村御役人中様	切継紙
104/21	覚(下町屋村百姓勘助60日限上中野村に居住の願)	子. 3. 10	下町屋村庄屋吾八・与頭栄蔵・同柳助・取立役富三郎 上中野村御役人中様	豎切紙
104/29	覚(下町屋村百姓河原常平60日限上中野村に居住の願)	子. 3. 20	庄屋吾八・与頭栄蔵・同柳助・同富三郎 上中野村御役人中様	豎切紙
5/9	高宮郡調役申達(上中野村品窮寺寺町超専寺より妻もらい受けにつき引越願早急に差し出されし)	9.	上中野村庄屋宗右衛門殿・同宗平殿・与頭中	切紙
4. 職人 [/ 5. 戸口 / 1. 上中野村庄屋]				
5/7	態申遣ス(上中野村下桶屋職惣七同儀兵衛当丑正月 ^あ 消印の旨聞届)	丑(慶応元)8.	高宮郡御役所 庄屋惣右衛門・同惣平・与頭	切紙
5/5	態申遣ス(上中野村下桶屋職惣八当正月 ^あ 改メ出しの旨聞届)	寅(慶応2)4.	高宮郡御役所 庄屋惣右衛門・同惣平・与頭	切紙
6. 村政 [/ 1. 上中野村庄屋] (解説 p.16)				
1. 村況 [/ 6. 村政 / 1. 上中野村庄屋]				
15	当度御調之ヶ條書上帖 高宮郡上中野村 箇条の内訳は、定御見取所・寺院道場・堂・社・古荒川成所。	明治3. 11.	庄屋永井宗右衛門・同重松恒三郎・与頭安部龜助・同河崎平蔵 勤番割庄屋小林恒太郎殿	豎冊
2. 達・用状 [/ 6. 村政 / 1. 上中野村庄屋] (解説 p.16)				
196/1	郡御役所ヨリ書状来リ袋入	文久3. 正.		もと袋
5/22	態申遣ス(出頭申付)	寅(慶応2)11.26	高宮郡御役所 庄屋宗右衛門・同宗平・与頭	切紙
172	態申遣ス(出頭申付)	寅(慶応2)12.14	高宮郡御役所 上中野村庄屋宗右衛門	切継紙 (台紙貼付)
5/6	態申遣(出頭申付)	辰(明治元)6.	高宮郡御役所 庄屋惣右衛門・同光五郎・与頭	切紙
7/3	態申遣ス(出頭申付)	巳(明治2)8.5	高宮郡御役所 上中野村庄屋宗右衛門・同光五郎・与頭共	切継紙
7/13	態申遣(郡吟味屋敷へ出頭申付)	午(明治3)5.27	高宮郡御役所 庄屋惣右衛門・同恒三郎・与頭共	切継紙
7/9	態申遣(出頭申付)	午(明治3)9.	高宮郡御役所 庄屋宗右衛門・同恒三郎・与頭共・勤番割庄屋権介	切紙

文書番号	表題	年代	作成	形態
12/4	添状(別紙遅滞なく順達すべし)	寅.10.26	今吉田村 鈴張村外5ヶ町村 (御役所まで村々御役人中)	切紙
171	[文書順達状]	寅.11.12	従今吉田村 鈴張村以下6ヶ村 高宮郡御役所	切紙
257/21	態申遣ス(出頭申付)	戌.3.18	高宮郡御役所 (上中野村庄屋 等カ)	切紙
240/5	割庄屋彦右衛門等用状(当暮上納銀 未だ差出さざるにつき駈合い)	3.22	上中与頭宗右衛門様・同半 七様	切継紙
104/27	水落村役人用状(当村百姓源二よ りの証文御見合せ御受取下さるべ く候)	戌.4.	両中野村御役人中様	切紙
108/35-4	某用状(申し談じたき旨あり)	4.	上中御役人中様	切紙
203	態申遣(出張所へ出頭申付)	4.	高宮郡農務方 上中野村庄屋長 井惣右衛門	切継紙 (台紙貼付)
5/17	態申遣ス(出頭申付)	4.26	高宮郡御役所 庄屋宗右衛門・ 同光五郎・与頭	切継紙
9/4	割庄屋七左衛門用状(上中野村百姓 中へ欠算用過米割賦につき様子おし らせ下さるべく候)	5.6	上中野村御役人中様	切継紙
6/14	申達(上中野村郡府下厘米,書付を もって差し出すべし)	5.9	末田 太郎 庄屋宗右衛門殿・ 与頭亀助殿	切継紙
7/15	態申達(上中野村恵助・伊助の病氣 全快や否や取調べ申し出すべし)	6.28	調役 上中野村役人中	切紙
6/12	高宮郡番組申達(郡府下井関門下壱 歩米,差次願書差出すべし)	9.	上中野村・下中野村・水落 村役人中	切継紙
257/27	割庄屋吉五郎用状(人足銀につき)	10.20	庄屋宗右衛門様外1名	切紙
12/21	七左衛門書状(御宿の儀につき)	11.朔	上中の村庄屋宗右衛門様	切紙
5/20	高宮郡調役申達(たばこやよりの御 年貢通渡されたき旨)	11.9	上中野村庄屋宗右衛門殿	切紙
6/17	某申達(郡府下壱歩米当たり人数見 合わせたき儀あるにつき書記御役所 へ罷出でられたし)	11.14		切紙
5/21	高宮郡調役申達(郡府下夕高3石4 斗3升7合,直に御蔵払取計うべし)	11.15	上中野村庄屋宗右衛門殿	切紙
108/21	覚(与兵衛呼出しの命令)	11.19		切継紙
108/28	出頭命令(上中野村千助・下町屋村 の内同人部屋にて掛け女房,召し連 れ罷出べし)	11.24		切紙
5/21'	高宮郡調役用状カ(船引纏不用の分 有無につき水主共お調べの上,お知 らせありたし)	11.26	(上中野村役人)	切紙
195/2	態申遣(別紙の通仰せ出さる)	亥.12.	郡御役所 高宮郡上中野村	切紙
5/8	態申遣ス(上中野村仙助・元平・善 助出頭申付)	.12	高宮郡御役所 庄屋惣右衛門・ 同光五郎・与頭	切紙
12/6	口上(郡目録戻しの件いかが成ら る哉)	.14	亀助 表河内様	切紙
12/8	割庄屋書用状(出役・示し役差し向 けるにつき,宿定めの特駈け合い)		両中の村御役人中	切紙

3. 村役人[/ 6. 村政 / 1. 上中野村庄屋] (解説 p.17)

216	申渡(上中野村組頭太助倅惣右衛門 組頭申付)	嘉永元.10.	新保彦兵衛・中島右馬介・山下 寿登 上中野村組頭太助倅惣右 衛門	切継紙 (台紙貼付)
-----	---------------------------	---------	--	---------------

1. 上中野村庄屋 (村政)

安芸国高宮郡上中野村 永井家文書 (198824)

文書番号	表題	年代	作成	形態
217	態申遣ス(上中野村組頭太助倅惣右衛門を召し連れ御役所へ罷出べし)	嘉永元.10.	高宮郡御役所 庄屋正右衛門・同平左衛門・与頭共	切継紙 (台紙貼付)
219	態申遣ス(御役所へ罷出べし)	嘉永元.10.	高宮郡御役所 上中野村組頭太助	切継紙 (台紙貼付)
218	態申遣(病気につき組頭役差免)	嘉永元.10.5	中島右馬介・山下寿登 上中野村組頭太助	切継紙 (台紙貼付)
183	態申遣ス(御役所へ罷出べし)	文久2.極.	高宮郡御役所 上中野村与頭惣右衛門	切継紙 (台紙貼付)
215	申渡(上中野村与頭惣右衛門庄屋申付)	文久2.12.20	辻小八郎・湊兵馬・戸嶋十大夫 上中野村与頭惣右衛門	切継紙 (台紙貼付)
181	態申遣(藍座用懸り申付)	子(元治元)7.10	郡御役所 高宮郡上中野村庄屋惣右衛門	切継紙 (台紙貼付)
174	〔庄屋上席申付〕(郡府建構諸入用銀のうち金子差上奇特)	慶応2.12.15	上中野村庄屋宗右衛門	切紙 (台紙貼付)
103/19	割庄屋桑原吉五郎用状(両村川筋横土手根留取繕普請中につき両人日勤不統合なきよう)	辰(明治元)5.29	割庄屋格七左衛門様・上中野村庄屋宗右衛門様	切紙
40	郡中村々役人姓名録(高宮郡) 高宮郡中の村役人等の姓名一覧。名字が許可されたのに伴って提出されたものの写し。	明治3.		横半
257/29	重松恒三郎書状(申二月まで相勤める庄屋給日割をこの者へお渡し下されし)	(明治5)8.9	永井宗右衛門様	切紙
6/6	態申遣ス(宗右衛門忌中なるも7日過には役用出勤差免のこと)	8.19	高宮郡御代官所 上中野村庄屋宗右衛門	
7/18	割庄屋申達(上中野村貞助郡中示し役差免のこと)	午.9.晦	(高宮郡御役所)勤番割庄屋七左衛門 上中野村御役人中	切継紙
5/23	高宮郡調役申達(吟味出役として当御役所へ出勤あるべし)	10.13	上中野村庄屋宗右衛門殿	切継紙

4. 凶荒・救恤 [/ 6. 村政 / 1. 上中野村庄屋] (解説 p.17)

257/4	覚(社倉麦不納分10月15日までに上納)	文久2.10.9	武助外1名 上中野村御役人衆中様	切紙
59	安政三辰年上中野村社倉麦算用帳	明治2.4.		横半
104/3	御貸下ヶ米証文一札之事控 差出人連名の中に上中野村庄屋永井宗右衛門の名あり。	明治4.2.	借主年寄同格勤番割庄屋末田七左衛門外6名 高宮郡御役所	継紙
189	上中野村庄屋永井宗右衛門誉状(去る巳年凶作につき難渋の者救助)	辛未(明治4)7.	広島県庁 高宮郡庄屋上席上中野村庄屋永井宗右衛門	切継紙 (台紙貼付)
214	上中野村長百姓平蔵外2名誉状(申年凶作につき難渋の者施行)		(上中野村長百姓平蔵外2名)	切紙 (台紙貼付)

困取立帳 [/ 4. 凶荒・救恤 / 6. 村政 / 1. 上中野村庄屋]

134	御困取立帳 高宮郡上中野村	安政6.11.晦		横長
125	御困取立帳 高宮郡上中の村	万延元.11.8		横長
135	御困取立帳 高宮郡上中野村	文久2.11.10		横長
133	御困取立帳 高宮郡上中野村	文久3.11.		横長
127	御困取立帳 高宮郡上中野村	元治元.12.16		横長
130	御困取立帳 高宮郡上中野村	慶応元.12.13		横長

文書番号	表 題	年 代	作 成	形 態
困初貸付帳 [/ 4. 凶荒・救恤 / 6. 村政 / 1. 上中野村庄屋]				
144	御困初并二新困初貸附人別帳 高宮郡上中野村	万延元. 4. 2		横長
126	御困初并二新困初貸附人別帳 高宮郡上中野村	万延 2. 3. 6		横長
136	御困初并二新困初貸附人別帳 高宮郡上中野村	文久 2. 5. 5		横長
132	御困初新困初貸附人別帖 高宮郡上中の村	文久 3. 5. 27		横長
131	御困并新困初貸附人別帖 高宮郡上中野村	文久 3. 8. 7		横長
128	御困初并新困初人別貸附帖 高宮郡上中の村	元治元. 8. 23		横長
129	御困初并新困初人別貸附帖 高宮郡上中野村	慶応元. 8. 23		横長
5. 社寺 [/ 6. 村政 / 1. 上中野村庄屋]				
105/7-1	覚 (去る天保 8 酉年疫死の品窮寺旦那共のため当月 22 日より 7 日間仏事営みたき旨, 品窮寺蓮照より願)	巳(明治 2)6.	品窮寺蓮照 庄屋宗右衛門殿外 3 名 奥書 庄屋宗右衛門外 3 名 高宮郡御役所 裏書 森唯登・西川角左衛門・前浜徳太郎 庄屋宗右衛門外	継紙
82	高宮郡上中野村楠社奇附人別取約帳 ほかへ	明治 4. 4.	庄屋永井宗右衛門・同重松恒三郎・与頭安倍亀助・同川崎平蔵 勤番割庄屋小林恒太郎殿	横長
235	安芸国高宮郡上中野村神社書上帳控	明治 4. 7.		もと豎冊 (台紙貼付)
191	可愛社境内図面・品窮寺図面(断簡)	辛未(明治 4)12.		台紙貼付 (2通)
194	友定八幡宮境内図面・尾又社境内 図面	(明治 4.12)		台紙貼付 (2通)
255/2	〔品窮寺屋敷地の覚等継〕 品窮寺の屋敷地や所持地を書き出した覚等を貼り継いだもの。その中には、下中野村用場から品窮寺に宛てたものが 1 点, 重見信三郎(可部町組頭)が上中野村庄屋長井惣右衛門(永井宗右衛門)に宛てたものが 1 点, 含まれている。年代は慶應重畳直前。			継
6. 通行 [/ 6. 村政 / 1. 上中野村庄屋]				
10/13	態申達ス(西川角左衛門通行につき 順路村々取計のこと)	正. 28	西川角左衛門殿内田部春平 上根村・可部村・右順路村々役人中	切継紙
105/6	口上之覚・覚写し(山県郡長笹村りよ村継送りにつき)	3. 14	(口上之覚) 山県郡長笹村りよ 安芸郡府中村御役人中様 (覚) 安芸郡割庄屋同格府中村 庄屋善右衛門・栄之助 山県郡 長笹村御役人中様	切継紙
10/6	態申達ス(明後日御用につき広島出立, 順路村々休泊のこと御取計あるべし)	5. 27	永浜脩助 順路村々役人中	切継紙
5/18	態申遣(前浜徳太郎吉田町より引取につき順路村々へ先触)	6. 29	前浜徳太郎内神川庫太郎 吉田村以下順路 11ヶ村	切継紙
6/8	態申遣(田部瀧次郎吉田町出立につき順路の村へ取計い申達)	7. 11	田部瀧次郎 順路村々(上根村・上中野村) 役人中	切紙
6/9	郡用所詰割庄屋通達(田部瀧次郎引取につき, 順路村々時刻書き入れ受け送りのこと)	7. 11	順路村々役人中(受け送り 村入江村・勝田村・佐々井村)	切紙

文書番号	表題	年代	作成	形態
12/5	覚 (高宮郡調役より綾ヶ谷村庄屋東太郎殿行き銀札入一封受け送り)	寅. 7. 14	水落村用場 上中野村御用場	切紙
7. 牛馬市 [/ 6. 村政 / 1. 上中野村庄屋] (解説 p.17)				
200	藩政時代上中野村下中野村牛馬市関係文書		永井 博整理	台紙貼付 (2通)
200/1	○ 態申遣ス (上下両中野村牛馬市立の願聞届)	戌(文久2)10.	高宮郡御役所 上中野村当分庄屋吉五郎・与頭共・下中野村庄屋磯右衛門・与頭共・組合割庄屋弥三郎	切紙
200/2	○ 態申遣ス (上下両中野村牛馬市立の願聞届)	亥(文久3)10.	郡御役所 高宮郡下中野村庄屋磯右衛門・上中野村庄屋惣右衛門・同惣平・両村与頭共	切紙
257/2	態申遣ス (上下両中野村牛馬市立の願聞届写し)	寅(慶応2)10.6	高宮郡御役所 下中の村庄屋七左衛門・同直助・上中の村庄屋宗右衛門・同宗平・両村与頭共	切紙
5/19	態申遣ス (上下両中野村牛馬市立の願聞届)	寅(慶応2)10.6	高宮郡御役所 下中野村庄屋七左衛門・同直助・上中野村庄屋宗右衛門・同宗平・両村与頭	切紙
6/4	態申遣ス (上下両中野村牛馬市立の願聞届)	辰(明治元)10.	高宮郡御役所 下中野村庄屋七左衛門・同直助・上中野村庄屋宗右衛門・同光五郎・両村与頭	切紙
8. 褒賞 [/ 6. 村政 / 1. 上中野村庄屋]				
208	態申遣ス (郡府等建構成入用の内へ国恩寸志として金子差上の段願の通聞届)	丑(慶応元)11.	高宮郡御役所 上中野村庄屋宗右衛門	切紙 (台紙貼付)
205	上中野村庄屋宗右衛門褒賞状 (国恩寸志献金につき)	(慶応元)	高宮郡上中野村庄屋宗右衛門	切紙 (台紙貼付)
102/10	高宮郡上中野村組頭河崎平蔵褒賞状	辛未(明治4)7.	広島県庁 高宮郡上中野村組頭河崎平蔵	切紙
108/1	広島県庁褒賞状 (去る巳年凶作につき難渋の者救助の段奇特)	辛未(明治4)7.	広島県庁	切紙
189	上中野村庄屋永井宗右衛門誉状 (去る巳年凶作につき難渋の者救助)	辛未(明治4)7.	広島県庁 高宮郡庄屋上席上中野村庄屋永井宗右衛門	切紙 (台紙貼付)
102/1	上中野村組頭安部亀助褒賞状	5. 朔	(上中野村組頭安部亀助)	切紙
102/4	上中野村組頭河崎平蔵褒賞状	5. 朔	(上中野村組頭河崎平蔵)	切紙
202	上中野村庄屋長井宗右衛門褒賞状 (出張所再建入用の内へ寄附につき)	5. 朔	農務方 上中野村庄屋長井宗右衛門	切紙 (台紙貼付)
102/2	上中野村組頭亀助褒賞状	5. 7	(上中野村組頭亀助)	切紙
102/3	上中野村組頭平蔵誉状		(上中野村組頭平蔵)	切紙
102/9	高宮郡上中野村百姓平助褒賞状		(高宮郡上中野村百姓平助)	切紙
179	[上中野村庄屋惣右衛門誉状]		上中野村庄屋惣右衛門	切紙 (台紙貼付)
210	[上中野村与頭宗右衛門誉状]		(上中野村与頭宗右衛門)	切紙 (台紙貼付)
211	[上中野村百姓褒美下渡状]		(上中野村百姓共)	切紙 (台紙貼付)
212	[上中野村組頭宗右衛門誉状]		(上中野村組頭宗右衛門)	切紙 (台紙貼付)
214	上中野村長百姓平蔵外2名誉状 (申年凶作につき難渋の者施行)		(上中野村長百姓平蔵外2名)	切紙 (台紙貼付)
220	[上中野村組頭太助褒美下渡状]		(上中野村組頭太助)	切紙 (台紙貼付)

文書番号	表題	年代	作成	形態
221	〔上中野村与頭太助褒美下渡状〕		(上中野村与頭太助)	切継紙 (台紙貼付)
9. 村内投げ出し [/ 6. 村政 / 1. 上中野村庄屋] (解説 p.17)				
79	正右衛門当度引負二付家財附立帳上 中野村用所	嘉永 7. 3.	庄屋兵左衛門・与頭宗右衛門・ 長百姓 5 名	横長
76	蔵本屋栄助諸道具売払覚帖 77と結び合わされている。結びあわされたこよりのところに文書 2 通が括りつけられている。cf. 73	嘉永 7. 3. 15		横長
77	常久正右衛門諸道具売払覚帖 76と結び合わされている cf.54, 79	嘉永 7. 3. 29		横長
54	常久正右衛門諸道具売払覚帖 上中 野村	嘉永 7. 3. 29		横長
73	栄助家屋敷田畑入札帳 綴じてあるこよりに結びつけられた文書が一束ある。内訳は、道具売払夫々人別書分ヶ帳、その他。cf.76	(嘉永 7)		横長
104/22	御村方へ投出証文之事 (年貢未進に つき)	文久 3. 2. 27	水こ町新兵衛・同十助・組合頭 孫兵衛 上中の村御役人中様	豎紙
104/14	投出証文之事	文久 3. 3. 10	ふきや嘉平・組合嘉平 天王地 地主重兵衛殿・上中の村御役人 中様・長百姓中様	豎紙
8/2	ふきや嘉平御味進二付投出之事	文久 3. 3. 10	引受重兵衛 御役人中・長百姓	豎紙
10. 貸借 [/ 6. 村政 / 1. 上中野村庄屋]				
104/15	村辻金預り手形証文之事	文久 4. 3. 5	借主長百姓増平・証人太郎右衛 門・同貞助・同伝助 御当村御 役人中様	豎紙
105/7-3	覚 (上中野村金子 16 両余預り置くに つき手形一札、但し利足なし)	元治元. 3. 20	上中野村庄屋惣平 庄屋宗右衛 門殿・与頭 2 名	豎紙
104/2	書類一札奉差上申候事 (銀札借用に つき)	寅. 3. 26	借主惣七・組合藤平外 3 名 上 中の村御役人衆中様	継紙
11. その他 [/ 6. 村政 / 1. 上中野村庄屋] (解説 p.18)				
265	〔諸請取状等継〕	文久 3. ~ 明治 5.		継
永井宗右衛門が上中野村庄屋・同村少長・五小区用係の職務を執行するに伴って受け取った文書 (ほぼすべて切紙または切継紙) を、年代順に長く継いだもの。巻いた直径は約 9cm。大部分は宗右衛門の庄屋時代のもので、上中野村少長と五小区用係に在任中のものは少ない。内容は雑多であるが、村入用銀の受取状や割庄屋からの郡割諸上納銀の受取状などをはじめとして様々な受取状がほとんどである。また、庄屋等の職務とは関係ない宗右衛門家の家政・家計に関わる受取状と思われるものも含まれている。文書に見える宛先は、「表河内様」、「上中野村御役人中様」、「上中野村庄屋宗右衛門殿」、「上中野村御用場」、「上中野村少長中」、「上中野村少長永井宗右衛門様」、「上中野村用係中」、「用係上中野村永井宗右衛門殿」など。差出者は、割庄屋、組頭、他村庄屋、戸長、副戸長、大区用所、神主、大工、その他肩書きのない者が多数である。				
104/33	覚 (年貢未進分一部差延につき、不 埒の節は諸道具勝手に売払わるも聊 かも申すまじき旨)	文久 3. 2.	水主町茂吉・組合元助 上中野 村御役人中様	豎紙
104/34	覚 (当村百姓常八年貢未進分ならび に祇園社頼母子引受につき村方へ迷 惑かけ申すまじき旨)	文久 3. 6.	亀助外証人 2 名 御役人中様并 長百姓中	豎紙
141	餘米売払間欠算用帳	文久 3. 11. 20	高宮郡上中野村庄屋宗右衛門・ 同宗平	横長
142	餘米売払間欠算用帳	元治元. 11. 30	高宮郡上中の村庄屋宗右衛門・ 同宗平	横長
143	餘米売払間欠算用帳	慶応元. 11.	上中野村庄屋宗右衛門	横長
148	当度正金御引替二付人別取約メ帳	明治 2. 7.	庄屋・与頭 高宮郡御役所	横長
64	当度正金御引替二付取約メ人別帳根 帳高宮郡上中野村	明治 2. 7.		横長

文書番号	表題	年代	作成	形態
233/3	覚(当春御売下ヶ米代の受取)	午(明治3)12.11	勤番割庄屋山村権介 上中野村御役人中	切紙
233/4	覚(当春御売下ヶ米代の受取)	午(明治3)極.18	勤番割庄屋山村権介 上中野村御役人中	切紙
104/7	請書一札之事(弟廣之介旅より帰らざるにつき,もし何科出来し帰村するとも村方へ難儀かけ申さず候)	辰.8.	下町屋村兄栄助・証人平野屋平蔵 上中野村御役人衆中様	切紙
223	返書草案(孫七悴貞吉門前村にて病氣につき御礼)	霜.	上中野村役人 門前村御年寄柳生源三郎様外2名	切継紙 (台紙貼付)
222	態申遣ス(上中野村孫七悴貞吉,抜け参宮戻り道撰州轄西郡門前村にて相煩いにつき迎えを遣わしたき旨,聞き届)	11.6	高田高宮郡御役所 上中野村庄屋庄右衛門・与頭共	切継紙 (台紙貼付)
233/2	覚(庄屋給米引合の願,下書)	極.15		切継紙
158/5	龜助書状(庭帖写し差出し候につき)		表河内様	切紙
4/7			高宮郡御役所 上中野村	切紙
	豎切紙の中央に「高宮郡御代官所」とあり,その左下に「上中野村」と書かれている。紙の中央上方で文字と重ならない位置に「高宮郡御役所」の印が押されている。			
4/8			高宮郡御役所 上中野村	切紙
	豎切紙の中央に「高宮郡御代官所」とあり,その左下に「上中野村」と書かれている。紙の中央上方で文字と重ならない位置に「高宮郡御役所」の印が押されている。			

7. 治安 [/ 1. 上中野村庄屋] (解説 p.18)

治安(一般) [/ 7. 治安 / 1. 上中野村庄屋]

137(1)	高宮郡上中野村伝七御領分御追放勅次村追放被為仰付候節諸入用帖	文政4.11.	庄屋伝三郎・同貞三外与頭2名 高宮郡御役所	横長
22	可部町おみて御吟味相成御番組三谷鉄五郎様同平野九八郎様御兩人鑄物師屋二而御吟味被為遊候二付百姓惣代伊助幸三郎半五郎々三人	文久2.3.19	上中野村与頭引纏宗右衛門	横半
5/16	申渡ス(村革田弥五郎・同村頭革田,大林村百姓忠蔵絶命一件につき申付せ方もあるべきところ朝廷一新につき赦免す)	辰(慶応4)6.6	吉田他人蔵・中野慎之丞	
6/1	態申遣(山県郡木次村盗人盗品売払につき)	巳(明治2)4.	高宮郡御役所 上中野村庄屋宗右衛門・同光五郎・与頭	切継紙
9/1	津和野藩支配石見国那賀郡鼠原村庄屋山崎磯右衛門書状(上中野村にて鼠原村住人甚五郎死去のことにつき)	午(明治3)正.8	広島藩御支配所上中野村御庄屋宗右衛門様・同光五郎様外組頭2名	切継紙
81	浮浪之徒御取締り御請印形差出し帖 高宮郡上中野村	明治4.4.	庄屋永井宗右衛門・同重松恒三郎・与頭安倍龜助・同川崎平蔵 勤番割庄屋山村権介殿	横長
104/8	乍恐覚(銀請取)	寅.3.6	頭革田平右衛門 村御用所様	豎紙
104/10	誤入証一札奉差上候事(他国者逗留させるにつき)	子.3.16	上市頭十兵衛組下九助・頭十兵衛・組合3名 御当村御役人衆中様	切継紙
104/28	誤り入証文一札奉差上候事(津和野御料横田村市五郎と申す者逗留せしむこと相頭わるにつき)	子.3.16	上市頭十兵衛組下九助・頭十兵衛・組下3名 御当村御役人衆中様	豎紙
152	[警固頭平右衛門諸入用覚継]		警固頭平右衛門 上中野村御用所様	継(9通)

文書番号	表題	年代	作成	形態
失火一件 [/ 7. 治安 / 1. 上中野村庄屋]				
108/13	申渡入 (追込申付)	午(明治3)8.24	栗原他人三郎・小倉章五 庄屋 宗右衛門・同恒三郎・与頭共	切継紙
7/8	態申遣 (追込差免)	午(明治3)8.26	栗原他人三郎・小倉章五 庄屋 宗右衛門・恒三郎・与頭共	切継紙
失火一件 [/ 7. 治安 / 1. 上中野村庄屋]				
5/26	申渡入 (追込申付)	子(元治元)7.15	芦田甚三郎 庄屋宗右衛門・同 宗平・与頭	切継紙
5/27	態申遣 (追込差免)	子(元治元)7.17	芦田甚三郎 庄屋宗右衛門・同 宗平・与頭	切紙
失火一件 [/ 7. 治安 / 1. 上中野村庄屋]				
193	郡御代官支令文書		永井 博整理	台紙貼付 (2通)
193/1	○申渡入 (追込申付)	亥(文久3)正.22	湊兵馬・戸島十大夫 庄屋惣右 衛門・同惣平・与頭共	切継紙
193/2	○態申遣入 (追込差免)	亥(文久3)正.24	湊兵馬・戸島十大夫 庄屋惣右 衛門・同惣平・与頭共	切継紙
作右衛門一件 [/ 7. 治安 / 1. 上中野村庄屋]				
25	当村革田弥吉跡無宿逗留いたし元 村革田作右衛門と申入者御審議二 付御召捕二付御吟味村内諸入用	元治元. 4.	村用所	横半
5/11	態申遣入 (上中野村逗留革田作右衛 門出頭申付)	6. 7	高宮郡御役所 庄屋惣右衛門・ 宗平・与頭	切継紙
5/24	態申遣入 (上中野村において召捕え る革田の身許につき)	8. 15	郡御役所 桧山左久平 上中野村 庄屋・与頭	切継紙
惣七囲留一件 [/ 7. 治安 / 1. 上中野村庄屋]				
251	[惣七囲留一件関係文書] 1~3 はこよりで綴られている。4 は1~3の綴じ目のところにこよりでくりつけられている。	(明治3)		綴(16点)
251/1	○乍恐上中野村御用所 (惣七御囲 入用)	午(明治3)10.25	警固頭平右衛門	横長
251/2	○乍恐上中野村御用所 (惣七御囲 入用)	午(明治3)閏10.29	警固頭平右衛門	横長
251/3	○乍恐上中野村御用所 (惣七御囲 入用)	午(明治3)極.6	警固頭平右衛門	横長
251/4	○[惣七囲留諸入用] 綴にこよりで結び合わされている。	(明治3)		括(13点)
251/4-1	○乍恐覚 (死人取方革田二人 賃米)	11. 4	警固頭平右衛門 野御村御 用所	切紙
251/4-2	○覚 (惣七御囲留中諸入用)	(明治3)閏10.29	鍵番可部町徳兵衛 上中野村御 役人中様	切継紙
251/4-3	○覚 (惣七御囲留中諸入用)	(明治3)閏10.15	鍵番可部町徳兵衛 上中野村御 役人中様	切紙
251/4-4	○鍵番徳兵衛書状 (惣七入用銀 御渡し下されず)	(明治3)閏10.17	上中野村御役人中様	切紙
251/4-5	○覚 (惣七御囲留中諸入用)	午(明治3)12.7	鍵番可部町徳兵衛 上中野村御 役人中様	切継紙
251/4-6	○覚 (惣七御囲留中諸入用)	午(明治3)11.15	鍵番可部町徳兵衛 上中野村御 役人中様	切継紙

1. 上中野村庄屋(治安)

安芸国高宮郡上中野村 永井家文書(198824)

文書番号	表題	年代	作成	形態
251/4-7	○覚(大半切・手たご等代銀の覚)	午(明治3)11.15	勇平 代田屋徳兵衛様	切紙
251/4-8	○〔惣七圀留関係文書〕	(明治3)		括(6点)
251/4-8-1	○覚(銀渡し状)	2.		切紙
251/4-8-2	○覚(銀請取)	未(明治4)2.8	郡中示し役可部町徳兵衛 上中野村御役人中様	切継紙
251/4-8-3	○〔付札〕			切紙 (3枚)
251/4-8-4	○文書入袋 上書「示し役森下惣七十月九日御圀留被仰付候に付諸入用目録入庄屋永井宗右衛門」	(明治3)	庄屋永井宗右衛門	袋
7/10	態申遣ス(出頭申付)	午(明治3)10.9	高宮郡御役所 庄屋宗右衛門・恒三郎・与頭共・勤番割庄屋七左衛門	切継紙
7/12	態申遣ス(盗人風呂釜ひとつ金物屋に売払いにつき)	午(明治3)10.27	高宮郡御役所 上中野村庄屋宗右衛門・同恒三郎・与頭共・勤番割庄屋幾太郎	切継紙
103/13	覚(惣七御圀留中諸入用のこと)	午(明治3)11.20	鍵番可部町徳兵衛 上中野村御役人中様	切継紙
帰住差免一件 [/ 7. 治安 / 1. 上中野村庄屋]				
10/9	態申遣(郡府へ出頭申付)	巳(明治2)3.19	高宮郡御役所 庄屋惣右衛門・同光五郎・与頭共	切継紙
5/10	申渡ス(帰住差免)	巳(明治2)3.22	森唯登・西川角左衛門・前浜徳太郎	切継紙
病死人身元一件 [/ 7. 治安 / 1. 上中野村庄屋]				
104/11	高宮郡二而病死仕候者之義様子奉申上書付(病死者伝左衛門当村住人には御坐なし)	午(明治3)11.	奥中原村庄屋熊五郎 山県郡御役所	(豎切紙)
4/10	態申遣(病死の伝左衛門身許不明につき人相等の建札取り計うべし)	(明治3)11.16	高宮郡御役所 上中野村庄屋永井宗右衛門・同重松恒三郎・与頭・割庄屋見習小林恒太郎	切継紙
不正の品買受一件 [/ 7. 治安 / 1. 上中野村庄屋]				
7/7	覚(武助・芳平麦買受候次第)	午.10.		切継紙
7/5	岡部寛太・田中常次郎用状(武助・芳平等不正の品物買受け候につき)	10.13	上中野村庄屋宗右衛門殿	切紙
長州産無宿人一件 [/ 7. 治安 / 1. 上中野村庄屋]				
26	長州産無宿盗人平兵衛当村入百姓下中の村栄助農屋二而逗留いたし二付直二御召捕二付村内懸り合一件	元治元. 6 .20	郡方御吟味屋敷	横半
5/25	態申遣(盗人入質の品につき)	子(元治元)7.	郡御役所 高宮郡上中野村役人共	切紙
砲玉破裂一件 [/ 7. 治安 / 1. 上中野村庄屋]				
104/6	口上書(先月28日三宅半五郎殿宅裏において火砲玉破裂につき)	寅. 3.	上中野村百姓友介 中村他八郎様・川村愛蔵様	継紙
108/2	口上之覚(可部町年寄三宅半五郎宅裏において砲玉破裂の事件につき砲玉入手および売買に関する口上)	寅. 3.	上中の村与平 中村多八郎様・川村愛蔵様	切継紙

文書番号	表題	年代	作成	形態
8. 争論 [/ 1. 上中野村庄屋] (解説 p.18)				
嘉八一件 [/ 8. 争論 / 1. 上中野村庄屋]				
10/1	申渡 (上中野村百姓嘉八田地売方差 縫につき急度叱り)	巳(明治2)8.6	西川角左衛門・前浜徳太郎・河 原栄之進	切継紙
7/16	申渡 (上中野村嘉八と瀬助, 田地 差縫につき同村庄屋宗右衛門・光五 郎・与頭共示しのこと)	巳(明治2)8.6	西川角左衛門・前浜徳太郎・河 原栄之進 上中野村庄屋宗右衛 門・同光五郎・与頭共	切継紙
恵助善助一件 [/ 8. 争論 / 1. 上中野村庄屋]				
158/1	御歎口上之覚 (上中野村恵助・善助 (明治2カ) 困出し願下げ控)		恵助妻外2名・善助妻外2名 庄屋宗右衛門殿外	切継紙
104/20-1・2	御歎書付 (問訊筋により御困留の上 中野村百姓善助病気につき帰宅の こと) 貼付文書あり (帰宅申し付け) cf.104/35	巳(明治2)4.	庄屋宗右衛門・同光五郎・組頭 亀助・同平蔵 高宮郡御調役衆 中様	継紙
104/35	御歎書付 (困留の上中野村浮過恵助 病気につき困出しの願) 貼付文書あり (困出帰宅組合預け申付, 4月1日) cf.104/20-1・2	巳(明治2)4.	組合貞助外3名 庄屋宗右衛門 殿・同光五郎殿・与頭亀助殿・ 同平蔵殿 奥書庄屋宗右衛門外 3名 高宮郡御調役衆中様	継紙
109/1	諸覚貼継 (上中野村恵助・善助困留 (明治2) 中諸入用一件)			貼継 (4通貼継)
158/2	奉願上口上書 (善助・恵助と来次差 縫一件につき願下げ)	巳(明治2)8.	下町屋村要兵衛・幸右衛門 当 村御役人中様	切紙
109/1-1	覚 (恵助・善助諸入用)	巳(明治2)8.26	上中野村用場	切紙
109/1-2	覚 (上中野村恵助・善助御困留中諸 入用, 早々御渡下さるべし)	巳(明治2)9.7	鍵番可部町徳兵衛 上中野村御 役人中様	切継紙
109/1-3	覚 (上中野村恵助・善助御困留中諸 入用, 早々御渡下さるべし)	巳(明治2)9.22	鍵番可部町徳兵衛 上中野村御 役人中様	切継紙
109/1-4	覚 (上中野村兩人御困留中入用銀 受取)	巳(明治2)10.7	御鍵番可部町徳兵衛 上中野村 御役人中様	切継紙
7/17	態申遣 (上中野村百姓恵助・同善助 出頭申付)	巳(明治2)8.4	高宮郡御役所 上中ノ村庄屋宗 右衛門・光五郎・与頭共	切継紙
158	[下町屋村来次と上中野村善助・恵 助懸り合い一件につき諸入用] 善助・恵助と来次の懸り合いに関するものが明白なものは2点で, 他の3点はどのように関係する のか不明。関係する2点も, 袋上書のように両名困留中の諸入用に関わるものではなく, 現在の袋 の中身がもともとのものであったかどうかは検討の余地がある。全体的に, 袋の変色の度合いと中 身の文書の状態が不一致であると認められる。内訳はそれぞれ適切と思われる箇所に掲げた。	巳(明治2)8.5	上中野村用場	袋(5通)
その他 [/ 8. 争論 / 1. 上中野村庄屋]				
108/18	[延享3年上原村百姓新屋五郎右衛 門・木原屋六右衛門方へ多人数騒動 致させ云々書付] もと冊子の丁。ただし表題の書付は冊子の形態をしているときに書かれたものではない。表書(裏 書)があるが, 内容等は不明。			切紙
104/5	濟口一札之事 (下中野村兵之助跡た めと故障差縫一件濟書)	慶応3.10.	上中野村正平・同妻・直助 御 出役下四日一村庄屋彦助様・今 井田村庄屋良三郎様 奥書 出 役下四日一村庄屋彦助・今井田 村庄屋良三郎 上中野村御役 人中	継紙
7/14	態申遣ス (当春紬一件につき婦人と も出訴, 亭主等問訊のため罷出べし)	8.15	高宮郡御役所 庄屋惣右衛門・ 同恒三郎・与頭共	切継紙
50	文化七庚午のとし売切, 同十一甲 戌三月 [] 三郎右衛門ヨリ彦四 郎エ売切候田地下中の村とかかり合 一件			横半

文書番号	表題	年代	作成	形態
9. 楮 [/ 1. 上中野村庄屋] (解説 p.18)				
228/2	高宮郡水落村皮楮御勘定目録写	亥(文久3)極.	庄屋周平・与頭清九郎 御紙蔵	豎紙
228/4	水落村清九郎用状(楮勘定別紙のとおりに相成り申し候)	(文久3)極.21	(上中野村庄屋宗右衛門)	切紙
236/3	高宮郡上中野村皮楮御勘定目録(下書)	亥(文久3)12.	庄屋外 御紙蔵	切紙
226/1	高宮郡上中野村楮勘定差引	丑. 正.	御紙蔵 庄屋・与頭共	切継紙
224	高宮郡上中野村楮勘定指引	巳. 霜.24	御紙蔵 庄屋庄右衛門・与頭孫七	切継紙 (台紙貼付)
236/1	高宮郡上中野村楮勘定差引	12.	御紙蔵 庄や・組頭共	切継紙
226/2	[楮勘定差引の覚]			切継紙
236/2	[皮楮勘定目録下書]			切継紙
236/4	[上中野村楮覚(3通継)]			継(3通)
10. 頼母子 [/ 1. 上中野村庄屋] (解説 p.18)				
103/3	御蔵米頼母子証文之事	慶応2. 極.	取主アゲ芳五郎・請人三反田増平・証人伊平 祇園社頼母子御中様 奥裏書上中野村庄屋宗右衛門外3名	豎紙
103/2	頼母子書入証文一札之事	慶応3.11.	取主上仲吉平・請人棚屋常助・証人上仲常八 上仲野村御役人中様	豎紙
103/1	蔵米頼母子質入証文之事	慶応3.12.	取主森下芳平・質物貸主可部町米屋方助・証人森下藤平 上中野村御役人中様 奥裏印 下中野村庄屋七左衛門外3名	豎紙
104/13	添書一札之事(御米蔵頼母子私へ落札につき)	慶応3.12.	取主芳平・証人為平 上中の村御役中様	豎紙
103/4	頼母子証文事	辰. 正.16	取主沖 屋空兵衛・組合かしや 恵助・すゝはりや徳助・天井屋 良蔵 頼母子連中様	豎紙
103/6	祇園社頼母子書入証文之事	午.11.	質主勝兵衛・取主芳平・証人嘉助	豎紙
11. その他 [/ 1. 上中野村庄屋] (解説 p.19)				
争論				
かん嘉三郎一件				
14	[上深川村百姓清蔵娘かんと同村百姓嘉三郎差纏につき日記帖]	慶応2.10.13	上中野村庄屋出役宗右衛門	横半
104/32	請書(上深川村清蔵娘かんと懸り合い一件御願い下げにつき御取扱に任せ少しも申上分御坐なし)	寅(慶応2)10.14	上深川村百姓嘉三郎・同村組頭格引纏半兵衛 御出役上中の村庄屋宗右衛門殿	継紙
257/8	覚(嘉三郎・かん入用銀御受取下さるべし) 与平長蔵一件		上深川村庄や信助 庄屋上席上中野村庄や宗右衛門様	切紙
254/1	口上之覚(下深川村百姓与平雪隠建構のところ隣家長蔵分田地蔭になるにつき,下書)	午(明治3)6.	下深川村百姓与平外1名 勤番割庄屋七左衛門殿・上中野村庄屋宗右衛門殿	切継紙
254/5	口上之覚(下深川村百姓与平雪隠建構のところ隣家長蔵分田地蔭になるにつき,下書)	午(明治3)6.	長蔵	切継紙

文書番号	表題	年代	作成	形態
254/3	口上之覚(下深川村百姓与平雪隠建 構のところ隣家長蔵分田地蔭になる につき,下書)	午(明治3)6.22	下深川村百姓長蔵外1名 割庄 屋七左衛門殿	切紙
254/2	願下ヶ口上之覚(下深川村百姓与平 雪隠建構のところ隣家長蔵分田地蔭 になるにつき,下書)	(明治3カ)	下深川村与平 勤番割庄屋七左 衛門殿	切紙
60	上中野村決而郡へ懸りもの并ニ宗右 衛門郡用所ニ而宗旨方出飯郡懸り組 合割庄屋元へ仕出諸かへ 表紙に「庄屋宗右衛門」とあるが、「庄屋」という文字は後からの書き入れ。内容は宗右衛門が割 庄屋に出した仕出し覚の控。	万延元.	庄屋宗右衛門	横長
254/6	覚(当村与兵衛・春右衛門御聞約メ の節出飯入用目録の通り御受取下さ るべし)	未(明治4)6.6	中筋古市村役人 御出役小田光 五郎様・同永井宗右衛門様	切紙
259/1	覚(横山入用銀御受取下さるべし)	未.6.21	山田屋甚兵衛 御出役御兩人様	切紙

12. 不明 [/ 1. 上中野村庄屋] (解説 p.19)

259/8	覚(瓦運賃・運上の覚)	7.8	御用所	切紙
103/21	[出飯米代の覚]			切紙
103/8	出役出飯米未進			一紙
228/3	覚(伊平出役の覚カ)		伊平	切紙
258	[土地買上の証文写カ]		庄屋宗右衛門・同宗平外2名 [破損]	継

13. 包紙 [/ 1. 上中野村庄屋] (解説 p.19)

108/12	[文書包紙]		桧山佐久平 高宮郡上中野村庄 屋与頭中	一紙
108/14	岡部寛太・田中常次郎書状包紙		上中野村庄屋宗右衛門殿	一紙
108/20	[文書包紙]		高宮郡御役所 下中野村庄屋七 左衛門・直助・上中野村庄屋宗 右衛門・宗平	一紙
108/24	[文書(回状)包紙]		御役所 上中野村役人共	一紙
108/32	[文書包紙]		高宮郡御役所 上中野村庄屋惣 右衛門・宗平・与頭共	一紙
108/7	[書状包紙]		川村愛蔵 上中野村庄屋宗右衛 門殿	一紙
108/9	[文書包紙]		郡御役所 高宮郡上中野村役 人共	一紙
12/19	文書包紙(高宮郡御役所より上中野 村役人へ)			紙 (2枚)
213	郡御役所發送封筒紙		永井 博整理	台紙貼付 (9通)
228/1	文書包紙(水落村清九郎より上中野 村庄屋宗右衛門様あて御用書) 中身はおそらく 228/2 と 228/4			包紙
257/7	[文書包紙] 上書「大急 桐原村始メ南原村迄」			一紙

文書番号	表題	年代	作成	形態
------	----	----	----	----

2. 藍座御用懸り (解説 p.19)

181	態申遣 (藍座用懸り申付)	子(元治元)7.10	郡御役所 高宮郡上中野村庄屋 惣右衛門	切継紙 (台紙貼付)
6/7	藍座元ノ役道具屋兵之助・同木屋和 三郎用状 (葉藍買入につき可部町そ の他村々にて場所構のこと)	8.3	上中野村藍座御用懸り庄屋 惣右衛門様	切継紙
108/23	〔文書包紙〕		藍座元ノ約道具屋兵之助・木屋 和三郎 上中野村藍座御用懸り 庄屋惣右衛門様	一紙
180	〔銀下付目録〕		藍座御用掛高宮郡上中野村 庄屋惣右衛門	切紙 (台紙貼付)
204	〔銀二両目録〕		藍座御用掛高宮郡上中野村 庄屋惣右衛門	切紙 (台紙貼付)
206	〔銀二両目録〕		藍座御用掛高宮郡上中野村 庄屋惣右衛門	切紙 (台紙貼付)
207	〔銀二両目録〕		藍座御用掛り高宮郡上中野 村庄屋惣右衛門	切紙 (台紙貼付)

3. 明治初期公職 (解説 p.19)

1. 少長 [/ 3.明治初期公職] (解説 p.20)

201	辞令 (上中野村少長任命状)	壬申(明治5)正.	広島県民事 上中野村永井宗右 衛門	切紙 (台紙貼付)
265	〔諸請取状等継〕 永井宗右衛門が上中野村庄屋・同村少長・五小区用係の職務を執行するに伴って受け取った文書 (ほぼすべて切紙または切継紙)を、年代順に長く継いだもの。巻いた直径は約9cm。大部分は宗 右衛門の庄屋時代のもので、上中野村少長に在任中のものは約4点である。内容は種々の受取状類 である。	(文久3.~明治5.)		継
151	〔郵便報知新聞発刊につき駅遞寮通 達写,その他上中野村少長諸届控〕	(明治5)		綴
10/2	〔神仏混淆廃止につき達〕	壬(明治5)4.		切継紙
10/4	〔諸寺諸山住寺職向後太政官へ願出 べきことその他につき達〕	壬(明治5)4.		切継紙
10/5	神祇事務局達写2通(神職の者神葬 祭相改べきことその他)	壬(明治5)4.19・壬4.	神祇事務局 諸国神職	切継紙
259/7	記(割戻し銀相渡)	壬申(明治5)6.	第七大区旧郡用所 上中野村少 長中	切継紙
102/8	戸長副重清好太郎申達書(別紙のと おり仰出,村々御承知,また躰寿館 養生所創立の御趣意書につき)	壬申(明治5)7.19	南原村・綾ヶ谷村・九品寺 村・水落村・上中野村	切継紙
261/4	〔上中野村出生・入籍の控〕	明治5.		豎冊
186	辞令(少長・少長副解任状)	壬申(明治5)8.	広島県 (永井宗右衛門)	切紙 (台紙貼付)

2. 用係 [/ 3.明治初期公職] (解説 p.21)

188	辞令(第七大区小区用係任命状)	壬申(明治5)7.	広島県 永井宗右衛門	切紙 (台紙貼付)
265	〔諸請取状等継〕 永井宗右衛門が上中野村庄屋・同村少長・五小区用係の職務を執行するに伴って受け取った文書 (ほぼすべて切紙または切継紙)を、年代順に長く継いだもの。巻いた直径は約9cm。大部分は宗 右衛門の庄屋時代のもので、五小区用係に在任中のものは約25点である。内容は種々の受取状類が 多い。	(文久3.~明治5.)		継

文書番号	表 題	年 代	作 成	形 態
28	下組去ル未年御年貢米未進人別之内取立算用帖	明治 5. 9.	用係永井宗右衛門	横長
257/10	〔筒井平兵衛出頭命令〕	申(明治 5)9.14・15	(聴訟課)第七大区用所 中野村用係中	上切紙
257/17	大区用所達(御借入金算用差出し方につき)	(明治 5)9.19	上中野村用係中	切継紙
121/1	〔石代納願等綴〕	明治 5.		綴
	上中野村の村民が貢米の石代納(銀納)を願った文書等の綴。各通の形式はおおむね上納米高とそれを石代納にしたい旨の文言から成る。年月はすべて明治 5 年の 10 月で日付は月の中旬に集中する。宛先は永井様・上中野村用所・用係永井宗右衛門様, 等である。綴の中に明治 6 年 1 月の広島県の布告(大区用所と区長の廃止)が 1 枚挟まれている。			
108/8	永井宗右衛門書状(豊助母せん, 高年者調べより調べ落ちにつき)	申(明治 5)11.18	小林様	切継紙
	袋上書と一致しない(袋上書は副戸長小林恒太郎 用係永井宗右衛門殿)。正しい中身は 260/2 か。			
260/1	用所詰副戸長小田光五郎書状(別紙願書御手元より副戸長兩人へ御取次成らるべし)	(明治 5)11.18	上中野村用係永井宗右衛門殿	切継紙
260/2	小林恒太郎書状(豊助母せん, 調べ落ちにつき)	(明治 5)11.19	永井宗右衛門殿	切継紙
108/22	大区用所用状(早見久右衛門より儀助へ取引米につき, 区用所へ届出のこと)	(明治 5)11.29	上中野村用係永井宗右衛門殿	切紙
257/23	用所用状(上中野村諸職人鑑札につき)	(明治 5)12. 1	上中の村御役人中	切紙
	端裏書の宛名は「上中野村用係中」			
248	書状等袋入	(明治 5.~6.)		袋(9通)
	袋上書「上中野村用係中 大区用所 貢米通在中」「申年分御勘定目録入」。中身と上書一致せず。年代は大体明治初期。概ね, 永井宗右衛門が上中野村用係としての職務を執行するに伴って受け取った文書と思われる。内訳は以下のとおり。			
248/1	○急達	(明治 6)3.17	山村樵作 (五小区)各村々用係中	切継紙
248/2	○田中与兵衛書状(証印税取立方の割賦につき)	8.27	永井宗右衛門様	切紙
248/3	○桑原専之丞書状(上中野村壬申貢米へ諸木村分紛込につき)	(明治 6)6.20	永井宗右衛門様	切紙
248/4	○岡部寛太書状(一村絵図の義につき至急面談いたし度)	6. 3	永井宗右衛門殿	切紙
248/5	○戸長山村樵作用状(壬申年 2 月地震につき)	(明治 6)6.22	下中野村・上中野村用係中	切紙
	封筒あり封筒貼紙は小田文太郎より永井宗右衛門あて。			
248/6	○飯室・桑原栄之助書状(岡部殿 今夕は可部宿元へ引取)	5.29	上中野永井宗右衛門殿	切継紙
248/7	○盗難御注進之事(下書)	明治 6. 5.11	内藤正作・用係永井宗右衛門 白浜権参事殿	豎紙
	原案では用係永井宗右衛門から戸長山村樵作あて。			
248/8	○戸長通達(地券書換願出につき)	(明治 6)7.26	戸長 上中野村用係中	切紙
248/9	○明治五年分貢米下札 上中野村	明治 5.	用係永井宗右衛門	小紙片
	裏面にも記入あり。貢米下札として実際に機能したものでどうかは不明。			
155	〔文書綴〕	(明治 5.~6.)		綴(12点)
	最初の 3 点とその次の 7 点はさらに別のこよりでそれぞれ綴られている。全体を綴っているこよりは近年のものである可能性がある。内容は, 上中野村用係の永井宗右衛門が職務上作成したり受け取ったりしたもの。最初の 3 点綴りは明治 5 年の上中野村の貢米に関するもの。次の 7 点綴りは少し不明のものもあるが鈴張村よりの戻し米に関するものである。			
257/5	立川東太郎書状等			封筒入
	封筒上書「上中野村用係永井宗右衛門殿 立川東太郎 差向」			
257/5-1	○立川東太郎書状(上中野村地券四百五番持主申し出されたし)	3.14	永井宗右衛門殿	切継紙

文書番号	表題	年代	作成	形態
257/5-2	○戸長山村樵作用状（壬申年諸職税金不足分至急取り立てるべし）	（明治6）3.2	上中野村用係中	切継紙
257/5-3	○戸長（山村樵作用状（証書印紙売捌の者の名至急申出べし）	（明治6）3.28	上中野村用係中	切継紙
257/3	山村樵作用状（郡割見込取立金差出べし）	（明治6）3.26	上中野村用係中	切紙
257/14	戸長山村樵作廻達状（村々寺院境内地券書換につき）	（明治6）3.30	大毛寺村外4ヶ村各村々用係中	切継紙
257/18	戸長山村樵作書状（地券間違の簾御書換願出候につき）	（明治6）4.4	上中野村用係永井宗右衛門殿	切継紙
102/6	戸長山村樵作申達書（上中野村坂井文郁医業検査済御奉文相達）	（明治6）4.30	上中野村用係	切紙
6/10	戸長山村樵作通達（地券申受帖下約筆工賃筆墨代その外諸入用割賦取立方辻借に取計うこと）	（明治6）5.27	桐原村以下8ヶ村用係中	切継紙
108/4	白濱権参事よりの申達書廻達状（庁内印紙取扱所へ罷出べし）	明治6.6.	（白濱権参事 第七大区戸長）、戸長山村樵作 五小区南原村・上中野村・九品寺村・水落村右村々用係中	綴
257/13	山村樵作書状（書付類・4月分入費帖受取申候。明朝拙宅へ出頭されたし）	（明治6）6.4	永井宗右衛門君	切継紙
102/7	戸長山村樵作申達書（徴兵令取調方につき戸籍帖所持明10日出勤あるべし）	（明治6）6.9	上中野村用係	切継紙
108/16	大毛寺村役人順達状（両延八幡社屋根葺替ならびに所々取繕につき）	明治6.7.10	大毛寺村役人 上四日市村・下四日市村・下中野村・上中野村・水落村各村々用係中	切継紙
187	辞令（永井宗右衛門（小区用係）解任状）	明治6.8.30	広島県 永井宗右衛門	切紙 （台紙貼付）

3. 地等議員 [/ 3. 明治初期公職] (解説 p.22)

19	地等改正二付出勤帳	明治9.11.29～	議員永井宗右衛門	横半
57	地位等級番号帳	明治10.1.		横長
21	地等組立採択帳 表紙にある「総代人」という肩書きは後筆と認められる。	明治10.9.	第七大区七小区エ合併三百九十壹番邸総代人永井宗右衛門	横半
20	田畑宅地反別字営業，障害根谷川・大田川年々洪水激水湛水溢レノ水害等方位者西東北南可部本町枝町三捨八戸地等之儀二附手扣帳	明治11.2.	第七大区可部町議員役永井宗右衛門	横半
101	記（高宮郡地等通観日当）	明治12.1.5	高宮郡可部町議員永井宗右衛門 沼田高宮郡役所	豎冊

4. 上中野村総代 [/ 3. 明治初期公職] (解説 p.23)

260/4	中野城両村役場通達（第七大区五小区借入金返済につき永井宗右衛門出頭すべきよう通達されたし） もと260/5とこよりで綴られていた。	明治15.7.5	可部町役場御中	罫
260/5	可部町戸長役場通達（中野村役場へ出頭のこと） もと260/4とこよりで綴られていた。	明治15.7.5	永井宗右衛門殿	罫

文書番号	表題	年代	作成	形態
122/5	〔第七大区五小区旧負債返弁につき連合村会に付すべき旨依頼〕	明治15.7.20	高宮郡中野村元上中村総代永井多郎右衛門・同永井宗右衛門外2名 立川東太郎殿・末田幾三郎殿	綴(2通)
257/6	〔旧五小区村々負債返弁につき議案等写〕	明治15.7.~明治16.1.18		切継紙
168	〔元上中野村諸費未納金額の議案〕	(明治16)		版(7枚)

5. 学校世話役 [/ 3. 明治初期公職] (解説 p.23)

185	〔永井宗右衛門出頭申付〕	明治11.3.28	第二・七大区会議所 永井宗右衛門	切紙 (台紙貼付)
184	辞令(第二・七大区七級学校世話役申付)	明治11.3.29	第二・七大区会議所 永井宗右衛門	切紙 (台紙貼付)
173	辞令(両四日市学校・大毛寺学校・上中野学校・可部学校受申付)	明治11.3.29	第二・七大区会議所 七級学校世話役永井宗右衛門	切紙 (台紙貼付)
176	辞令(大毛寺・上中野・可部学校受申付)	明治11.5.18	第二・七大区会議所 七級学校世話役永井宗右衛門	切紙 (台紙貼付)
31	螺山校亀陽校諸品請取通	明治11.6.	世話役永井宗右衛門 会議所	横半
108/35-9	〔可部・螺山・亀陽学校用器械出来方一件書類〕	明治11.		綴
108/35-9-1	○記(可部・螺山・亀陽学校新聞張出板等目論見書)	明治11.6.24	四小区大毛寺村大工加茂社助 会議所	
108/35-9-2	○兼学区取締補助岡部寛太申出書(可部・螺山・亀陽学校用器械出来方の指揮相成候様仕度)	明治11.6.24	学区取締永田恕助殿代理学区取締補助安宅正路	
108/35-9-3	○学区取締永田恕助指令(可部・螺山・亀陽学校用器械出来方目論見書の通り取計つべし)	明治11.7.25	学区取締永田恕助	
108/35-9-4	○兼学区取締補助岡部寛太指令(別紙の相達の通り工主受取証を相添え差出べし)		兼学区取締補助岡部寛太 世話役永井宗右衛門殿	
178	辞令(沼田・高宮二郡学校世話役申付)	明治12.1.14	沼田高宮二郡役所 永井宗右衛門	切紙 (台紙貼付)
261/2	学校世話係山口幾太郎照会(学資下付につき会同いたしたし)	明治12.6.29	大林村熊谷館右衛門殿外6名	豎冊

6. その他 [/ 3. 明治初期公職] (解説 p.24)

177	辞令(沼田・高宮二郡傭使差免)	明治11.12.28	沼田高宮二郡役所 傭使永井宗右衛門	切紙 (台紙貼付)
257/9	〔高宮郡可部町総代人当選通知〕	明治12.2.25	沼田高宮二郡役所 永井宗右衛門	罫

7. 不明 [/ 3. 明治初期公職] (解説 p.24)

102/5	第七大区用所申達書(別紙のとおり御達あり)	壬申(明治5)8.12	上中野村永井太郎右衛門殿・同川崎平蔵殿外2名	切紙
255/5	十年下半額警察費(10円94銭9厘)(明治10)		上中野村	切紙
255/6	明治十年分下半額警察費(上納内訳)(明治10)		永井太郎右衛門	切継紙
47	安芸国沼田郡・高宮郡雲石往還道〔以下破損〕	明治11.9.		豎冊
48	安芸国沼田郡・高宮郡雲石往還道路修繕(可部町・上中野村・水落村三ヶ村夫積手記)	明治11.10.28		横半

文書番号	表題	年代	作成	形態
10/12	申渡ス (博奕一件赦免のこと)	辰(慶応4)3.4	吉田他人蔵・中野清之丞	切継紙
10/11	態申遣 (盗一件につき)	巳(明治2)2.	高宮郡御役所 下中野村庄屋七左衛門・同直助・与頭共	切継紙
10/7	申渡 (下中野村恵助急度叱り)	午(明治3)4.17	西川角左衛門・小倉章五・若月準二・田村猪作	切継紙
5/1	申渡 (下中野村伝助急度叱り)	午(明治3)4.17	西川角左衛門・小倉章五・若月準二・田村猪作	切継紙
5/2	申渡 (下中野村庄屋直助・同幾三郎・与頭周蔵・同伊助示し)	午(明治3)4.17	西川角左衛門・小倉章五・若月準二・田村猪作	切継紙
10/10	態申遣ス (下中野村住人可部町逗留恵助郡吟味屋敷へ出頭申付)	午(明治3)6.2	高宮郡御役所 庄屋直助・同幾三郎・与頭共	切継紙
10/8	態申遣ス (出頭申付)	午(明治3)8.22	高宮郡御役所 下中野村庄屋直助・同幾三郎・与頭共	切継紙
7/11	態申遣ス (郡吟味屋敷へ出頭申付)	午(明治3)10.25	高宮郡御役所 庄屋直助・同幾三郎・与頭共・勤番割庄屋幾太郎	切継紙
5/4	態申遣 (下中野村恵助・伝助出頭申付)		高宮郡御役所 下中野村庄屋直助・同幾三郎・与頭周蔵・同伊助	切継紙

5. 家 (解説 p.24)

1. 家産・経営 [/ 5.家] (解説 p.25)

1. 「願届扣綴」 [/ 1.家産・経営 / 5.家] (解説 p.26)

116	願届扣綴 永井氏		綴
116/1	○宅地成届 (雛形)	何郡役所宛	罫
116/2	○離縁送籍願 (雛形)	戸長宛	罫
116/3	○出産届 (雛形)	戸長宛	罫
116/4	○死亡届 (雛形)	戸長宛	罫
116/5	○国民軍届 (雛形)	戸長宛	罫
116/6	○養子届 (雛形)	戸長宛	罫
116/7	○養子届 (雛形)	戸長宛	罫
116/8	○送籍願 (雛形)	戸長宛	罫
116/9	○入籍届 (雛形)	戸長宛	罫
116/10	○相続届 (雛形)	戸長宛	罫
116/11	○家名相続届 (雛形)	戸長宛	罫
116/12	○家宅買受届 (雛形)	^(ママ) 長長宛	罫
116/13	○脱走届・人相書 (雛形)	県令宛	罫
116/14	○営業願 (雛形)	郡長宛	罫
116/15	○国民軍異動届 (雛形)	戸長宛	罫
116/16	○戸籍誤正願 (雛形)	戸長宛	罫
116/17	○御説諭願 (雛形)	郡長宛	罫
116/18	○売薬御検査願 (雛形)	県令宛	罫
116/19	○市立願 (雛形)	郡長宛	罫

文書番号	表題	年代	作成	形態
116/20	○復籍願 (雛形)		広島県令千田貞暁殿	罫
116/21	○臨時市立届 (雛形)		郡長宛	罫
116/22	○牛馬市場届 (控)	明治15.12.8	永井宗右衛門・戸長 広島警察署長警部恩地願太郎殿	罫
116/23	○臨時市場届 (雛形)		郡長杉山宛	罫
116/24	○代人届 (控)	明治16.1.15	高宮郡可部町永井宗右衛門 広島県治安裁判所御中	罫
116/25	○歎願 (控)	明治16.2.10	可部町永井宗右衛門・戸長 郡長杉山新十郎殿	罫
116/26	○預米願 (控)	(明治)16.11.30	永井宗右衛門・戸長 郡長宛	罫
116/27	○牛馬上り高税之儀届 (控)	明治17.1.25	高宮郡可部町四百八十四番邸永井宗右衛門 沼田高宮山県郡長杉山新十郎殿	罫
116/28	○記 (金下げ渡し願)	明治17.1.27	可部町永井宗右衛門 戸長岡嶋真作殿	罫
116/29	○地所売渡定約証 (控)	明治17.2.10	高宮郡可部町売渡人永井啓次郎・証人2名 買受人森本勝兵衛殿	罫
116/30	○救助願 (雛形)		郡長殿	罫
116/31	○御救助願 (雛形)		郡長宛	罫
116/32	○上井手掛地持主申合定款	明治18.6.	深田宗平外30名	罫冊
116/33	○入合可部山大審院南原村争論二付願書写	明治17.2.	高宮郡可部町元上下中の村儀員永井宗右衛門	罫冊
116/34	○御救助願 (雛形)		郡長	罫
116/35	○売薬御検査願 (控)	明治15.3.8	高宮郡可部町三百九十番邸永井宗右衛門・親類永井五良右衛門・戸長岡嶋真作 広島県令千田貞暁殿	一紙
116/36	○売薬御検査願 (控)	明治15.	高宮郡可部町三百九十番邸永井宗右衛門・親類永井五良右衛門・戸長岡嶋真作 広島県令千田貞暁殿	
116/37	○売薬御検査願 (控)	明治15.	高宮郡可部町三百九十番邸永井宗右衛門・親類永井五良右衛門・戸長岡嶋真作 広島県令千田貞暁殿	
116/38	○明治十年分改租増額年賦延納金一時上納願 (控)	明治17.1.27	高宮郡可部町四百八十四番屋敷永井宗右衛門・戸長末田幾三郎 広島県令千田貞暁殿	
116/39	○明治十一年分改租増額年賦延納金一時上納願 (控)	明治17.1.27	高宮郡可部町四百八十四番屋敷永井宗右衛門・戸長末田幾三郎 広島県令千田貞暁殿	
116/40	○明治十一年分改租増額年賦延納金一時上納願 (控)	明治17.9.20	高宮郡中野村四十四番邸相続人永井準二・戸長末田幾三郎 広島県令千田貞暁殿	
116/41	○明治十年分改租増額年賦延納金一時上納願 (控)	明治17.9.20	高宮郡中野村四十四番邸相続人永井準二・戸長末田幾三郎 広島県令千田貞暁殿	
116/42	○未納地租金年賦延納証			
116/43	○売薬売上高御届 (雛形)		戸長宛	
116/44	○売薬検査願 (雛形)			罫
116/45	○蠅失散売薬営業願 (雛形)			罫

文書番号	表題	年代	作成	形態
116/46	○兼業二付鑑札記入方出願	明治17.5.27	高宮郡可部町四百八十四番屋敷永井宗右衛門外 郡長杉山新十郎殿	
116/47	○兼業二付鑑札記入方出願	明治17.5.27	高宮郡可部町四百八十四番屋敷永井宗右衛門外 郡長杉山新十郎殿	
116/48	○売業御検査願・同聴届書	明治18.5.21(6.10)	高宮郡可部町四百八十四番邸永井宗右衛門外2名 広島県令千田貞暁殿 聴届書 広島県大書記官平山靖彦	
116/49	○売業御検査願・同聴届書	明治17.4.10(5.20)	高宮郡可部町四百八十四番邸永井宗右衛門外3名 広島県令千田貞暁殿 聴届書 広島県令千田貞暁	
116/50	○売業検査願(控)	明治18.6.22	高宮郡可部町四百八十四番邸永井宗右衛門 広島県令千田貞暁殿	
116/51	○蠅失散売業営業願(控)	明治18.6.22	高宮郡可部町四百八十四番永井宗右衛門 広島県令千田貞暁殿	
116/52	○廃業届(控)	明治18.6.22	高宮郡可部町四百八十四番邸永井宗右衛門 広島県令千田貞暁殿	
116/53	○売業御検査願・同聴届書	明治18.6.21(6.29)	高宮郡可部町四百八十四番邸永井宗右衛門外2名 広島県令千田貞暁殿代理広島県大書記官平山靖彦殿 聴届書 広島県令千田貞暁代理広島県大書記官平山靖彦	
116/54	○蠅失散売業検査願・同聴届書	明治18.6.22(6.29)	高宮郡可部町四百八十四番邸永井宗右衛門外2名 広島県令千田貞暁殿代理広島県大書記官平山靖彦殿 聴届書 広島県令千田貞暁代理広島県大書記官平山靖彦	
116/55	○牛馬市場届(控)	明治18.12.11	高宮郡可部町永井宗右衛門 郡長中尾松太郎殿	
116/56	○牛馬市場届(控)	明治18.12.11	高宮郡可部町四百八十四番邸永井宗右衛門 可部分署長警部補大山周達殿	
116/57	○鑑札御下付届(控)	明治18.12.	高宮郡可部町四百八十四番邸永井宗右衛門外2名 沼田高宮山県郡長中尾松太郎殿	
116/58	○旅籠屋営業願(控)	明治18.12.11	永井宗右衛門外2名 広島警察署長警部四本研一殿	
116/59	○遺失届(控)	明治19.1.4	高宮郡可部町永井慶次郎 可部分署長警部補大山周達殿	
116/60	○鑑札返上之義届(控)	明治19.1.6	高宮郡可部町四百八十四番邸永井宗右衛門 沼田高宮山県郡長中尾松太郎殿	
116/61	○旅籠屋営業願・同聴届書	明治18.12.11(12.15)	永井宗右衛門外2名 広島警察署長警部四本研一殿 聴届書 広島警察署長警部四本研一代理警部林泰男	
116/62	○旅籠屋廃業届(控)	明治19.1.15	永井宗右衛門 広島警察署長警部四本研一殿	
116/63	○明治十年分改租増額年賦延納金一時上納願・同聴届書	明治18.12.2(同19.3.31)	高宮郡可部町四百八拾四番屋敷永井宗右衛門外1名 広島県令千田貞暁殿 聴届書 広島県令千田貞暁	

文書番号	表題	年代	作成	形態
116/64	○明治十一年分改租増額年賦延納金一時上納願・同聴届書	明治18.12.2(同19.3.31)	高宮郡可部町四百八十四番屋敷永井宗右衛門外1名 広島県令千田貞暁殿 聴届書 広島県令千田貞暁	
116/65	○旅籠屋廃業届(控)	明治19.1.15	永井宗右衛門 広島警察署長四本研一殿	
116/66	○旅籠屋廃業届(控)	明治19.1.15	永井宗右衛門 広島警察署長四本研一殿	
116/67	○死亡届(控)	明治19.5.31	高宮郡可部町四百八十四番邸宗右衛門長男戸主永井慶次郎 戸長岡島真作殿	
116/68	○壳葉鑑札御書換願(控)	明治19.5.31	高宮郡可部町四百八十四番邸永井セイ 県令千田貞暁殿	
116/69	○鑑札御書換届(控)	明治19.5.31	高宮郡可部町四百八十四番邸永井セイ 郡長中尾松太郎殿	
116/70	○退校届(控)	明治19.5.31	高宮郡可部町四百八十四番邸永井慶次郎 高宮小学校御中	
116/71	○地券裏書願(控)	明治19.6.20	高宮郡可部町四百八十四番邸永井慶次郎外1名 沼田高宮山県郡長中尾松太郎殿	
116/72	○地券裏書願(控)	明治19.6.20	高宮郡可部町四百八十四番邸永井慶次郎外1名 沼田高宮山県郡長中尾松太郎殿	
116/73	○県会議員被撰挙人異動届(控)	明治19.6.20	高宮郡可部町四百八十四番邸永井慶次郎 沼田高宮山県郡長中尾松太郎殿	
116/74	○県会議員被撰挙人異動届	明治19.6.21	高宮郡可部町四百八十四番邸永井慶次郎 沼田高宮山県郡長中尾松太郎殿	
116/75	○県会議員被撰挙人異動届(控)	明治19.6.21	高宮郡可部町四百八十四番邸永井慶次郎 沼田高宮山県郡長中尾松太郎殿	
116/76	○相続届(控)	明治19.6.24	高宮郡可部町四百八十四番邸永井慶次郎外1名 高宮郡下町屋村戸長葛原真一殿	
116/77	○相続届(控)	明治19.6.24	高宮郡可部町四百八十四番邸永井慶次郎外1名 高宮郡中野村長末田幾三郎殿	
116/78	○印影御届(控)	明治19.6.24	高宮郡可部町四百八十四番屋敷永井慶次郎 戸長岡島真作殿外2名	
116/79	○証(永井慶次郎,宗右衛門死亡跡家督相続)	明治19.6.24	高宮郡可部町四百八十四番邸永井慶次郎外2名 郡長中尾松太郎殿	
116/80	○壳葉鑑札御書換願・同聴届奥書	明治19.5.31(6.17)	高宮郡可部町四百八十四番邸永井セイ外1名 広島県令千田貞暁殿 聴届奥書広島県令千田貞暁	
116/81	○徴兵適齡御届(控)	明治19.8.15	高宮郡可部町四百八十四番邸住永井慶次郎 高宮郡可部町戸長岡島真作殿	
116/82	○事由書(下書)		高宮郡可部町四百八十四番邸住永井慶次郎 戸長宛	
116/83	○脱走届(控)	明治19.11.27	高宮郡可部町四百八十四番邸永井慶次郎 戸長岡島真作殿	

文書番号	表題	年代	作成	形態
116/84	○宇品湾築港二付寄附金願・同聴届奥書	明治17.12.9(同18.1.24)	高宮郡可部町四百八十四番邸永井慶次郎外1名 広島県令千田貞暁殿 聴届奥書 広島県令千田貞暁	
116/85	○警察署新設二付寄附願・同聴届奥書	明治19.11.10(12.26)	高宮郡可部町四百八十四番邸永井慶次郎外1名 広島県令千田貞暁殿 聴届奥書 広島県令千田貞暁	
116/86	○地券書替願(写)	明治20.3.26	高宮郡可部町四百八十四番邸永井慶次郎 郡長中尾松太郎殿	
116/87	○地番証正之義上申(控)	明治20.4.20	高宮郡可部町四百八十四番邸永井慶次郎 郡長中尾松太郎殿	
116/88	○県会議員撰挙権届(控)	明治20.6.1	高宮郡可部町四百八十四番邸永井慶次郎 戸長岡島真作殿	
116/89	○郡庁舎建築二付寄附金願・同聴届奥書	明治20.3.28(5.23)	高宮郡可部町四百八十四番邸永井慶次郎外1名 広島県知事千田貞暁殿 聞届奥書 広島県知事千田貞暁	
116/90	○売薬鑑札御証正届(控)	明治20.9.1	高宮郡可部町三百四十七番邸永井セイ 広島県知事千田貞暁殿	
116/91	○家族商業願・同聞届奥書	明治20.9.9(9.14)	沼田高宮山県郡備永井慶次郎 広島県知事千田貞暁殿 聞届奥書 広島県知事千田貞暁	
116/92	○売薬鑑札御証正願・同聞届奥書	明治20.9.1	高宮郡可部町三百四十七番屋敷永井セイ外1名 広島県知事千田貞暁殿 聞届奥書 広島県知事千田貞暁	
116/93	○所得金高届(控)	明治20.10.24	高宮郡可部町三百三十四番邸永井慶次郎 郡長中尾松太郎殿	
116/94	○届(店舗・売品・収入金)	明治22.7.27	可部町永井セイ 可部町元戸長役場御中	
116/95	○届(納税額)	明治22.7.29	可部町永井慶次郎 可部町元戸長役場御中	
116/96	○証明願(写)(居住地外所有地地租)	明治22.7.28	高宮郡可部町永井慶次郎 中原村長藤井佐一郎殿	
116/97	○売薬営業之義二付願(下書)	明治23.6.2	高宮郡可部町三百四十八番邸永井セイ・同郡可部町三百四十八番邸永井七テ 知事鍋島幹様	
116/98	○売薬営業之義願・同聞届書	明治23.6.2(6.24)	高宮郡可部町三百四十八番邸永井セイ外2名 広島県知事鍋島幹殿 聞届書 広島県知事鍋島幹	
116/99	○御救助願(下書)			
116/100	○売薬引続営業願(控)	明治28.6.1	高宮郡可部町三百四十八番邸永井七テ 知事宛	
116/101	○所得金額決定通知書	明治32.8.5	広島税務管理局長岩崎奇一 安佐郡可部町永井慶次郎殿	
116/102	○所得金高届(控)	明治31.4.	高宮郡可部町三百四十七番邸永井慶次郎 沼田高宮郡長尾野漸殿	罫
116/103	○所得金額決定通知二対シ審査請求	明治32.9.1	安佐郡可部町三百四十七番邸永井慶次郎 広島税務管理局長岩崎奇一殿	罫
116/104	○所得金額申告書(控)	明治44.4.1	安佐郡可部町三百四十七番屋敷永井慶次郎 可部税務署長長谷川捨次郎殿	罫

文書番号	表題	年代	作成	形態
116/105	○所得金額申告書(控)	明治45.4.1	安佐郡可部町三百四十七番屋敷 永井慶次郎 可部税務署長長谷 川捨次郎殿	罫
116/106	○所得金額申告書(控)	大正2.4.1	安佐郡可部町三百四十七番邸永 井慶次郎 可部税務署長殿	
2. 土地 [/ 1. 家産・経営 / 5. 家] (解説 p.26)				
51	田畑持分地券書上帳 手ひかへ	明治6.1.	永井宗右衛門	横半
38	奉還(上原岡字川西の田畑筆別帳簿) 明治9. 永井氏の所有地か。39と付属文書で結び合わされている。		上中野村永井宗右衛門	横半
39	奉還(上中野村の田畑宅地筆別帳簿, 永井氏の所有地か) 38と付属文書で結び合わされている。			横半
44/8	下町屋村之内御改正反別横貫 上中 ノ村永井宗右衛門	明治9.9.		切紙
44/18	地所譲渡定約証(高宮郡中野村の うち)	明治18.2.2	高宮郡可部町譲渡人永井宗右衛 門・保証人永井吾郎右衛門 譲 受人永井慶次郎殿 奥印 戸長 末田幾三郎	継紙
44/19	地所譲渡定約証(高宮郡可部町の うち)	明治18.2.2	高宮郡可部町譲渡人永井宗右衛 門・保証人永井吾郎右衛門 譲 受人永井慶次郎殿 奥印 戸長 岡島真作	縦紙
259/2	記(永井慶次郎所有宅地田畑等書上)	明治19.4.23	永井慶次郎 戸長岡島真作殿	切継紙
116/71	地券裏書願(控)	明治19.6.20	高宮郡可部町四百八十四番邸永 井慶次郎外1名 沼田高宮山県 郡長中尾松太郎殿	
116/72	地券裏書願(控)	明治19.6.20	高宮郡可部町四百八十四番邸永 井慶次郎外1名 沼田高宮山県 郡長中尾松太郎殿	
116/86	地券書替願(写)	明治20.3.26	高宮郡可部町四百八十四番邸永 井慶次郎 郡長中尾松太郎殿	
売買 [/ 2. 土地 / 1. 家産・経営 / 5. 家]				
209	安芸国高宮郡上中野村庄屋表河内永 井家所領土地田畠山地屋敷地面段別 明細覚 田畑の売買証文をほぼ編年順に綴ったもの。大部分は永井家の先祖の多助が買得者になっている。 中には永井家の人間以外の者が証文の受取人になっているものもある。		永井 博整理(昭和10年8月)	綴(44点)
209/1	○売渡し申上ヶ原新開之事	正徳5.7.7	後家外4名 太郎右衛門殿	縦紙
209/2	○永代売渡し申畠之事	延享4.3.19	売主上ノ町木屋万助外3名 買 主孫七殿	縦紙
209/3	○永代譲申田畠屋敷之事	天明2.4.	父親孫七外3名 悴太郎右衛 門殿	縦継紙
209/4	○永代売切申田地之事(下書)	天明3.		一紙
209/5	○永代売切申畠之事	寛政12.2.7	売主太郎右衛門外5名 買主幸 十郎殿	縦継紙
209/6	○永代売切申田地之事	文政3.3.	売主貞平外5名 かい主上中ノ 太助殿	縦継紙
209/7	○永代売切畠証文之事	文政10.12.	売主万蔵外1名 買主甚助殿 裏書 庄屋助七外3名	縦紙
209/8	○永代売切申証文之事	文政11.11.	売主弥八外2名 上中野村組頭 多助殿	縦紙
209/9	○永代売切申畠之事	天保8.12.17	売主忠左衛門外1名 買主上中 多助殿 裏書(下中野村)庄屋 新平外3名	縦紙

文書番号	表題	年代	作成	形態
209/10	○永代売切申田地畠之事	天保13.7.	売主水戸屋源三郎外3名 表河内多助殿 裏書(天保14年)3月9日 庄屋七左衛門外2名	豎紙
209/11	○永代売切申家屋敷之事	天保13.7.	売主水戸屋源三郎外3名 表河内多助殿 裏書(天保14年)3月18日 上中野村庄屋一郎次外2名	豎紙
209/12	○永代売切申田畑之事	弘化2.12.	売主直助外1名 買主上市多助殿 奥書 庄屋十兵衛外5名	豎紙
209/13	○永代売切申田地之事	弘化3.12.14	売主とんだや桂蔵外1名 買主表河内多助殿 奥書上中野村庄屋正右衛門外3名	豎紙
209/14	○永代売切申畠之事	嘉永2.閏4.朔	売主慶安半助後家外3名 買主大工喜兵衛殿 奥書上中野村庄屋正右衛門外3名	豎紙
209/15	○永代売切申付畠之事	嘉永4.12.	売主上市嘉助外2名 買主表河内多助殿 裏書 嘉永4年12月23日(下中野村)庄屋七左衛門外3名	豎切紙
209/16	○永代売切申田地之事	嘉永4.極.28	売主加藤嘉助外1名 買主表河内多助殿 奥書 上中野村庄屋正右衛門外3名	豎切紙
209/17	○永代売切申田地之事	嘉永5.5.	売主天井屋兵左衛門外1名 買主表河内多助殿 裏書 庄屋七左衛門外3名	豎紙
209/18	○永代売切申畑之事	嘉永5.10.8	売主新枝屋又蔵外2名 買主橋本屋清助殿 奥書 上中の村庄屋正右衛門外3名	豎紙
209/19	○永代売切申田畑之事	嘉永5.霜.13	売主常広忠左衛門外1名 買主橋本屋清助殿 連判上中野村庄屋正右衛門外3名	豎紙
209/20	○永代売切申田地之事	嘉永6.4.朔	売主見室屋庄兵衛外2名 買主表河内多助殿 奥書上中野村当分庄屋七左衛門外3名	豎継紙
209/21	○永代売切申田地之事	嘉永7.7.3	売主桶屋喜八外2名 買主表河内多助殿 奥書 上中野村庄屋彦右衛門外3名	豎紙
209/22	○永代売切申畑之事	嘉永7.12.5	売主上市庄蔵外1名 買主表河内 衛門殿 奥書 上中野村庄屋彦右衛門外2名	豎切紙
209/23	○永代売切申田地之事	嘉永7.11.8	売主南原屋保平外1名 買主鍵屋元八殿 奥書 上中野村庄屋彦右衛門外3名	豎紙
209/24	○永代売切申田地之事	安政2.11.	売主捨物屋喜兵衛外1名 買主表河内太助殿 裏書上中野村彦右衛門外2名	豎紙
209/25	○永代売切申田畑之事	安政3.9.	売主広嶋高田屋藤兵衛外3名 買主表河内多助殿 裏書 上中野村庄屋彦右衛門外3名	豎継紙
209/26	○永代売切申田地之事	安政4.2.13	売主高橋屋利兵衛外1名 表河内多助殿 奥書 上中野村庄屋彦右衛門外3名	豎継紙
209/27	○永代売切申田地之事	安政4.霜.11	売主高橋屋伴次外3名 買主表河内多助殿 裏書 上中野村庄屋彦右衛門外3名	豎紙
209/28	○永代売切申田地之事	安政5.12.	売主広嶋屋伴次郎外1名 買主表河内多助殿 奥書上中野村庄屋外2名	豎紙

文書番号	表題	年代	作成	形態
209/29	○永代売切申田地証文之事	万延元. 7. 18	売主広嶋屋伴次外 2 名 買主表河内多助殿 裏書 上中野村庄屋幸兵衛外 2 名	豎紙
209/30	○永代売切申田地証文之事	万延元. 11. 6	売主平野孫平外 1 名 買主表河内多助殿 裏書 上中野村庄屋幸兵衛外 2 名	豎継紙
209/31	○永代譲り証文之事	万延元. 霜.	父常広忠右衛門悴忠三郎外 2 名 忠右衛門悴常広力三郎殿 奥書 庄屋幸兵衛外 2 名	豎継紙
209/32	○永代売切上ヶ原畑証文之事	文久元. 4.	売主常広忠三郎外 1 名 買主表河内宗右衛門殿 裏書 庄屋磯右衛門外 3 名	豎紙
209/33	○永代売切申田地之事	文久 3. 12.	売主岩見屋政七外 2 名 買主表河内多助殿 奥書 上中野村庄屋宗右衛門外 6 名	豎継紙
209/34	○永代売切申田地証文之事	元治元. 3.	売主常広忠三郎外 2 名 買主表河内多助殿 裏書 上中の村庄屋宗右衛門外 3 名	豎紙
209/35	○永代売切申田地証文之事	元治元. 極.	売主寅屋嘉助外 1 名 買主表河内多助殿 裏書 上中の村庄屋宗右衛門外 3 名	豎紙
209/36	○永代売切申田地証文之事	慶応 2. 12.	当時売主恒助外 1 名 買主常助殿 奥書 上中野村庄屋宗右衛門外 3 名	豎紙
209/37	○永代売切申田地証文之事	慶応 2. 12.	売主岩見屋直助後家外 2 名 買主表河内多助殿 裏書 上中野村庄屋宗右衛門外 3 名	豎紙
209/38	○永代売切申畠之事	慶応 3. 12.	売主 町四郎兵衛外 2 名 買主表河内宗右衛門殿 裏書 上中野村庄屋宗右衛門外 3 名	豎紙
209/39	○永代売切申畠証文之事	慶応 4. 2.	売主樋口文兵衛外 1 名 買主表河内宗右衛門殿 裏書 庄屋七左衛門外 3 名	豎紙
209/40	○永代売切申田地証文之事	慶応 4. 2.	売主ヒノ口文兵衛外 1 名 買主表河内慶二郎殿 裏書 上中の村庄屋宗右衛門外 3 名	豎紙
209/41	○永代売切申畠証文之事	慶応 4. 10.	売主常久久兵衛跡すて外 2 名 買主表河内宗右衛門殿 裏書 庄屋七左衛門外 3 名	豎紙
209/42	○別書一札	明治 3. 8. 24	垣野屋定助外 1 名 紬御用懸り川野屋吉郎兵衛外 1 名	豎継紙
209/43	○永代売切証文事	明治 3. 8.	売主垣の屋定助外 1 名 紬御用懸り川野屋吉郎兵衛外 1 名 裏書 上中の村庄屋宗右衛門	豎紙
209/44	○永代売申田地之事	明治 3. 8.	売主垣野屋定助外 1 名 紬御用懸り川野屋吉郎兵衛外 1 名 裏書 庄屋直助外 3 名	豎紙
44/9	地所売渡証	明治 14. 11.	高宮郡両中野村人民総代永井太郎右衛門・同同清水只助 買受人永井宗右衛門殿 奥印 戸長末田幾三郎	豎紙
44/14	地所売渡定約証	明治 16. 6. 5	高宮郡中野村売渡人永井太郎右衛門・証人永井五郎右衛門・同内藤庄作 買受人永井宗右衛門殿	豎紙
116/29	地所売渡定約証 (控)	明治 17. 2. 10	高宮郡可部町売渡人永井啓次郎・証人 2 名 買受人森本勝兵衛殿	罫

文書番号	表題	年代	作成	形態
44/17	地所売渡証	明治17.2.13	売渡人永井太郎右衛門・保証人内藤正作 買受人永井宗右衛門殿 奥印 高宮郡中野村戸長末田幾三郎代理筆生久保田新	豎紙
44/16	地所売渡証	明治17.4.3	売渡人永井太郎右衛門・保証人内藤正作・保証人永井準二 買受人永井宗右衛門殿 奥印 戸長末田幾三郎	豎紙
122/1	地券御書換願	明治17.12.	売渡人永井宗右衛門・保証人佐和勇助・買受人和田礼助 郡長中尾松太郎殿	綴(2枚)
44/10	地所売渡証	明治20.4.1	高宮郡可部町売主永井ウタ・同郡中野村保証人竹弘政助 高宮郡可部町買受人松井為之助殿	継紙
44/15	定約証(高宮郡中野村土地売却につき,後欠)			一紙
	小作 [/ 2. 土地 / 1. 家産・経営 / 5. 家]			
107	[小作証書貼継]			継(3通)
107/1	○地所小作約定証	明治10.3.	第七大区四小区下中野村九百九番邸小作主中島徳助外請人1名 地主永井宗右衛門殿	罫
107/2	○小作定約証	明治12.2.21	高宮郡上中ノ村小作主加藤五助外証人2名 地主永井宗右衛門殿	罫
107/3	○小作証	明治12.4.	高宮郡上中野村小作主濱本芳平外証人1名 地主永井宗右衛門殿	罫
33	小作人貢米人別約帳	明治12.10.	永井	横長
44/1	小作証	明治17.4.10	小作人内藤正作 地主永井準二殿	罫
44/2	小作証	明治17.4.10	小作人内藤正作 地主永井宗右衛門殿	罫
44/4	小作証書(写)	明治17.4.	小作高宮郡四日市村高野藤五郎・同郡同村証人宮本新蔵 地主永井宗右衛門殿	豎紙
44/3	納屋借用ノ証	明治17.10.	借主内藤正作 建物持主永井宗右衛門殿	豎紙
35	小作貢米人別納帳并二種物貸与共	明治20.~39.	永井慶次郎	豎冊
122/6	田地小作約定証書		高宮郡上中野村糺熊蔵・妻りよ・請人川崎平蔵 持主永井宗右衛門殿	一紙
36	小作人目録帳		永井慶次郎	豎冊
	地券 [/ 2. 土地 / 1. 家産・経営 / 5. 家]			
167/1	地券	明治15.5.16	広島県 持主永井宗右衛門	一紙
167/13	地券	明治15.5.16	広島県 持主永井宗右衛門	一紙
167/14	地券	明治15.5.16	広島県 持主永井宗右衛門	一紙
167/4	地券	明治15.5.16	広島県 持主永井宗右衛門	一紙
167/5	地券	明治15.5.16	広島県 持主永井宗右衛門	一紙
167/24	地券	明治15.5.19	広島県 持主永井宗右衛門	一紙
167/28	地券	明治15.5.19	広島県 持主永井宗右衛門	一紙
167/10	地券	明治15.7.27	広島県 持主永井宗右衛門	一紙

文書番号	表題	年代	作成	形態
167/11	地券	明治15.7.27	広島県 持主永井宗右衛門	一紙
167/12	地券	明治15.7.27	広島県 持主永井宗右衛門	一紙
167/15	地券	明治15.7.27	広島県 持主永井宗右衛門	一紙
167/2	地券	明治15.7.27	広島県 持主永井宗右衛門	一紙
167/23	地券	明治15.7.27	広島県 持主永井宗右衛門	一紙
167/25	地券	明治15.7.27	広島県 持主石井幸助	一紙
167/26	地券	明治15.7.27	広島県 持主永井宗右衛門	一紙
167/27	地券	明治15.7.27	広島県 持主永井宗右衛門	一紙
167/6	地券	明治15.7.27	広島県 持主永井宗右衛門	一紙
167/7	地券	明治15.7.27	広島県 持主永井宗右衛門	一紙
167/8	地券	明治15.7.27	広島県 持主永井宗右衛門	一紙
167/18	地券	明治16.12.28	広島県 持主永井宗右衛門	一紙
167/19	地券	明治16.12.28	広島県 持主永井宗右衛門	一紙
167/20	地券	明治16.12.28	広島県 持主永井宗右衛門	一紙
167/21	地券	明治16.12.28	広島県 持主永井宗右衛門	一紙
167/22	地券	明治17.4.23	広島県 持主永井宗右衛門	一紙
167/16	地券	明治19.1.14	広島県 持主永井宗右衛門	一紙
167/29	地券	明治20.1.28	広島県 持主永井慶次郎	一紙
167/17	地券	明治21.11.5	広島県 持主永井慶次郎	一紙
167/9	地券	明治21.11.5	広島県 持主永井慶次郎	一紙

3. 貢租・税金 [/ 1. 家産・経営 / 5. 家] (解説 p.27)

121/4	〔御年貢米下ヶ札等継〕 宛先は表河内(多助), 差出は上中野村組頭・下中野村組頭・下町屋村給庄屋等。	(嘉永5.~明治元.)		継
259/10	〔上中野村御年貢米下ヶ札〕			継
259/10-1	○〔年不明上中野村御年貢米下ヶ札カ〕		与頭亀助 (永井)	切紙
259/10-2	○明治四年御年貢米通	明治4.11.	下中野村与頭玉谷周蔵 永井宗右衛門	切紙
259/10-3	○明治三年分上中野村御年貢米下ヶ札	明治3.10.	与頭安部亀介 表河内多介	切継紙
259/10-4	○明治四年分上中野村御年貢米下ヶ札	明治4.10.	与頭安部亀介 永井	切紙
259/3	覚(諸入用差引の覚下書) 永井宗右衛門の負担と立て替た額の差引算用と思われる。	(明治4)	永井宗右衛門	切継紙
259/9	明治四年分御年貢米下ヶ札	明治4.10.	上中野村与頭川崎平蔵 下ノ町永井	切継紙
255/3	〔永井宗右衛門年貢上納関係文書継〕 年代は明治初期。永井太郎右衛門が永井(宗右衛門)に宛てた文書が主で, 内容は永井宗右衛門の年貢上納に関するものと思われる。			継(4通)
58	明治六酉年分貢米算用 永井宗右衛門	明治6.		横長
259/12	明治七戌年分貢米算用	明治7.	(上中野村安部亀介) 永井宗右衛門	切継紙
259/4	〔永井氏下中野村貢米算用他覚〕 永井氏が上中野下中野両村で貢租・税金を負担するに伴って作成授受した文書13通(すべて切紙・切継紙)を貼り継いだもの。受取状の類が多い。年代は明治7・8年。	明治7・8.		継

文書番号	表 題	年 代	作 成	形 態
262	貢租上納通	明治8・9.	永井宗右衛門殿	横長
27	上下町屋三ヶ村諸上納請払帳 綴じ目のこよりに結び付けられた文書3通あり。	明治9.1.	永井宗右衛門	横半
266	〔民費領収証等綴〕 永井宗右衛門が民費等を負担するに伴って受け取った文書の綴。一部変則的に貼り継がれた文書がある。	明治10.~13.		綴
263	〔永井宗右衛門仮貢額領収通等綴〕 永井宗右衛門が受け取った諸負担の受領書類64通（すべて切紙または切継紙）を長く貼り継いだもの。年代は明治11年から15年。受領書の費目は、地稅、協議費、營業稅、地方稅、備荒貯蓄費など。差出者は、第二・七大区會議所、上中野・下中野・水落三ヶ村連合戸長役場、可部町戸長役場である。	明治11.~15.		継
268	〔領収書等綴〕 地方稅その他の領収書・賦課証などを大体年代順に長く貼り継いだもの。丸めた直径が約10Cmある。内訳の各文書の受取人は、始めの方が永井宗右衛門、途中から永井慶次郎となっている。	明治11.~		継
264	〔地方稅取立証受領証等綴〕 地方稅の取立証や受取証など、永井宗右衛門が稅金を負担するに伴って受け取った文書を綴ったもの。一部変則的に貼り継がれた文書がある。年代は明治12年から14年まで。文書に見える差出者は、可部町戸長役場、上中野・下中野・水落三ヶ村連合戸長役場、上町屋・下町屋・桐原三ヶ村連合戸長役場。費目は、學資、官内費、地方稅、地稅などである。	明治12.~14.		綴
267	〔地方稅受領書他綴〕 上中野・下中野・水落三ヶ村の連合戸長役場から永井宗右衛門に宛てられた地方稅等の受領書を綴ったもの。年代は明治12~14年。他に、井出算用に関する文書の控や、永井宗右衛門の所有地を書き上げた文書が変則的に貼り継がれている。	明治12.~14.		綴
116/38	明治十年分改租増額年賦延納金一時上納願（控）	明治17.1.27	高宮郡可部町四百八十四番屋敷 永井宗右衛門・戸長末田幾三郎 広島県令千田貞暁殿	
116/39	明治十一年分改租増額年賦延納金一時上納願（控）	明治17.1.27	高宮郡可部町四百八十四番屋敷 永井宗右衛門・戸長末田幾三郎 広島県令千田貞暁殿	
116/40	明治十一年分改租増額年賦延納金一時上納願（控）	明治17.9.20	高宮郡中野村四十四番邸相続人 永井準二・戸長末田幾三郎 広島 県令千田貞暁殿	
116/41	明治十年分改租増額年賦延納金一時上納願（控）	明治17.9.20	高宮郡中野村四十四番邸相続人 永井準二・戸長末田幾三郎 広島 県令千田貞暁殿	
116/63	明治十年分改租増額年賦延納金一時上納願・同聴届書	明治18.12.2（同19.3.31）	高宮郡可部町四百八拾四番屋敷 永井宗右衛門外1名 広島県令 千田貞暁殿 聴届書 広島県令 千田貞暁	
116/64	明治十一年分改租増額年賦延納金一時上納願・同聴届書	明治18.12.2（同19.3.31）	高宮郡可部町四百八十四番屋敷 永井宗右衛門外1名 広島県令 千田貞暁殿 聴届書 広島県令 千田貞暁	
116/93	所得金高届（控）	明治20.10.24	高宮郡可部町三百三十四番邸永 井慶次郎 郡長中尾松太郎殿	
116/95	届（納稅額）	明治22.7.29	可部町永井慶次郎 可部町元戸 長役場御中	
108/11	三入村稅領収書（明治24年度第1期）	明治24.5.24	高宮郡三入村収入役重清好太 郎・香川佐一 永井慶次郎殿	一紙
116/102	所得金高届（控）	明治31.4.	高宮郡可部町三百四十七番邸 永井慶次郎 沼田高宮郡長尾野 漸殿	罫
116/101	所得金額決定通知書	明治32.8.5	広島稅務管理局长岩崎奇一 安 佐郡可部町永井慶次郎殿	
116/103	所得金額決定通知二対シ審査請求	明治32.9.1	安佐郡可部町三百四十七番邸永 井慶次郎 広島稅務管理局长岩 崎奇一殿	罫

文書番号	表題	年代	作成	形態
116/104	所得金額申告書(控)	明治44.4.1	安佐郡可部町三百四十七番屋敷 永井慶次郎 可部税務署長長谷 川捨次郎殿	罫
116/105	所得金額申告書(控)	明治45.4.1	安佐郡可部町三百四十七番屋敷 永井慶次郎 可部税務署長長谷 川捨次郎殿	罫
116/106	所得金額申告書(控)	大正2.4.1	安佐郡可部町三百四十七番邸永 井慶次郎 可部税務署長殿	
105/1	〔永井慶次郎外1名分税金未納督促 状〕	1.11	丹羽正蔵 五小区正副戸長御中	断簡
116/42	未納地租金年賦延納証			
4. 貸借 [/ 1. 家産・経営 / 5. 家] (解説 p.27)				
104/17	借用証文之事	安政6.1.17	貸り主町原多八・とけや証人伊 平 表河内多助殿	豎切紙
103/17	借用一札之事	元治元. 極.	水落清九郎 俵河内宗右衛門殿	切紙
103/14	覚(金子借用証)	慶応2.3.5	重広猪三郎 表河内宗右衛門様	切紙
13	御借入米算用帖	明治3.7. 吉	永井・柏屋・永井太郎右衛門	横半
29	当御役所ヨリ御借米売捌算用帖 表 河内・柏屋 綴じ目のこよりに結び付けられた文書あり。cf.13	明治3.7.20	上中(上中野村)表河内	横長
105/2	借用手形一札之事(銀札3貫目借用)	明治4.12.	借用主重松恒三郎 小田光五郎 殿・永井宗右衛門殿	豎切紙
99	〔借用証〕 こよりで一括され、ボールペンで「永井家への借用証」と書かれた紙と一緒に括られている。こよりに使われている紙はもと何であったかは不明であるが、普通の和紙(楮紙)ではない(近年のものか?)			括(12通)
99/1	○金子借用証	明治12.2.16	大林村かり主大下伝九郎・請人 永井五郎右衛門 金主永井宗右 衛門殿	一紙
99/2	○年賦定約証	明治12.3.	借主内藤正作・受人永井五郎右 衛門・証人南本定助 金主永井 宗右衛門殿	豎紙
99/3	○証文一札相渡し申候事	子.7.9	借主多久平・証人たなや形助 金主表河内様	切紙
99/4	○金子借用証文之事	文久3.11.	証人大工屋平助・借主浜田屋卯 助 俵河内惣右衛門様	一紙
99/5	○覚(金子借用証)	元治元.5. 朔	借主かき屋定助・証人宗兵衛 上市表河内様	一紙
99/6	○借用証文一札之事	元治元.4.5	借主むしろ屋貞助・証人卯助 表河内太助様	一紙
99/7	○覚(来る5月5日限り元利とも 調進すべし)	申.3.5	常久およし・とけ屋伊平	一紙
99/8	○借用証文之事	子.3.	証人深川屋孫兵衛・借用主棚屋 恵助 表河内様	一紙
99/9	○添書証文之事	慶応2.12.	借主船坂屋唯助・証人中本屋卯 助 かし主表河内多助殿	一紙
99/10	○借用証文一札事	元治元.5.20	かり主岩見屋直助内・証人金兵 衛・同上市[]助 俵河内様	一紙
99/11	○覚(金子借用証)	慶応4.6.	借主天井屋藤平・証人慶安卯助 上市俵河内様	豎紙
99/12	○借用証文之事	元治元.12.5	棚屋恵助 表河内様	一紙
44/6	借用証(金20円)	明治19.8.5	借主永井慶次郎・証人永井準二 金主杉山新十郎殿	豎紙

文書番号	表題	年代	作成	形態
103/18	添書之事 (金子借用証)	未.12.	水落茂平・証人アゲ増平 表河内宗右衛門殿	切継紙
103/22	覚 (金子借用証)	未. 極.24	伴次・証人直兵衛 表河内多助殿	切紙
頼母子 [/ 4. 貸借 / 1. 家産・経営 / 5. 家]				
103/5	頼母子売渡し一札之事	慶応3.7.	売主常広忠三郎・証人二井屋直助 買主儀河内様	一紙
249	頼母子返掛米受取状	(明治)10.3.22	下ノ町永井様	切紙
44/11	地所書入証 (頼母子金借用)	明治15.9.13	高宮郡可部町借主永井宗右衛門・同郡同町証人永井吾良右衛門 和合社世話係中殿	一紙
44/12	地所書入証 (頼母子金借用)	明治15.9.13	高宮郡可部町借主永井宗右衛門・同郡同町証人永井吾良右衛門 熊谷舎世話係中殿	一紙
122/7	定約証 (雛形) (頼母子講掛込金返却につき)			豎紙
274] 通頼母子規則		下ノ町永井	豎冊
5. 井手入費 [/ 1. 家産・経営 / 5. 家] (解説 p.27)				
257/12	[上井手入用等の証他継]	明治9.		継 (3通)
247	[両井手算用4通継]	明治11.~14.		継 (4通)
247/1	○明治十年分両井手算用	明治11.11.9	永井宗右衛門殿	切紙
247/2	○明治十一年分両井手算用	明治12.2.9	永井宗右衛門殿	切紙
247/3	○明治十二年分井手費	明治13.3.15	永井 下ノ町永井	切紙
247/4	○明治十三年分両井手算用	(明治14)		切紙
122/12	[文書一括] 重ねて丸められる状態の一括。すべて一枚もの。明治14~17年頃に永井 (宗右衛門) 家が負担した井手入費の計算に関する書類と思われる。			括 (7点)
261/5	[新入井手等諸入用の覚]	(明治14)	永井	切継紙
116/32	上井手掛地持主申合定款	明治18.6.	深田宗平外30名	豎冊
34	叶・新入・上井・下井・井手入費計算帳	明治20.~32.	永井	豎冊
6. 賄 [/ 1. 家産・経営 / 5. 家] (解説 p.27)				
52	当御役所御吟味之節下宿賄覚帳	慶応2.1.	表河内宗右衛門	横長
63	当村ニ而御役所建構ニ付此度方御吟味ニ付役鈴張村庄屋幸一郎殿逗留外ニ呼出村之役人賄日記	慶応3.7.20~	表河内	横長
7. その他 [/ 1. 家産・経営 / 5. 家]				
62	牛馬買上ヶ帳	明治15.1.13	永井 []	横長
65	牛馬しらみ薬買捌帳	明治15.4.朔	永井	横長
105/5	広島治安裁判所出頭命令写 (源田耕一より相掛貸金事件勧解を願出るにつき永井宗右衛門外7名出頭すべし)	明治17.6.16	広島治安裁判所 永井宗右衛門 奥書 永井宗右衛門 源田耕一殿	豎紙
44/13	[広島治安裁判所出頭命令] 別紙あり。	明治17.6.16	広島治安裁判所 高宮郡可部町 永井宗右衛門外7名	一紙
44/5	薪木山毛売渡証	明治20.3.27	買渡人永井慶次郎・同永井ウタ 証人竹弘政助 買受人新宅柳助殿外3名	豎紙

文書番号	表題	年代	作成	形態
109/2	〔ぬか・たわら・米つき賃等代銀受取〕	申. 極. 20	くら本や嘉七 上中親方様	切継紙
44/7	〔丈量費出金のこと〕		永井宗右衛門	切紙

8. 一括・綴 [/ 1. 家産・経営 / 5. 家]

122/16	〔文書綴〕 こよりで綴られている。明治15～17年頃の文書の綴。内訳は、内容不明の算用報告、受取証、役場よりの上納命令等で、おおむね永井家の経営的な側面に関するものと思われる。			綴
44	〔土地売買証文その他一括〕 一括の状態はこよりなどで括るのではなく、重ねて丸めてあった。中に、永井 博の手になる(と思われる)「土地田畑永代証文集一」および同題で「二」と書かれた紙(2枚)が含まれている。内訳は、小作証や土地の売買証文など永井家の経営的側面に関する証書類で、大部分は明治以降のものである。個々の文書はそれぞれの項目に掲げた。			括(20通+2枚)

2. 家政 [/ 5. 家] (解説 p.27)

108/19	豆腐御通ひ	明治9. 12.	中林仁平 永井様	折紙
156/3	諸品御通	明治39. 2.	永井商店 永井様	もと横半 (5枚)
120/3-2	〔諸品代銀請求綴〕 こよりで綴られ、紙帯で巻かれている。内容は、商人・職人らが表河内氏に宛てた代銀請求書の綴。各通の日付はすべて辰年の12月。個々の品目の日付は同年の後半(7月～12月)である。各通は文面が抹消されたり、「受取申候」等の文言があとから書き加えられたりしている。	辰. 12.		綴
156/4	〔通い帳断簡〕			もと横半 (2枚)

3. 家族・相続 [/ 5. 家] (解説 p.28)

182	覚(永井氏歴代役勤の覚)		(永井宗右衛門カ)	切継紙 (台紙貼付)
209/3	永代譲申田畠屋敷之事	天明2. 4.	父親孫七外3名 悴太郎右衛門殿	縦継紙
44/18	地所譲渡定約証(高宮郡中野村のうち)	明治18. 2. 2	高宮郡可部町譲渡人永井宗右衛門・保証人永井吾郎右衛門 譲受人永井慶次郎殿 奥印 戸長末田幾三郎	継紙
44/19	地所譲渡定約証(高宮郡可部町のうち)	明治18. 2. 2	高宮郡可部町譲渡人永井宗右衛門・保証人永井吾郎右衛門 譲受人永井慶次郎殿 奥印 戸長岡島真作	縦紙
116/67	死亡届(控)	明治19. 5. 31	高宮郡可部町四百八十四番邸宗右衛門長男戸主永井慶次郎 戸長岡島真作殿	
116/76	相続届(控)	明治19. 6. 24	高宮郡可部町四百八十四番邸永井慶次郎外1名 高宮郡下町屋村戸長葛原真一殿	
116/77	相続届(控)	明治19. 6. 24	高宮郡可部町四百八十四番邸永井慶次郎外1名 高宮郡中野村長末田幾三郎殿	
116/79	証(永井慶次郎宗右衛門死亡跡家督相続)	明治19. 6. 24	高宮郡可部町四百八十四番邸永井慶次郎外2名 郡長中尾松太郎殿	

4. 書状 [/ 5. 家] (解説 p.28)

257/22	重清幾太郎書状(貸銀返済依頼)	壬申(明治5)9. 28	永井宗右衛門様	切紙
260/3	重清幾太郎書状(銀札入用の筋出来につき)	申. 8. 25	永井宗右衛門様	切継紙

5. 家(書状)

安芸国高宮郡上中野村 永井家文書(198824)

文書番号	表題	年代	作成	形態
257/19	玉木真佐雄書状(御守札千次郎に御渡し下さるべし)	4.26	永井宗右衛門様	切紙
257/20	重清幾太郎書状(去る暮御取替申し上げ置き候銀につき)	11.6	永井宗右衛門様	切紙
158/4	光五郎書状(印形をこの者へお渡し下されたし)	6.19	表河内宗右衛門様	切紙
108/35-3	熊谷館右衛門書状(山口幾太郎君より明言の儀につき)	7.2	永井宗右衛門君	豎紙
108/35-6-1	小島藤三書状(拝借金の返戻遷延につき)	6.30	永井(宗右衛門)様	切紙
108/35-5-1	三次町・小島藤三書状(拝借金のうち6円返戻)	9.5	永井宗右衛門様	切紙
12/1	彦左衛門書状(倉三の長病困り申すこと)	10.21	表河内宗右衛門様	切紙
12/10	大もじ寅之助書状(近日兎獺に御出遊ばせらるにつき)	10.21	表河内宗右衛門様	切継紙
257/24	末田幾三郎書状(御無心の儀につき)	11.	永井宗右衛門様	切紙
12/12	猪三郎書状(昨日立寄らざることにつき)	11.朔	表河内惣右衛門様	切紙
257/1	重松恒三郎書状(借金返済期限差延の依頼カ)	5.8	永井大君様(宗右衛門)	切紙
103/20	重広猪三郎書状(金子借用の願)	12.16	表河内宗右衛門様	切継紙
253/3	清覚周蔵書状(児玉内君へ深切の介抱人雇われたし)	12.30	永井惣右衛門様	切継紙
108/5	児玉清兵衛書状(代価送る旨)	3.30	可べ町永井慶次郎様	豎紙
253/2	児玉帳場書状(児玉重平殿25日死去)	9.26	永井様	切継紙
257/16	児玉清兵衛書状(御独案にて御気がねなく御売捌下されたし)	7.12	かべ町なかい様	切継紙
108/6	児玉清兵衛書状(逗留の御礼)	3.31	可べ永井様	豎紙
252	児玉清兵衛書状			袋(4通)
252/1	○児玉清兵衛書状(法事に仏参下されず遺憾)	10.30	永井様	二枚綴
252/2	○児玉清兵衛書状(昨1日夜カズ安産)	9.2	永井様	切継紙
252/3	○送り状		(児玉清兵衛) 本家永井様・夕方永井様	切紙
252/4	○古玉清兵衛書状(昨日法事執行)	10.25	永井様	切紙
253/4	児玉清兵衛書状			袋(2通)
253/4-1	○児玉清兵衛書状(代金受取)	10.5	永井様	切継紙
253/4-2	○児玉清兵衛書状(父三回忌,タツ三回忌来月25日執行)	10.	永井様	切継紙
257/25	西岡勘兵衛書状(児玉老人死去につき)	9.26	永井啓次郎様	切継紙
122/8	古野某願書添状	3.18	塚部君・永井君	豎切紙
108/35-7	加計・沖長沢太郎書状(変則中学へ子供を習学させることの誘い)	4.29	永井太郎右衛門様	切継紙
108/35-8	李幾四郎書状(来月10日まで御猶予下され度)	5.5	永井五郎右衛門様	切継紙
108/27	某書状(別帖へ付紙いたし候,御見合せされたし)	7.		切紙

文書番号	表題	年代	作成	形態
108/26	某書状(6月中米相場早急申し越されたし)	7.6		切紙
108/35-6-2	永井宗右衛門書状(借金返弁の催促)	7.25	小島(藤三)様	切継紙
250	永井五書状	8.	永井兄様	切継紙
108/35-5-2	三次町・小島藤三書状(拝借金一部返戻)	9.5	永井御伯母	折紙
12/3	橋国屋宗平書状(金子無心につき)	11.6	表河内様	切継紙
12/18	雲野屋三千蔵書状(借入金受取下さるべし)	11.7	表河内様	切紙
108/35-1	山県有書状(招待を辞退)	12.1	永井(宗右衛門)様	縦紙
103/16	某書状(昨日御無心申上げ候金子, この者へ御渡しくださるべく候)	.26	俵河内様	切紙
103/15	山手書状(歳末の贈物への返礼)		表河内様	切紙
12/11	書状断簡(金子借用の依頼)			断簡

5. 教養 [/ 5.家] (解説 p.28)

書籍類 [/ 5.教養 / 5.家]

269	教訓古今道しるべ	天保8.刊	小野弘度編	板
271	鹿児島征討日記 第一~十六	明治10.3.刊	西村兼文	板
272	鹿児島征討日記 第一~十六	明治10.3.刊	西村兼文	板
277	耶魯教の無道理 第二編	明治14.7.刊	藤島了穩	版

その他 [/ 5.教養 / 5.家]

110	御家当用手習状 表紙裏書「乙丑元治貳年正月改メ 上中野邑表河内」	文化6.5.	晴雲堂一玄	板
190	〔表河内吾良右衛門筆蹟〕	文久2.正.	表河内吾良右衛門	反故 (台紙貼付)
280	〔大国主大神等の図〕	明治18.7.10	神道大社教管長千家尊福	軸(印刷)
113	〔習字手本〕	申.3.		軸
108/10	〔手習(いろは)〕		永井クマ	切紙
111	〔習字手本〕			巻物 (軸無)
112	〔習字手本〕			軸
153/1~4	〔習字手本〕			折本

6. 非文書 [/ 5.家]

153	〔手文庫〕			木箱
165	〔手文庫〕			木箱 (19通)
253/7	万金丹包紙			一紙

7. その他 [/ 5.家] (解説 p.28)

104/30	家借証文之事(控カ)	明次8.4.25	借主山室金兵衛・証人永井宗右衛門 河崎平蔵殿	縦紙
261/3	市中村徳金預世話方中	明治9.12.22		横長

文書番号	表題	年代	作成	形態
103/4	頼母子証文事	辰. 正.16	取主沖 屋空兵衛・組合かしや 恵助・すゝはりや徳助・天井屋 良蔵 頼母子連中様	豎紙
	井手世話役 [/ 7. その他 / 5. 家]			
55	上井手掛り新反別明治十五年分永井 太郎右衛門殿より多田芳平殿へ十六年 春付送り扣十七年芳平より永井宗右衛 門方へ送り付引合并二新道路反別寄 付いたし尚又畑ヲ田反別相成出入改 メ帖	明治18. 7. 1	世話役長永井宗右衛門	横長
253/5	上井手世話係多田芳平書状 (別冊簿 相調候)	8. 28	永井惣右衛門殿	切紙
259/14	上井手新反別 (石田保兵衛以下39 名)			折紙
	和合舎・熊谷舎 [/ 7. その他 / 5. 家]			
273	和合熊谷舎金預帳	明治14. 7.	永井氏	冊
122/4	委任状 (和合舎因講につき)	明治17. 3. 12	永井五郎右衛門 和合舎世話 係中	綴
103/11	回答 (預り金利足のことにつき)	明治17. 3. 13	和合舎世話係金預り十名惣代永 井宗右衛門 鍋島寅吉殿	豎紙
103/10	譲渡証 (熊谷舎加入掛込金通ヒの 譲渡)		譲主竹広喜作・岩田常平・証人 竹広政助 永井慶次郎殿	一紙

6. 永井宗右衛門履歴 (解説 p.28)

216	申渡 (上中野村組頭太助倅惣右衛門 組頭申付)	嘉永元.10.	新保彦兵衛・中島右馬介・山下 寿登 上中野村組頭太助倅惣右 衛門	切継紙 (台紙貼付)
217	態申遣ス (上中野村組頭太助倅惣右 衛門を召し連れ御役所へ罷出べし)	嘉永元.10.	高宮郡御役所 庄屋正右衛門・ 同平左衛門・与頭共	切継紙 (台紙貼付)
183	態申遣ス (御役所へ罷出べし)	文久 2. 極.	高宮郡御役所 上中野村与頭惣 右衛門	切継紙 (台紙貼付)
215	申渡 (上中野村与頭惣右衛門庄屋 申付)	文久 2. 12. 20	辻小八郎・湊兵馬・戸嶋十大夫 上中野村与頭惣右衛門	切継紙 (台紙貼付)
172	態申遣ス (出頭申付)	寅(慶応 2) 12. 14	高宮郡御役所 上中野村庄屋宗 右衛門	切継紙 (台紙貼付)
174	[庄屋上席申付] (郡府建構諸入用銀 のうち金子差上奇特)	慶応 2. 12. 15	上中野村庄屋宗右衛門	切紙 (台紙貼付)
201	辞令 (上中野村少長任申付)	壬申(明治 5) 正.	広島県民事 上中野村永井宗右 衛門	切紙 (台紙貼付)
188	辞令 (第七大区小区用係申付)	壬申(明治 5) 7.	広島県 永井宗右衛門	切紙 (台紙貼付)
186	辞令 (少長・少長副解任)	壬申(明治 5) 8.	広島県 (永井宗右衛門)	切紙 (台紙貼付)
187	辞令 (永井宗右衛門小区用係解任)	明治 6. 8. 30	広島県 永井宗右衛門	切紙 (台紙貼付)
185	[永井宗右衛門出頭申付]	明治11. 3. 28	第二・七大区会議所 永井宗右 衛門	切紙 (台紙貼付)
173	辞令 (両四日市学校・大毛寺学校・ 上中野学校・可部学校受申付)	明治11. 3. 29	第二・七大区会議所 七級学校 世話役永井宗右衛門	切紙 (台紙貼付)
184	辞令 (第二・七大区七級学校世話役 申付)	明治11. 3. 29	第二・七大区会議所 永井宗右 衛門	切紙 (台紙貼付)

文書番号	表題	年代	作成	形態
176	辞令(大毛寺・上中野・可部学校受申付)	明治11.5.18	第二・七大区会議所 七級学校 世話役永井宗右衛門	切紙 (台紙貼付)
177	辞令(沼田・高宮二郡備使差免)	明治11.12.28	沼田高宮二郡役所 備使永井宗 右衛門	切紙 (台紙貼付)
178	辞令(沼田・高宮二郡学校世話役申付)	明治12.1.14	沼田高宮二郡役所 永井宗右 衛門	切紙 (台紙貼付)
257/9	〔高宮郡可部町総代人当選通知〕	明治12.2.25	沼田高宮二郡役所 永井宗右 衛門	罫

7. 永井宗右衛門筆写資料 (解説 p.29)

1	公儀御掟写 巻巻 内題「天明撰令」, 永井蔵書印あり。	天明年間(安政 4.1. 写)	上中野村庄屋永井宗右衛門写	豎冊
2	御当国御掟写 巻巻	安政 4.1. 写	上中野村庄屋永井宗右衛門	豎冊
3	御当国御掟写 巻式	安政 4.1. 写	上中野村庄屋永井宗右衛門	豎冊
41	文政八酉・安政二卯年御国方御触書写	安政 4.1.	表河内(永井)宗右衛門	豎冊
119	芸備郡村高録志 安政5年には, 宗右衛門はまだ庄屋ではない。	安政 5.3.	高宮郡上中野村庄屋元表河内宗 右衛門写	豎冊
42	質素節儉筋被為仰出触書写帳	慶応元.11.		豎冊
46	酒造其外取締并税則御布告	明治 4.10.15	庄屋永井宗右衛門	豎冊
43	御触書写(地所売買譲渡二付地券渡方規則)	明治 5.2.	永井宗右衛門	豎冊

8. 永井慶次郎関係資料 (解説 p.29)

245	永井慶次郎履歴書 明治拾五年三月起	明治15.3.~		綴
245/1	○沼田・高宮・山県郡役所当分備使任命状	明治15.3.25	沼田高宮山県郡役所 永井慶次郎	切紙
245/2	○沼田・高宮・山県郡役所庶務係任命状	明治15.3.25	沼田高宮山県郡役所 備使永井慶次郎	切紙
245/4	○沼田・高宮・山県郡役所庶務係往復専務任命状	明治15.6.7	沼田高宮山県郡役所 備使永井慶次郎	切紙
245/3	○〔月給三円五十銭支給〕	明治15.12.22	沼田高宮山県郡役所 備使永井慶次郎	切紙
245/5	○沼田・高宮・山県郡役所出頭命令	明治16.3.20	沼田高宮山県郡役所 備使永井慶次郎	切紙
245/6	○〔月給四円卜相定〕	明治16.3.20	沼田高宮山県郡役所 備使永井慶次郎	切紙
245/7	○沼田・高宮・山県郡役所出頭命令	明治16.8.17	沼田高宮山県郡役所 永井慶次郎	切紙
245/8	○〔月給四円五拾銭支給〕	明治16.8.17	沼田高宮山県郡役所 備使永井慶次郎	切紙
245/9	○沼田・高宮・山県郡役所庶務掛兵務専務任命状	明治16.12.17	沼田高宮山県郡役所 備使永井慶次郎	切紙
245/10	○〔手当金二円支給〕	明治16.12.27	広島県 沼田高宮山県郡役所備使永井慶次郎	切紙
245/11	○山県郡大朝村外6ヶ村巡回命令	明治17.1.12	沼田高宮山県郡役所 備使永井慶次郎	一紙

文書番号	表題	年代	作成	形態
245/12	○沼田・高宮・山県郡役所兵事掛 専務任命状	明治17.2.6	沼田高宮山県郡役所 傭使永井 慶次郎	切紙
245/13	○山県郡溝口村出張命令	明治17.3.24	沼田高宮山県郡役所 傭使永井 慶次郎	一紙
245/14	○除服出仕命令	明治17.4.10	沼田高宮山県郡長杉山新十郎 傭使永井慶次郎	罫
245/15	○山県郡加計村外数村出張命令	明治17.1.29	沼田高宮山県郡役所 傭使永井 慶次郎	一紙
245/16	○出県命令	明治17.8.24	沼田高宮山県郡役所 傭使永井 慶次郎	一紙
245/17	○郡内村々巡回命令	明治17.9.8	沼田高宮山県郡役所 傭使永井 慶次郎	一紙
245/18	○沼田郡楠木村大塚村出張命令	明治17.10.10	沼田高宮山県郡役所 傭使永井 慶次郎	一紙
245/19	○出県命令	明治18.2.17	沼田高宮山県郡役所 傭使永井 慶次郎	一紙
245/20	○沼田郡南下安村外数村山県郡壬 生村・加計村巡回命令	明治18.3.24	沼田高宮山県郡役所 傭使永井 慶次郎	一紙
245/21	○沼田・高宮・山県郡傭任命状	明治19.9.14	沼田高宮山県郡役所 永井慶 次郎	一紙
245/22	○〔手当金給与〕	明治17.12.27	沼田高宮山県郡役所 傭使永井 慶次郎	一紙
245/23	○沼田郡楠木村外数村巡回命令	明治18.8.19	沼田高宮山県郡役所 傭使永井 慶次郎	一紙
245/24	○広島区駐在所出張命令	明治18.9.25	沼田高宮山県郡役所 傭使永井 慶次郎	一紙
245/25	○山県郡壬生村出張命令	明治18.10.12	沼田高宮山県郡役所 傭使永井 慶次郎	一紙
245/26	○〔月給五円支給〕	明治18.7.1	沼田高宮山県郡役所 傭使永井 慶次郎	一紙
245/27	○出県命令	明治18.7.17	沼田高宮山県郡役所 傭使永井 慶次郎	一紙
245/28	○〔手当金給与〕	明治19.1.6	沼田高宮山県郡役所 傭使永井 慶次郎	一紙
245/29	○沼田郡南下安村外三ヶ町村巡回 命令	明治19.3.23	沼田高宮山県郡役所 傭使永井 慶次郎	一紙
245/30	○出県命令	明治19.4.17	沼田高宮山県郡役所 傭使永井 慶次郎	一紙
245/31	○賀茂郡西条次郎丸村出張命令	明治19.4.20	沼田高宮山県郡役所 傭使永井 慶次郎	一紙
245/32	○〔明17日より出仕命令〕	明治19.6.16	沼田高宮山県郡役所 傭使永井 慶次郎	一紙
245/33	○出県命令	明治19.2.20	沼田高宮山県郡役所 傭使永井 慶次郎	一紙
245/34	○督促主任兼務任命状	明治19.4.20	沼田高宮山県郡役所 傭使永井 慶次郎	一紙
245/35	○第壹課庶務掛任命状	明治19.9.14	沼田高宮山県郡役所 郡傭永井 慶次郎	一紙
245/36	○褒賞状(可部町虎列刺病流行の 際予防費寄附)	明治19.12.27	沼田高宮山県郡長正八位中尾松 太郎 永井慶次郎	一紙
245/37	○〔多端事務に従い勉勵につき賞 与〕	明治20.12.24	沼田高宮山県郡役所 郡傭永井 慶次郎	一紙

文書番号	表題	年代	作成	形態
245/38	○褒賞状(可部警察署新築費の内へ寄附)	明治21.3.2	沼田高宮山県郡長正八位中尾松太郎 高宮郡永井慶次郎	一紙
245/39	○出県命令	明治20.5.18	沼田高宮山県郡役所 備永井慶次郎	一紙
245/40	○第四課国税掛任命状	明治21.6.15	沼田高宮山県郡役所 郡備永井慶次郎	一紙
245/41	○山県郡加計村外一村出張命令	明治21.9.12	沼田高宮山県郡役所 備永井慶次郎	一紙
245/42	○沼田郡南下安村外二村巡回命令	明治21.5.9	沼田高宮山県郡役所 備永井慶次郎	一紙
245/43	○褒賞状(宇品築港費として金壹円寄附)	明治21.9.12	広島県知事正五位勲六等千田貞暁 永井慶次郎	一紙
245/44	○〔月給五円五拾銭支給〕	明治21.12.27	沼田高宮山県郡役所 郡備永井慶次郎	一紙
245/45	○褒賞状(沼田・高宮・山県郡役所建築費として寄附)	明治21.12.28	広島県知事正五位勲六等千田貞暁 永井慶次郎	一紙
245/46	○日本赤十字社広島支部社員任命状	明治21.10.30	日本赤十字社広島支部長従四位勲六等千田貞暁 永井慶次郎	一紙
245/47	○〔職務上勤労につき賞与〕	明治22.12.24	沼田高宮山県郡役所 永井慶次郎	一紙
245/48	○第四課雑務掛任命状	明治23.1.7	沼田高宮山県郡役所 永井慶次郎	一紙
245/49	○第四課地方税掛任命状	明治23.1.31	沼田高宮山県郡役所 永井慶次郎	一紙
245/50	○山県郡安野村外五村巡回命令	明治23.7.1	沼田高宮山県郡役所 備永井慶次郎	一紙
245/51	○高宮郡三入村外四村巡回命令	明治23.8.30	沼田高宮山県郡役所 備永井慶次郎	一紙
245/52	○沼田郡山本村外九村巡回命令	明治23.10.16	沼田高宮山県郡役所 備永井慶次郎	一紙
245/53	○高宮郡福木村外五ヶ町村出張命令	明治23.11.12	沼田高宮山県郡役所 備永井慶次郎	一紙
245/54	○沼田郡三篠村外九ヶ村出張命令	明治23.3.7	沼田高宮山県郡役所 永井慶次郎	一紙
245/55	○山県郡八重村外三村巡回命令	明治23.5.6	沼田高宮山県郡役所 備永井慶次郎	一紙
245/56	○〔職務上特に勤労につき賞与〕	明治23.12.25	沼田高宮山県郡役所 郡備永井慶次郎	一紙
245/57	○高宮郡三入村等出張命令	明治24.1.19	沼田高宮山県郡役所 備永井慶次郎	一紙
245/58	○沼田郡安村等出張命令	明治24.2.24	沼田高宮山県郡役所 備永井慶次郎	一紙
245/59	○沼田郡安村等出張命令	明治24.3.14	沼田高宮山県郡役所 備永井慶次郎	罫
245/60	○沼田郡三篠村等出張命令	明治24.5.5	沼田高宮山県郡役所 備永井慶次郎	罫
245/61	○沼田郡三篠村等出張命令	明治24.4.2	沼田高宮山県郡役所 備永井慶次郎	罫
245/62	○沼田郡祇園村等出張命令	明治24.5.20	沼田高宮山県郡役所 備永井慶次郎	一紙
245/63	○山県郡川迫村都谷村出張命令	明治24.5.23	沼田高宮山県郡役所 備永井慶次郎	一紙

文書番号	表題	年代	作成	形態
245/64	○山県郡安野村等出張命令	明治24.6.10	沼田高宮山県郡役所 雇永井慶次郎	一紙
245/65	○沼田郡三篠村等出張命令	明治24.7.2	沼田高宮山県郡役所 傭永井慶次郎	罫
245/66	○沼田郡各村等出張命令	明治24.10.3	沼田高宮山県郡役所 雇永井慶次郎	罫
245/67	○沼田郡三篠村等出張命令	明治24.7.28	沼田高宮山県郡役所 雇永井慶次郎	罫
245/68	○〔月給六円支給〕	明治24.10.22	沼田高宮山県郡役所 郡雇永井慶次郎	一紙
245/69	○高宮郡福木村等出張命令	明治24.11.27	沼田高宮山県郡役所 雇永井慶次郎	罫
245/70	○褒賞状(広島区裁判所可部出張所用として家屋寄附)	明治24.12.8	広島県知事従三位勲二等鍋島幹永井慶次郎	一紙
245/71	○〔職務上特に勤勞につき賞与〕	明治25.12.26	沼田高宮山県郡役所 雇永井慶次郎	一紙
245/72	○沼田郡安村等出張命令	明治26.1.24	沼田外二郡役所 雇永井慶次郎	罫
245/73	○沼田郡西原村等出張命令	明治26.3.10	沼田外二郡役所 雇永井慶次郎	罫
245/74	○沼田郡長束村等出張命令	明治26.2.24	沼田外二郡役所 雇永井慶次郎	罫
245/75	○高宮郡福木村等出張命令	明治26.5.27	沼田高宮山県郡役所 雇永井慶次郎	罫
245/76	○沼田郡祇園村等出張命令	明治26.4.27	沼田外二郡役所 雇永井慶次郎	罫
245/77	○郡役所出頭命令	明治26.4.14	沼田外二郡役所 雇永井慶次郎	切紙
245/78	○〔職務上特に勤勞につき賞与〕	明治24.12.22	沼田高宮山県郡役所 郡雇永井慶次郎	一紙
245/79	○高宮郡三入村等出張命令	明治25.2.10	沼田高宮山県郡役所 雇永井慶次郎	罫
245/80	○山県郡吉坂村等出張命令	明治25.6.8	沼田高宮山県郡役所 雇永井慶次郎	罫
245/81	○沼田郡祇園村等出張命令	明治25.4.26	沼田高宮山県郡役所 雇永井慶次郎	罫
245/82	○高宮郡鈴張村等出張命令	明治25.8.1	沼田外二郡役所 雇永井慶次郎	罫
245/83	○沼田郡三篠村等出張命令	明治25.7.18	沼田高宮山県郡役所 雇永井慶次郎	罫
245/84	○沼田郡三篠村等出張命令	明治25.7.10	沼田高宮山県郡役所 雇永井慶次郎	罫
245/85	○山県郡安野村等出張命令	明治25.9.18	沼田高宮山県郡役所 雇永井慶次郎	罫
245/86	○高宮郡龜山村等出張命令	明治25.12.21	沼田高宮山県郡役所 雇永井慶次郎	罫
245/87	○高宮郡深川村等出張命令	明治25.11.15	沼田高宮山県郡役所 雇永井慶次郎	罫
245/88	○〔月給六円五拾銭支給〕	明治26.4.15	沼田高宮山県郡役所 郡雇永井慶次郎	一紙
245/89	○佐伯郡巖島町出張命令	明治26.7.25	沼田外二郡役所 雇永井慶次郎	罫
245/90	○山県郡安野村等出張命令	明治26.6.26	沼田外二郡役所 雇永井慶次郎	罫
245/91	○沼田郡久地村等出張命令	明治26.8.2	沼田高宮山県郡役所 雇永井慶次郎	罫
245/92	○沼田郡三篠村等出張命令	明治26.9.8	沼田外二郡役所 雇永井慶次郎	罫
245/93	○高宮郡狩小川村出張命令	明治26.10.25	沼田外二郡役所 雇永井慶次郎	罫

文書番号	表題	年代	作成	形態
245/94	○出張命令	明治26.9.12	沼田外二郡役所 雇永井慶次郎	罫
245/95	○褒賞状(広島尋常中学校拡張費の内へ寄附)	明治26.11.8	広島県知事従三位勲二等鍋島幹永井慶次郎	一紙
245/96	○褒賞状(可部電信局創設費として寄附)	明治26.11.10	広島県知事従三位勲二等鍋島幹永井慶次郎	一紙
245/97	○第三区出張命令	明治26.11.29	沼田外二郡役所 雇永井慶次郎	罫
245/98	○〔職務上特に勤労につき賞与〕	明治26.12.27	沼田高宮山県郡役所 郡雇永井慶次郎	一紙
245/99	○沼田・高宮・山県郡書記任命状	明治26.12.26	(広島県) 永井慶次郎	一紙
245/100	○〔給月俸六円五拾銭〕	明治26.12.26	広島県 沼田高宮山県郡書記永井慶次郎	一紙
245/101	○褒賞状(震災被害者救恤として恵与)	明治26.12.20	愛知県知事正四位勲三等時任為基 永井慶次郎	罫
245/102	○褒賞状(震災被害者救恤として恵与)	明治27.2.20	岐阜県知事正五位曾我部道夫 永井慶次郎	一紙
245/103	○褒賞状(高宮郡中原村役場建築費として寄附)	明治27.6.4	広島県知事従三位勲三等鍋島幹	一紙
245/104	○第二課勤務命令	明治28.2.13	沼田高宮山県郡役所 永井書記	一紙
245/105	○〔給月俸七円五拾銭〕	明治28.4.9	広島県 沼田高宮山県郡書記永井慶次郎	一紙
245/106	○〔職務上特に勤労につき賞与〕	明治28.12.25	広島県 沼田外二郡書記永井慶次郎	一紙
245/107	○〔給月俸八円〕	明治29.3.17	広島県 沼田高宮山県郡書記永井慶次郎	一紙
245/108	○日本赤十字社正社員任命状	明治29.5.30	日本赤十字社総裁大勲位功二級 彰仁親王・日本赤十字社長従二位勲一等伯爵佐野常民 永井慶次郎	一紙
245/109	○〔給月俸九円〕	明治29.10.22	広島県 沼田高宮山県郡書記永井慶次郎	一紙
245/110	○〔職務上特に勤労につき賞与〕	明治29.12.25	広島県 沼田外二郡書記永井慶次郎	一紙
245/111	○徴兵参事員選挙につき本会書記任命状	明治30.3.8	沼田高宮山県郡役所 書記永井慶次郎	罫
245/112	○〔給月俸拾円〕	明治30.4.9	広島県 沼田高宮山県郡書記永井慶次郎	一紙
245/113	○沼田高宮郡書記兼山県郡書記任命状	明治30.5.1	(広島県) 永井慶次郎	一紙
245/114	○〔給月俸拾円〕	明治30.5.1	広島県 沼田高宮郡書記兼山県郡書記永井慶次郎	一紙
245/115	○〔免兼官〕	明治30.5.29	広島県 沼田高宮郡書記兼山県郡書記永井慶次郎	一紙
245/116	○第二課勤務命令	明治30.5.1	沼田高宮郡役所 永井書記	一紙
245/117	○尚武会名誉会員証	明治30.1.1	広島県尚武会長 従四位勲三等 折田平内 永井慶次郎君	一紙
245/118	○〔給十級俸〕	明治30.9.9	広島県 沼田高宮郡書記永井慶次郎	一紙
245/119	○〔職務上特に勤労につき賞与〕	明治30.12.27	広島県 沼田高宮郡書記永井慶次郎	一紙
245/120	○高宮郡選出県会議員補欠選挙会書記任命状	明治31.7.21	沼田高宮郡役所 書記永井慶次郎	罫
245/121	○安佐郡書記任命状	明治31.10.1	(広島県) 永井慶次郎	一紙

文書番号	表題	年代	作成	形態
245/122	○〔給九級俸〕	明治31.10.1	広島県 安佐郡書記永井慶次郎	一紙
245/123	○第二課勤務命令	明治31.10.1	安佐郡役所 安佐郡書記永井慶次郎	一紙
245/124	○〔職務上特に勤労につき賞与〕	明治31.12.24	広島県 安佐郡書記永井慶次郎	一紙
245/125	○〔職務上特に勤労につき賞与〕	明治32.12.26	広島県 安佐郡書記永井慶次郎	一紙
245/126	○〔給九級俸〕	明治33.2.28	広島県 安佐郡書記永井慶次郎	一紙
245/127	○〔職務上特に勤労につき賞与〕	明治33.12.26	広島県 安佐郡書記永井慶次郎	一紙
245/128	○褒賞状(県下暴風海嘯の際被害者救助として寄附)	明治34.12.24	安佐郡長 安佐郡書記永井慶次郎	ガリ版
245/129	○褒賞状(安佐郡可部町尋常小学校建築として寄附)	明治34.3.19	広島県知事従四位勲三等江木千之 安佐郡書記永井慶次郎	一紙
245/130	○第二課長心得任命状	明治34.3.16	安佐郡役所 永井書記	一紙
245/131	○第二課長心得免官状	明治34.4.5	安佐郡役所 永井書記	一紙
245/132	○第二課勤務命令	明治34.4.5	安佐郡役所 永井書記	一紙
245/133	○褒賞状(安佐郡可部町高宮高等小学校建築費として寄附)	明治34.7.4	広島県知事従四位勲三等江木千之 安佐郡書記永井慶次郎	一紙
245/134	○埃宮会協賛員囑託	明治34.12.1	埃宮会総理従四位勲三等江木千之 永井慶次郎殿	一紙
245/135	○〔職務上特に勤労につき賞与〕	明治34.12.25	広島県 安佐郡書記永井慶次郎	一紙
245/136	○〔職務上特に勤労につき賞与〕	明治35.12.26	広島県 安佐郡書記永井慶次郎	一紙
245/137	○衆議院議員選挙につき可部町投票所管理者事務管掌命令	明治36.3.1	安佐郡長加藤恂一 安佐郡書記永井慶次郎	罫
245/138	○〔職務上特に勤労につき賞与〕	明治36.12.25	広島県 安佐郡書記永井慶次郎	一紙
245/139	○衆議院議員選挙につき三篠村等投票所監視代理命令	明治37.2.29	安佐郡長加藤恂一 安佐郡書記永井慶次郎	罫
245/140	○〔職務上特に勤労につき賞与〕	明治37.12.27	広島県 安佐郡書記永井慶次郎	一紙
245/141	○帝国海事協会会員任命状	明治38.11.20	帝国海事協会総裁大勲位功四級威仁親王 永井慶次郎氏	一紙
245/142	○〔職務上特に勤労につき賞与〕	明治38.12.25	広島県 安佐郡書記永井慶次郎	一紙
245/143	○褒賞状(明治37、8年戦役の際広島県安佐郡可部町軍人優待会へ寄付)	明治39.6.20	広島県知事従四位勲三等山田春三 永井慶次郎	一紙
245/144	○県税係勤務命令	明治39.10.1	安佐郡役所 永井書記	一紙
245/145	○〔月俸貳拾参円支給〕	明治39.11.20	広島県 安佐郡書記永井慶次郎	一紙
245/146	○〔職務勉勵につき金賞与〕	明治39.12.26	広島県 安佐郡書記永井慶次郎	罫
245/147	○〔給八級俸〕	明治40.9.13	広島県 安佐郡書記永井慶次郎	一紙
245/148	○〔職務勉勵につき金賞与〕	明治40.12.17	広島県 安佐郡書記永井慶次郎	罫
245/149	○事務簡捷調査委員任命状	明治41.5.26	安佐郡役所 永井書記	罫
245/150	○褒賞状(明治38年県下凶作の際窮民救恤として寄附)	明治41.2.1	宮城県知事亀井英三郎・福島県知事平岡定太郎・巖手県知事笠井信一 広島県安佐郡役所永井慶次郎	罫
245/151	○無尽義会会員名簿登録証	明治41.6.25	無尽義会長立川斧太郎 永井慶次郎殿	一紙
245/152	○〔職務勉勵につき賞与〕	明治41.12.21	広島県 安佐郡書記永井慶次郎	罫
245/153	○納税監督委員任命状	明治41.7.23	安佐郡役所 永井書記	罫
245/154	○〔月俸貳拾七円支給〕	明治42.8.30	広島県 安佐郡書記永井慶次郎	一紙

文書番号	表題	年代	作成	形態
245/155	○表彰状(勤続35年)	大正6.5.5	中国新聞社 安佐郡書記永井慶次郎	一紙
245/156	○〔職務勲励につき賞与〕	明治42.12.22	広島県 安佐郡書記永井慶次郎	罫
245/157	○感謝状写(県税係主任として精勤)	明治43.2.2	安佐郡各町村役場県税事務取扱主任者総代深川村役場書記加藤兵衛外 安佐郡書記永井慶次郎殿	罫
245/158	○愛国婦人会有功章贈与状	大正6.12.26	愛国婦人会総裁載仁親王妃智恵子・愛国婦人会長浜尾作子 永井慶次郎氏	一紙
245/159	○硯匣贈呈状(本県よりの表彰を慶賀)	明治43.2.20	安佐郡役所員代野常次外19名 安佐郡書記永井慶次郎君	継紙
245/160	○〔職務勲励につき賞与〕	大正6.12.25	広島県 安佐郡書記永井慶次郎	罫
245/161	○〔給七級俸〕	明治44.6.30	広島県 安佐郡書記永井慶次郎	一紙
245/162	○広島県参事会員出納検査執行立会官指名状	大正6.6.23	広島県知事馬淵鋭太郎 安佐郡書記永井慶次郎	罫
245/163	○〔職務勲励につき賞与〕	明治44.12.16	広島県 安佐郡書記永井慶次郎	罫
245/164	○事務簡捷調査委員任命状	明治45.2.27	安佐郡役所 安佐郡書記永井慶次郎	罫
245/165	○第一回安佐郡沼田藺蓆同業組合藺蓆品評会事務委員囑託状	大正6.10.11	安佐郡沼田藺蓆同業組合藺蓆品評会長川崎寿太郎 永井慶次郎殿	罫
245/166	○〔職務勲励につき金賞与〕	大正2.12.23	広島県 安佐郡書記永井慶次郎	罫
245/167	○安佐郡会参与員任命状	大正3.1.7	安佐郡長田原喜蔵 安佐郡書記永井慶次郎	罫
245/168	○〔給六級俸〕	大正3.6.30	広島県 安佐郡書記永井慶次郎	一紙
245/169	○勸業係兼務命令	大正3.7.1	安佐郡役所 永井書記	罫
245/170	○博愛婦人会顧問当選通知	大正3.11.15	博愛婦人会 永井慶次郎殿	一紙
245/171	○安佐郡無尽義会理事当選通知	大正3.12.20	安佐郡無尽義会長立川斧太郎 永井慶次郎君	罫
245/172	○愛国婦人会有功章贈与状	大正3.10.12	愛国婦人会総裁載仁親王妃智恵子・愛国婦人会長阿部篤子 永井慶次郎氏	一紙
245/173	○事務委員囑託状	大正6.11.1	大日本蚕糸会広島支会安佐委員部主催第二回繭糸品評会長川崎寿太郎 永井慶次郎殿	罫
245/174	○事務委員囑託状	大正6.11.1	安佐郡産牛畜産組合主催第二回安佐郡畜産品評会会長川崎寿太郎 永井慶次郎殿	罫
245/175	○事務委員囑託状	大正6.9.11	第四回広島県北部七郡連合清酒品評会長川崎寿太郎 永井慶次郎殿	罫
245/176	○当選通知書(安佐郡牛馬商組合副組合長)	大正6.10.5	組合長川崎寿太郎 永井慶次郎殿	罫
245/177	○愛国婦人会賛助員証	大正3.10.12	愛国婦人会総裁載仁親王妃智恵子・愛国婦人会長阿部篤子 永井慶次郎氏	一紙
245/178	○〔職務勲励につき賞与〕	大正3.12.23	広島県 安佐郡書記永井慶次郎	罫
245/179	○安佐郡農会副会長当選通知	大正6.9.10	安佐郡農会長高木幹吾 名誉会員永井慶次郎殿	罫
245/180	○多家神社奉斎会幹事囑託状	大正6.1.8	多家神社奉斎会会長夏秋十郎 永井慶次郎殿	一紙

文書番号	表題	年代	作成	形態
245/181	○安佐郡会参与員任命状	大正4.1.6	安佐郡長田原喜蔵 安佐郡書記 永井慶次郎	罫
245/182	○衆議院議員選挙開票所事務員任命状	大正4.3.24	安佐郡長田原喜蔵 安佐郡書記 永井慶次郎	罫
245/183	○衆議院選挙大林村等投票所臨場命令	大正4.3.24	安佐郡長田原喜蔵 安佐郡書記 永井慶次郎	罫
245/184	○病虫害予防督励委員任命状	大正4.6.3	広島県 安佐郡書記永井慶次郎	罫
245/185	○広島県参事会員出納検査立会官任命状	大正4.8.14	広島県知事寺田祐之 安佐郡書記 永井慶次郎	罫
245/186	○〔広島県共進会及び協賛会事務 勲励賞与交付〕	大正4.9.10	安佐郡長田原喜蔵 安佐郡書記 永井慶次郎殿	罫
245/187	○安佐郡会議員選挙緑井村等選挙 会場監視命令	大正4.9.28	安佐郡長田原喜蔵 安佐郡書記 永井慶次郎	罫
245/188	○広島県会議員選挙三入村等投票 所監視命令	大正4.9.16	安佐郡長田原喜蔵 安佐郡書記 永井慶次郎	罫
245/189	○広島県会議員安佐郡選挙会事務 員任命状	大正4.9.16	安佐郡役所 永井書記	罫
245/190	○安佐郡三入村長職務管掌命令	大正4.9.25	安佐郡長田原喜蔵 安佐郡書記 永井慶次郎	罫
245/191	○安佐郡参事会参与員任命状	大正4.12.21	安佐郡長田原喜蔵 安佐郡書記 永井慶次郎	罫
245/192	○〔職務勲励につき金賞与〕	大正4.12.20	広島県 安佐郡書記永井慶次郎	罫
245/193	○事務委員囑託状	大正5.10.2	大日本蚕糸会広島支会安佐委員 部主催秋蚕繭品評会長田原喜蔵 永井慶次郎氏	罫
245/194	○事務委員囑託状	大正5.12.1	安佐郡産牛畜産組合主催第一回 安佐郡産牛品評会長田原喜蔵 永井慶次郎氏	罫
245/195	○〔職務勲励につき賞与〕	大正5.12.21	広島県 安佐郡書記永井慶次郎	罫
245/196	○安佐郡参事会参与員任命状	大正5.12.22	安佐郡長田原喜蔵 安佐郡書記 永井慶次郎	罫
245/197	○当選通知(安佐郡農会副会長補 欠選挙)	大正5.12.10	安佐郡農会長高木幹吾 名誉会 員永井慶次郎殿	罫
245/198	○安佐郡会参与員任命状	大正6.1.29	安佐郡長川崎寿太郎 安佐郡書記 永井慶次郎	罫
245/199	○当選通知(安佐郡産牛畜産組合 副長)	大正6.1.29	組合長川崎寿太郎 永井慶次 郎殿	罫
245/200	○衆議院議員選挙大林村等投票所 臨場命令	大正6.4.12	安佐郡長川崎寿太郎 安佐郡書記 永井慶次郎	罫
245/201	○衆議院議員選挙開票所事務員任 命状	大正6.4.12	安佐郡長川崎寿太郎 安佐郡書記 永井慶次郎	罫
245/202	○〔給五級俸〕	大正7.5.31	広島県 安佐郡書記永井慶次郎	一紙
245/203	○〔依願免本官〕	大正7.6.1	広島県 安佐郡書記永井慶次郎	一紙
245/204	○〔職務勲励につき賞与〕	大正7.6.1	広島県 安佐郡書記永井慶次郎	罫
245/205	○郡会議員当選証書	大正8.1.29	安佐郡長川崎寿太郎 安佐郡可 部町永井慶次郎	一紙
245/206	○〔職務勲励につき賞与〕	大正8.12.26	広島海外貿易株式会社 事務員 永井慶次郎	一紙
245/207	○可部町長当選通知	大正9.6.2	可部町長代理助役山崎一三 永 井慶次郎殿	罫
245/208	○可部町長当選認可通知	大正9.6.10	可部町長代理山崎一三 永井慶 次郎殿	罫

文書番号	表題	年代	作成	形態
245/209	○愛国婦人会広島支部安佐郡幹事部可部町委員区委員囑託状	大正9.8.3	愛国婦人会広島支部長若林恒子 永井慶次郎殿	一紙
245/210	○愛国婦人会広島支部安佐郡幹事部幹事囑託状	大正9.8.3	愛国婦人会長男爵夫人濱尾作子 永井シナ子殿	一紙
245/211	○安佐郡安立会顧問囑託状	大正9.11.17	安佐郡安立会長川崎寿太郎 永井慶次郎君	一紙
245/212	○〔職務勲励につき特別賞与〕	大正9.12.23	可部町役場 町長永井慶次郎	一紙
245/213	○帝国在郷軍人会可部町分会顧問囑託状	大正10.1.20	帝国在郷軍人会総裁貞愛親王 名誉会員町長永井慶次郎	一紙
245/214	○日本赤十字社広島支部安佐郡委員部可部町分区委員囑託状	大正10.1.20	日本赤十字社広島支部長若林資蔵 永井慶次郎氏	一紙
245/215	○感謝状(国勢調査に尽力)	大正14.12.1	内閣統計局長下條康磨 永井慶次郎殿	一紙
245/216	○囑託書(北安佐消防義会評議員)	大正13.7.1	北安佐消防義会会長木村原春 永井慶次郎殿	一紙
245/217	○日本海員掖済会広島支部安佐郡部可部町分区委員囑託状	大正13.12.16	日本海員掖済会広島支部長山県治郎 永井慶次郎氏	一紙
245/218	○当選状(安佐郡教育会理事)	大正13.12.18	安佐郡教育会長中道卯之助 永井慶次郎殿	一紙
245/219	○有限責任可部信用組合理事当選通知	大正14.1.13	有限責任可部信用組合創立委員長 永井慶次郎殿	一紙
245/220	○囑託書(北安佐消防義会委員)	大正13.7.1	北安佐消防義会会長木村原春 永井慶次郎殿	一紙
245/221	○愛国婦人会広島支部安佐郡幹事部可部町委員区長囑託状	大正10.5.9	愛国婦人会長下田歌子 永井シナ子殿	一紙
245/222	○愛国婦人会広島支部安佐郡幹事部幹事解任状	大正10.5.9	愛国婦人会 永井シナ子殿	一紙
245/223	○広島県知事移牒(国勢調査につき)	大正10.1.31	広島県知事若林資蔵 可部町長永井慶次郎殿	一紙
245/224	○賛助員囑託状	大正10.4.1	東洋生命保険株式会社 永井慶次郎殿	一紙
245/225	○可部公設市場顧問推載状	大正10.7.3	株式会社可部公設市場 可部町長殿	一紙
114	徴発令・徴発事務條例	(明治15.8.12)	永井慶次郎写	一冊
16	日記雑誌	明治16.	永井慶二郎	一冊
278	詩文雑誌	明治16.4.	永井慶次郎	一冊
122/3	〔宿直くり上げにつき通知〕	(明治)16.4.1	当直 永井慶次郎殿	郡役所 一紙
18	日本政記備考	明治16.6.	永井慶二郎	横半
122/2	〔郵便印紙払底につき駆合〕	明治16.6.23	宿直 永井慶次郎殿	郡役所 一紙
116/79	証(永井慶次郎宗右衛門死亡跡家督相続)	明治19.6.24	高宮郡可部町四百八十四番邸永井慶次郎外2名 郡長中尾松太郎殿	一紙
9/5	永井慶次郎書状(本日県庁へ出頭せしこと)	8.15	永井父母様(宗右衛門)	切継紙
115	備忘録		(永井慶次郎)	一冊
117	伺指令抜萃		永井慶次郎	一冊
118	沼田・高宮・山県郡庁例規			版
245/210	愛国婦人会広島支部安佐郡幹事部幹事囑託状	大正9.8.3	愛国婦人会長男爵夫人濱尾作子 永井シナ子殿	一紙

文書番号	表 題	年 代	作 成	形 態
245/221	愛国婦人会広島支部安佐郡幹事部可部町委員区長囑託状	大正10.5.9	愛国婦人会長下田歌子 永井シナ子殿	一紙
245/222	愛国婦人会広島支部安佐郡幹事部幹事解任状	大正10.5.9	愛国婦人会 永井シナ子殿	一紙

9. 永井 博関係資料 (解説 p.29)

166/1~4	〔文書整理台紙未使用分〕	昭和8.8.15	永井 博	一紙 (4枚)
11	覚書(昭和8年8月20日現在調査,表河内氏伝来古文書類現在主要目録)	昭和8.8.20	永井 博	継紙
153/5	当手文庫由来之事	昭和8.8.20	永井慶次郎倅永井博	一紙
37	藩政時代に於ける高宮郡中村々御役人姓名録 可部町郷土史論叢 第五輯 史伝史話之部	昭和10.7.15	永井 博	ガリ版
164	〔永井博郷土史研究資料〕			袋
164/1	○安芸国高宮郡上代郷土史研究資料集伝説口伝俗伝		(永井 博)	ノート
164/2	○写真(出土土器・古墳・神社等)			写真 (7葉袋入)
164/3	○郷土史論纂 上巻(稿)神話伝説文学篇 民俗考古学篇 文献古文書篇 神社篇 仏格篇 産業篇		永井比露思(博)編	ノート
164/4	○芸備風土記・秋長夜話			版
164/5	○〔可部地名考証他〕			ガリ版
164/6	○〔可部地名考証〕 表紙は「可部郷土史論稿資料社寺仏閣篇四十八・・・」。中身は164/5の前半と同じ。			ガリ版
164/7	○可部地名起源沿革研究		永井 博	ガリ版
164/8	○〔郷土史関係新聞記事切抜帖〕			冊
164/9	○〔近世芸備領地区割地図〕			版
164/10	○亀山村ヲ中心トシタル神武天皇御聖蹟 附史蹟,名勝,天然記念物 (昭和15)		広島県安佐郡亀山村神武天皇聖蹟顕彰会	ガリ版
164/11	○亀山村河戸杉薬師由来	昭和15.7.12		ガリ版
164/12	○藩政時代に於ける高宮郡郡中村々御役人姓名録 可部町郷土史論叢 第五輯 史伝史話之部	昭和10.7.15	永井 博	ガリ版
164/13	○芸備教育470号 本県に於ける神武天皇の聖蹟	昭和14.10.2	広島県教育会	版

10. 永井 博整理文書 (解説 p.30)

5	藩政時代芸州高宮郡 御代官御役所支配関係文書 五巻之内一 昭和8年に永井 博氏が整理して簡単な表装をしたもの。28点の文書から成る。		永井 博整理編纂(昭和8年8月)	巻物 (28点)
6	藩政時代芸州高宮郡上野村御代官御役所支配関係文書 五巻之内二 昭和8年に永井 博氏が整理して簡単な表装をしたもの。17点の文書から成る。		永井 博整理編纂(昭和8年8月)	巻物 (17点)
7	芸州高宮郡上中野村御代官御役所支配関係文書 五巻ノ内三 昭和8年に永井 博氏が整理して簡単な表装をしたもの。18点の文書から成る。		永井 博整理編纂(昭和8年8月)	巻物 (18点)

文書番号	表 題	年 代	作 成	形 態
10	芸州高宮郡上中の村 御代官御役所 支配関係文書 五巻ノ内四 昭和8年に永井 博氏が整理して簡単な表装をしたもの。13点の文書から成る。		永井 博整理編纂(昭和8年8月 15日)	巻物 (13点)
9	芸州高宮郡上中村 御代官御役所支 配関係文書 五巻ノ内五 昭和8年に永井 博氏が整理して簡単な表装をしたもの。5点の文書から成る。		永井 博整理編纂(昭和8年8月 15日)	巻物 (5点)
8	徳川幕府時代 浅野芸州藩高宮郡関 係送状之事文書 全 昭和8年に永井 博氏が整理して簡単な表装をしたもの。14点の文書から成る。		永井 博整理編纂(昭和8年8 月)	巻物 (14点)
4	[上中野村年貢免状ほか文書の貼り 混ぜ] 昭和8年に永井 博氏が整理して簡単な表装をしたもの。11点の文書から成る。		永井 博整理編纂(昭和8年8 月)	巻物 (11点)
240	郡割目録 嘉永七年 安政四年 其 ノ二			台紙貼付 (5通)
239	郡割目録 嘉永七年 安政四年度其 ノ一			台紙貼付 (6点)
196	郡割目録 文久三年	文久3.		台紙貼付 (5通)
226	[郡割目録その他]			台紙貼付 (5通)
244	[郡割目録 慶応元年]	慶応元.		台紙貼付 (3点)
238	郡割目録書類 慶応二年度 其一	慶応2.		台紙貼付 (5通)
237	郡割目録 慶応二年度 其二	慶応2.		台紙貼付 (5通)
241	郡割目録 慶応三年 其ノ一			台紙貼付 (2点)
242	郡割目録 慶応三年 其ノ二	慶応3.		台紙貼付 (2通)
243	覚(上中野村当暮諸上納米銀目録) 慶応3.12. 台紙表題「郡割目録 慶応三年 其ノ三」		割庄屋吉五郎 庄や宗右衛門 殿・同宗平殿	切継紙 (台紙貼付)
229	覚(飯室村郡割差引目録写) 辰.11. 台紙表題「郡割目録 慶応三年 其ノ四」。もと1通か。印が捺 されていないので写しであろう。		割庄屋桑原吉五郎 庄屋条之助 殿・同吾六殿	台紙貼付 (2点)
230	覚(上中野村当夏諸上納米銀差引 慶応3.6. 目録) 台紙表題「郡割目録 慶応三年 其ノ五」		割庄屋吉五郎 庄屋宗右衛門 殿・同宗平殿	切継紙 (台紙貼付)
234	郡割目録 明治三年 其ノ一	明治3.		台紙貼付 (2点)
233	郡割目録 明治三年 其ノ二	明治3.		台紙貼付 (4通)
232	郡割目録 明治三年 其ノ三	明治3.		台紙貼付 (2通)
231	覚(上中野村郡割差引目録) 午(明治3)11. 台紙表題「郡割目録 明治三年 其ノ四」		割庄屋末田七左衛門 庄屋永井 宗右衛門殿・同重松常三郎殿	切継紙 (台紙貼付)
191	可愛社境内図面・品窮寺図面(断簡) 辛未(明治4)12.			台紙貼付 (2通)
194	友定八幡宮境内図面・尾又社境内 図面 (明治4.12)			台紙貼付 (2通)
197	可部町木坂文左衛門・三宅半五郎関 (文久3) 係文書 文久三年			台紙貼付 (2通)
198	[両殿様年頭御礼請けさせらるにつ き達] 台紙表題「芸州殿様浅野侯関係文書」, 別紙あり。	12.21		切継紙 (台紙貼付)

文書番号	表題	年代	作成	形態
192	〔諸上納覚〕			台紙貼付 (2通)
193	郡御代官支令文書			台紙貼付 (2通)
195	浅野殿様関係文書 品窮寺之部			台紙貼付 (2通)
200	藩政時代上中野村下中野村牛馬市関係文書			台紙貼付 (2通)
209	安芸国高宮郡上中野村庄屋表河内永井家所領土地田畠山地屋敷地面段別明細覚		永井 博整理 (昭和10年8月)	綴 (44点)
213	郡御役所発送封筒紙			台紙貼付 (9通)
227	〔諸上納目録等〕			台紙貼付 (4通)
228	〔楮勘定目録他〕			台紙貼付 (4点)
236	〔楮勘定差引等〕			台紙貼付

11. 不明 (解説 p.30)

他家・他人 [/ 11. 不明]

44/20	永代売切証文之事	天保3.5.	売主喜助・証人半助・庄屋甚兵衛・庄屋七左衛門・与頭十蔵・同禎助 買主軒屋弥八殿	豎紙
197	可部町木坂文左衛門・三宅半五郎関係文書 文久三年	(文久3)	永井 博整理	台紙貼付 (2通)
197/1	○態申遣(可部町上市木地挽職利助俣罷出べし)	11.4	郡御役所調役 可部町年寄木坂文左衛門殿・三宅半五郎殿・与頭中	切継紙
197/2	○郡御役所調役申達(可部町ろくろ師ならや利助俣罷出べし)	11.朔	郡御役所調役 可部町年寄木坂文左衛門殿・三宅半五郎殿・与頭中	切紙
105/7-2	永代売切証文之事(家屋敷一ヶ所売却,但し来る辰11月までに代米元利とも返弁の際は此の証文戻しの約定)	慶応4.2.	売主佐平・受入証人半兵衛 買主橋国屋宗平殿 裏書 社倉支配役格与頭儀三郎	豎紙
6/13	達書写(改曆につき御開山様命日了新曆28日とすること)	明治6.2.	本山執事所 安芸国末寺中・門徒中	切紙
259/19	文書下書(大法主殿より慈善費の内へ御下賜につき)	明治16.3.26	教校資本取締所	切継紙
104/25	乍恐奉願上候口上之覚(陣笠地鉄荒鍛仰せ付けらるにつき御書付下げの願) 貼継文書あり(別紙書付相渡候,6月 御武具方)。別紙は 104/26	6.	可部町鍛冶屋保兵衛・同直平・同孫兵衛・国佐専之丞 御武具方御役所	豎紙
104/26	覚(陣笠250蓋地鉄荒鍛申付)	6.	御武具方 可部町鍛冶保兵衛・同直平・同孫兵衛	切紙
6/16	書状(頼み申し候金の儀につき)	9.5	吾六様	切紙
108/35-2	火元要四郎・川崎彦助書状	10.15	武州横浜西太田町有山善四郎内大下伝九郎殿	封書
108/25	国蔵書状(米差向入用)	10.26	弥三郎様	切紙
12/2	佐伯郡地御前村重吉書状(牛御言葉より大分相違のこと)	霜.2	土下村要兵衛様・幸左衛門様	切紙

文書番号	表題	年代	作成	形態
6/15	勤番割庄屋山村権助申達(郡用所へ役人一人急ぎ出役のこと) 帳簿・版本・地図 [/ 11. 不明]	午.11.25	中筋古市村御役人中	切継紙
150	[太政官布告・医科大学規則]	明治 6.		版
163	安芸国高宮郡可部町全図	明治29. 6.	調整人 須磨頼二	舗
145	木買覚帖	寅.11.24		横長
108/34	覚(内容不明, 「一石斗升人名」という形式をとる) 反故紙を利用した長い切継紙。文書の先頭から巻かれている。文書の中ほどの穴に紙のこよりが通され、そこよりの部分が括られている。			切継紙
239/6	覚(内容不明)			切紙
259/18	[米売払の覚カ]			横長
261/6	絵図面(下書カ)			舗(2舗)
7/6	態申遣ス(紛失のこと穩便に済したき旨)		神機隊長廻 かへ(?) 村役人中	切紙

12. 一括・綴 (解説 p.31)

260	[文書一括] 一括の状態は重ねて丸められている。文書の年代は明治初期から同10年代にかけて。内容は永井宗右衛門が公務(上中野村庄屋・用係等)に関わって授受したものの他に、私的なものや反故・断簡もあり雑多。内訳1点ごとの目録情報はそれぞれ適切と思われる項目に掲げた。			括(35点)
122/15	[文書一括] 重ねて丸められる状態の一括。もと横長帳。米の売り捌きに関する書類。	明治 16・17.		括(3点)
102	[褒賞状その他] 「褒賞」と書かれた紙(現代のもの)でくるまれている。年代は、廃藩置県以前と以後にまたがり、元々の一括状態であったか否かは疑問。内訳は褒賞状が多いが、他のものもある。1点ごとの目録情報は、それぞれ適切と思われる項目に掲げた。			括(10通)
103	[頼母子証文その他] 一括の状態は重ねて丸められている。年代は幕末から明治初期。内訳は、金子の借用証が多いが、他のものも含まれる。内訳1点ごとの目録情報はそれぞれ適切と思われる項目に掲げた。			括(22通)
104	[諸証書類一括] 年代は幕末から明治初期。廃藩置県以前のものが大部分である。内訳は、上中野村庄屋(宗右衛門)が職務執行の過程で受け取ったものが多いが、他のものも含まれる。元々の一括状態であったか否かは疑問。内訳1点ごとの目録情報はそれぞれ適切と思われる項目に掲げた。			括
105	[諸文書一括] 点数は9点。年代は幕末から明治初期。内容上共通するものがなく、一括される必然性は不明。内訳の文書は、それぞれ適切と思われる項目に掲げた。			括
105/7	[文書一括] 一括(105)の中でさらにこよりで一括されている。点数は3点。年代は幕末から明治初期。内容上共通するものがなく、一括される必然性は不明。内訳の文書は、それぞれ適切と思われる項目に掲げた。			括(3通)
106	[文書綴] 細い紐(水引用のものか)で綴られている。本来、一綴りにされる必然性があるか否かは疑問。年代は大体幕末から廃藩置県直前頃。内容は不明のものもあるが、大体、上中野村の巳年の年貢納入(蔵払等)に関するものと、上市の千助が囲留にされた一件の諸入用に関するものの2つが認められる。いずれも上中野村の庄屋の職務に関わって作成・授受されたものと思われる。			綴(8通)
108	[文書一括] 一括状態は丸められた束状。一括の中にさらに一括や綴などがあり、混然とした状態。点数は45点。年代は幕末から明治中期頃に及んでおり、内容は雑多としかいいようがない。内訳文書の目録情報は、それぞれ適切と思われる項目に掲げた。			括
108/35	[書状等一括] 一括状態は丸められた束。点数は11点。年代は大体明治初期。内容は書状類が多いが、他に可部螺山亀陽学校用器械出来方一件書類が1綴含まれる。内訳はそれぞれ適切と思われる項目に掲げた。			括
109	[文書一括] 一括状態は丸められた束。一括の中にさらに綴や一括がいくつか含まれる。内容は雑多であり、一括される必然性は不明。内訳文書のいくつかは目録情報を採り、適切と思われる項目に掲げた。			括

文書番号	表題	年代	作成	形態
109/3	〔文書綴〕 こよりで綴られているが、これがもともとの形態であったか否かは疑問。綴の中に挟み込まれている文書も多数ある。年代は廃藩置県直前から明治10年代にまで及ぶ。内容は、諸商人から永井家にあてた物品の請求書(兼領収書)など永井家の私的なものが多いが、他に上中野村用係としての職務に関わるものも混じり、全体として雑多である。			綴
109/4	〔文書綴〕 紙紐(現代のもの)で綴られており、もともとの綴であったか否かは疑問。年代は大体廃藩置県前後と思われる。内容は、上中野村の村用仕出しや郡府普請、公事入用等に関わるものを始めとして、おおむね永井宗右衛門が上中野村の庄屋や用係としての職務を執行する際に作成したり受け取ったりした文書が大部分と認められるが、他に永井家の私的なものと思われる文書も含まれている。			綴
109/5	〔文書綴〕 文書の大半は上中野村の貞右衛門にあてた諸品代銀の受取であるが、いかなる性格のものかは不明。年代は大体幕末頃と思われるが、中に1枚だけ明治21年のものが混ざる。			綴(15通)
109/6	〔文書一括〕(書状・反故・断簡紙片) こよりで一括。文書の年代は大体明治前期。永井宗右衛門が受け取ったり作成したりしたものが大部分と思われる。内容は書状類が多いが、他に受取証や反故紙、意味の不明なものも多く、雑多である。全体的に見て、公務の執行や役職の勤めに関するものではないようである。			括(39枚)
12	〔書状類〕 反故紙で包んで(くるんで)ある。ただし、反故紙は近代以降の西洋紙。従って、元々の一括状態であるか疑問。年代は大体幕末頃。内訳は雑多である。性格の不明なもの、表題の付けようがないもの以外は、1点ごとの目録情報をとり、それぞれ適切と思われる項目に掲げた。			括(21件)
120	〔文書一括〕 こよりで一括。その内訳は、3つに大別できる。1つめは、こよりで綴られた文書の束(120/1)、2つめは反故紙片(120/2)、3つめは、こよりで更に一括された束(120/3)。それぞれ適切と思われる項目に掲げた。			括
120/3	〔文書一括〕(書状・反故・断簡紙片) こよりで一括されている。内訳は、綴が2点、そのほかは1枚もの。1枚ものは雑多であるが、おおむね上中野村の庄屋宗右衛門が職務上作成したり受け取ったりしたもの(何かの算用のための文書や断簡が多い)。綴2点については目録情報を採り、それぞれ適切と思われる項目に掲げた。			括
121	〔文書一括〕 ひもで一括されている。ただし、ひもは現代のもの。内訳文書の年代は幕末～明治初期。内容は、上中野村の村入用に関するものがいくつかあるが、他のものもある。それぞれの目録情報は適切と思われる項目に掲げた。			括(14点)
122	〔文書一括〕 紐で括られている。ただし、ひもは近年のもの。内訳の年代は大体明治前期。内容は雑多で、永井家の経営的側面に関して作成・授受されたもの、庄屋の職務に関わるもの、永井慶次郎が公務上受け取ったもの、等が含まれている。適切な項目に掲げることのできる文書については目録情報を採った。			括 (105点)
122/10	〔文書一括〕 こよりで一括。内訳は雑多で、江戸期・明治期のものが混在する。内容的には一括される必然性は少ない。庄屋の職務に伴って作成授受されたものも含まれるが、他のものもある。主なものは、和合舎の43会までの金額計算に関するもの(永井宗右衛門が和合舎世話係をしていた。cf.103/11)。菜種の売買について上中野村の役人が村民から受けた報告等である。他に性格不明の文書がいくつかある。			括(25点)
122/11	〔文書一括〕 こよりで一括。内容は雑多。明治期のものが多い。一括される必然性は不明。すべて1枚もので、切紙もしくは切継紙。熊谷舎・和合舎の頼母子掛金・元利の計算に関するもの若干あり。			括(24点)
122/13	〔文書一括〕 重ねて丸められる状態の一括。一枚もの14点に綴が1点。年代は幕末～明治初期。幕末のものは上中野村の庄屋が職務上受け取ったもの。村の入用に関するものが何点かある。明治期のものは雲芸往還道路拡張に伴う経費に関する書類や、永井家の地租の計算をしたもの等がある。全体として一括されなければならない必然性は見だし難い。			括(15点)
122/14	〔文書一括〕 重ねて丸められる状態の一括。内訳は雑多。廃藩置県以前のものと以後のものが混在。庄屋等の公務に関わるもの他に私的書状と思われるものもあり、一括されるべき必然性は見だし難い。			括(6点)
122/17	〔文書5点〕 一括はされず、ただ重ねられていた。内訳は書状の下書2点、書状1点、書損じ書類と小紙片。			
122/9	〔文書一括〕 こよりで一括。内容は明治前期の永井家の私的なものや断簡類。特に内容上まとまりがあるようには見えない。			括(12点)

文書番号	表題	年代	作成	形態
154	〔文書綴〕 綴りに1枚ものが14点挟んである。このうち7点には綴り穴の痕跡がある。綴られた36点は1枚めの上に「明治五年 雑」と書かれた紙(現在の広告の裏を利用したもの)と一緒に綴られている。従って本来の形態がこのような綴であったか否かは疑問。ただし、綴られた各紙には別の綴り穴が開けられている。内容は明治初期に永井氏が受け取ったり作成したりしたもので、極めて雑多。			綴(36点) (別に14点)
156	〔文書一括〕 こよりで一括。1点を除きすべてに2つの綴り穴があり、もと冊子の丁であったことがわかる。穴の位置から、これらは元々は横長2冊、横半2冊、不明1冊に分かれるものであることがわかる。横長2冊は廃藩置県以前のもので、いずれも庄屋の職務に関わるもの。1冊は明治5年12月の上中野村免割帳(長百姓・百姓惣代が村役人に宛てたもの)。もう1冊は2丁しか残っていないが上中野村の諸入用について書き上げたもの。横半2冊は永井家の私的なものようである。1冊は明治39年の諸品御通(永井商店から永井様宛)、もう1冊は2丁しか残っていないが、食料品の通い帳らしい。残りの不明分1冊は1丁しかなく委細は不明。穴の開いていない1点は「諸職工税則」とあり、年代はわからないが明治期のものである。全体的に見て内容上一括される必然性は乏しい。各文書の目録情報については、それぞれ適切と思われる項目に掲げた。			括(15点)
157	〔文書綴〕 綴りの中に挟まれている1枚もの多数あり。内訳は廃藩置県以前のものが多いが、廃藩置県直後の明治5年のものもいくつか見える。内容は不明のものもあるが、永井宗右衛門が庄屋(のち少長)の職務を執行する中で作成したり受け取ったりしたものがほとんどである。庄屋時代のものには上中野村の村入用に関わるものが多く、少長時代のものは戸長副からの通達が何通かある。他に永井家の私的なものや性格の不明のものも含まれている。全体として一つの綴りにされる必然性はよくわからない。			綴
159	〔文書綴〕 綴りの1枚めの上に「雑」と書かれた紙(現在の広告の裏を利用したもの)と一緒に綴られている。従って、本来の形態がこのような綴りであったか否かは疑問。内容は永井氏が作成したり受け取ったりしたもので、廃藩置県以前のものも以後のものも含み、きわめて雑多というほかない。			綴
160	〔文書綴〕 綴られた文書の年代はほとんど不明であるが、おおむね廃藩置県前後と思われる。内容は永井氏が作成したり受け取ったりしたものであるが、きわめて雑多。			綴
161	〔文書一括〕 重ねて折り畳まれている状態の一括。年代はおおむね廃藩置県前後と思われるが、内容は雑多。			括(13点)
162	〔文書一括〕 内訳は綴りが2つと他にバラのもの。年代はおおむね廃藩置県前後であるが、内容は反故紙のようなものも多く、雑多としかいいようがない。			括
253	〔文書一括〕 一括の状態は重ねて丸められている。文書の年代は大体明治初期。永井家の家としての側面に関する文書が多いが他のものも含まれる。内訳1点ごとの目録情報はそれぞれ適切と思われる項目に掲げた。			括(17点)
254	〔文書一括〕 一括の状態は重ねて丸められている。文書の年代は明治3・4年頃。下深川村の与平・長蔵両名の争論に関する文書がまとまって含まれているが、それとは関係ない他の文書も見える。内訳1点ごとの目録情報はそれぞれ適切と思われる項目に掲げた。			括(10通)
255	〔文書一括〕 こよりで一括。年代は享保年中の文書写1点を除けば大体明治初期。内容は特にまとまりがあるようには見えない。内訳1点ごとの目録情報はそれぞれ適切と思われる項目に掲げた。			括(6通)
257	〔文書一括〕 こよりで一括。文書の年代は幕末から明治期に及ぶ。内容は、永井宗右衛門が上中野村の庄屋や用係の職務を執行する中で受け取ったものが多いが、私的な書状なども含まれており、雑多である。一括される必然性は不明である。			括(39点)
259	〔文書一括〕 こよりで一括。年代は文政年間から明治10年代まで。内容は雑多で特に一括される必然性は見いだし難い。内訳1点ごとの目録情報はそれぞれ適切と思われる項目に掲げた。			括(26点)
260/9	〔文書一括〕 こよりで一括。年代は大体廃藩置県前後と思われる。内容は、永井宗右衛門が上中野村庄屋の職務を執行する際に作成・授受したものも含まれるが、他に私的なものもあり、全体的に見て雑多。なお中に青鉛筆で「雑」と書かれた和紙(楮紙)の紙片が1枚ある。			括(23点)
261	〔文書一括〕 一括の状態は重ねて丸められている。文書の年代は幕末から明治初期にかけて。内容は雑多。内訳1点ごとの目録情報はそれぞれ適切と思われる項目に掲げた。			括(9点)
98	〔文書下書等綴〕 綴ってあるこよりは比較的近年のものに見える。年代は廃藩置県前後から明治10年代頃。内容は、永井家の私的なものが多いようであるが、性格不明のものもあり、雑然としている。			綴

文書番号	表題	年代	作成	形態
------	----	----	----	----

13. 断簡・反故・包紙等

103/9	〔もと冊子の丁〕(某村社倉麦の記述か)			一紙
108/15	文書断簡(高宮郡上中野村組頭安部亀助...)			断簡
108/3	〔家やしき入札包紙〕			一紙
108/31	〔剥離付札〕			一紙
12/20	反故・下書・断簡等			(10枚)
120/2	〔反故紙片〕 墨付1枚「多田芳平,反別,世話係」とあり。			一紙 (2枚)
121/2	〔文書断簡〕			一紙
121/6	〔反故〕			一紙 (2枚)
123	文書断簡(右者野山書上帖扣置仕候也)			継紙
124	〔横長帳断簡〕			断簡
153/6	〔書付断片〕			切紙
253/1	〔材木の覚下書〕			切継紙
253/8	反故紙等			(7点)
257/26	断簡・付札等			一紙 (4枚)
257/28	封筒・反故紙			(3枚)
259/20	〔文書下書〕			切継紙
260/6	〔文書断簡〕			断簡
260/7	〔文書断簡〕			断簡
260/8	〔文書包紙・封筒〕			(5点)
261/1	〔田畑売買証文控断簡〕 各丁の表題はすべて「例文」とあり。			断簡 (3丁)
69	断簡(文書の受送りか)			断簡